

令和6年11月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(11月26日 委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	1
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
(総務部)	
《分科会》	
総務部長予算議案説明	3
予算議案に対する質疑	3
予算議案に対する討論	3
《委員会》	
総務部長所管事項説明	4
学事振興課長補足説明	6
陳情審査	7
議案外所管事務一般に対する質問	7

(第2日目)

1、開催日時・場所	2 2
2、出席者	2 2
3、経過	

(教育委員会)

《分科会》	
教育長予算議案説明	2 2
予算議案に対する質疑	2 3
予算議案に対する討論	2 4
《委員会》	
教育長総括説明	2 4
議案に対する質疑	2 8
議案に対する討論	2 8
決議に基づく提出資料説明	2 8
教育政策課長補足説明	2 8
働きがい推進室長補足説明	2 9
高校教育課企画監補足説明	3 0
陳情審査	3 1
議案外所管事務一般に対する質問	3 3

第7号請願審査	4 6
請願に対する質疑	4 7
請願に対する討論	4 8
議案外所管事務一般に対する質問	5 0
第8号請願審査	5 6
請願に対する質疑	5 7
請願に対する討論	5 7
議案外所管事務一般に対する質問	5 8

(第3日目)

1、開催日時・場所	7 3
2、出席者	7 3
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

《分科会》

福祉保健部長予算議案説明	7 4
こども政策局長予算議案説明	7 4
国保・健康増進課長補足説明	7 5
医療人材対策室長補足説明	7 5
予算議案に対する質疑	7 6
予算議案に対する討論	7 6

《委員会》

福祉保健部長総括説明	7 6
こども政策局長総括説明	7 8
地域保健推進課長補足説明	7 9
議案に対する質疑	8 0
議案に対する討論	8 0
決議に基づく提出資料説明	8 0
地域保健推進課長補足説明	8 1
こども未来課長補足説明	8 2
こども家庭課長補足説明	8 4
陳情審査	8 5
議案外所管事務一般に対する質問	8 8
委員間討議	1 0 9

(追加上程予算議案審査)

1、開催日時・場所	1 1 1
2、出席者	1 1 1
3、審査事件	1 1 1
4、経過	

(総務部)

《分科会》

総務部長予算議案説明	1 1 2
学事振興課長補足説明	1 1 2
予算議案に対する質疑	1 1 3
予算議案に対する討論	1 1 5

(教育委員会、福祉保健部・こども政策局)

《分科会》

教育長予算議案説明	1 1 5
福祉保健部長予算議案説明	1 1 5
こども政策局長予算議案説明	1 1 6
教育環境整備課長補足説明	1 1 6
医療政策課長補足説明	1 1 7
長寿社会課長補足説明	1 1 7
こども未来課長補足説明	1 1 8
こども家庭課長補足説明	1 1 8
予算議案に対する質疑	1 1 8
予算議案に対する討論	1 1 9

・ 審査結果報告書	1 2 0
-----------------	-------

(配付資料)

・ 分科会関係議案説明資料	(総務部)
・ 委員会関係議案説明資料	(総務部)
・ 委員会関係議案説明資料 (追加1)	(総務部)
・ 委員会関係議案説明資料	(教育委員会)
・ 委員会関係議案説明資料 (追加1)	(教育委員会)
・ 分科会関係議案説明資料	(福祉保健部)
・ 委員会関係議案説明資料	(福祉保健部)
・ 委員会関係議案説明資料 (追加1)	(福祉保健部)
・ 分科会関係議案説明資料	(こども政策局)
・ 委員会関係議案説明資料	(こども政策局)
・ 委員会関係議案説明資料 (追加1)	(こども政策局)
・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策)	(総務部)
・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策)	(教育委員会)
・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策)	(福祉保健部)
・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策)	(こども政策局)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年11月26日

自 午後 1時29分
至 午後 1時31分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長	山下 博史 君
副委員長	鵜瀬 和博 君
委員	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	宅島 寿一 君
〃	中村 泰輔 君
〃	坂口 慎一 君
〃	清川 久義 君
〃	中村 俊介 君
〃	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

なし

6、審査の経過次のとおり

— 午後 1時29分 開会 —

【山下委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中村泰輔委員、畑島委員のご兩人にお願いいたします。

本日の委員会は、令和6年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議ないようでございますので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時30分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【山下委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないようですので、これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

— 午後 1時31分 散会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月9日

自 午前 9時58分
至 午前11時20分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	山下 博史 君
副委員長（副会長）	鵜瀬 和博 君
委 員	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	宅島 寿一 君
〃	中村 泰輔 君
〃	坂口 慎一 君
〃	清川 久義 君
〃	中村 俊介 君
〃	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長	中尾 正英 君
総 務 部 次 長	猿渡 圭子 君
学 事 振 興 課 長	櫻間 秀道 君

6、審査事件の件名

○文教厚生分科会

第93号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）

（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第96号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（関係分）

第109号議案

訴えの提起について

第110号議案

公の施設の指定管理者の指定について

（2）請 願

- ・「持続可能な学校の実現をめざす」意見書の採択を求める請願
- ・本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書

（3）陳 情

- ・市政に関する要望について（長崎市）
- ・令和7年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情
- ・要望書（島原半島関係4期成会等）
- ・特別支援学校（小学部・中学部）の設置について（要望）（新上五島町）
- ・要望書（一般社団法人長崎県保育協会）
- ・要望書（私立学校等に対する助成制度の充実について）
- ・要望書（対馬市）
- ・医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うよ

う国に意見書を提出することを求める陳情書

8、審査の経過次のとおり

―― 午前9時58分 開会 ――

【山下委員長】 皆さん、おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分ほか2件及び請願2件でございます。

そのほか、陳情9件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより総務部関係の審査を行います。

【山下分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分でございます。

歳出予算で、合計で596万円の減を計上いたしております。

これは、総務部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長より所管事項についての説明を受けた後、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

総務部長より、所管事項説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

総務部の「文教厚生委員会関係説明資料」、それから追加1をお開きいただければと思います。

今回、ご報告いたしますのは、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、私立学校児童生徒の問題行動等調査について、事務事業評価の実施について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、元長崎県立大学教員の逮捕について、令和7年度の主要施策、長崎県子育て条例行動計画（素案）についてでございます。

まず、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてでございます。

長崎県立大学における令和7年3月卒業予定者の10月末現在の就職内定率については85.0%で、前年同期比4.6ポイントの増となっており、学部別では、経営学部が77.0%、地域創造学部が84.2%、国際社会学部が85.7%、情報システム学部が93.0%、看護栄養学部が95.7%となっております。

一方、就職内定者のうち、県内内定者の割合は32.1%で、前年同期比1.9ポイントの減となっており、学部別では、経営学部が24.8%、地域創造学部が31.2%、国際社会学部が35.4%、情報システム学部が29.0%、看護栄養学部が48.3%となっております。

県立大学においては、県内企業で活躍するOB・OGとの座談会の開催や県内就職支援員による県内企業情報の学生への提供など、県内就職の取組を実施しているところでありますが、看護栄養学部以外の学部は県内企業への就職内定率が低下しており、10月末時点では、前年同期を下回る県内内定率となっております。

今後も、県内企業の情報を未内定者に紹介するほか、地域に根差した実践的な教育等を通じて県内就職率向上への取組を推進してまいります。

次に、私立学校児童生徒の問題行動等調査についてでございます。

文部科学省が行った令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が去る10月31日に公表されました。

このうち、本県の私立小・中・高等学校全体の結果をご報告いたします。

暴力行為は、発生件数は40件と前年度より1件減少し、いじめ認知件数は90件と、前年度より6件減少しております。

次に、長期欠席については、病気、経済的理由、不登校、その他の理由により年間30日以上欠席している児童生徒は631人となっております。

長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は、全国的にも増加傾向でございますが、本県においても382人と前年度より44人増加しております。

また、私立高等学校における中途退学者数は、全国的にも増加傾向でございますが、本県においても170人と前年度より31人増加しております。

今後も引き続き、暴力行為、いじめ、不登校など、児童生徒の生徒指導上の諸課題や課題の解消に向けて、私立学校、その設置者である学

校法人、その他の関係機関と連携し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。

次に、事務事業評価の実施についてでございます。

本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。

総務部関係については、お配りしております資料のとおりであります。

事務事業評価については、7件の事業群評価調査により、12件の事業を評価いたしましたが、そのうち5件の事業について、令和7年度に向けて改善の見直しを検討しております。

なお、事務事業評価の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

次に、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況についてでございます。

令和3年度から令和7年度の5年間を事業計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和5年度末における施策の進捗状況について、施策体系を共通化し、一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、評価・分析を行ったところであり、総務部関係については配付している資料のとおりでございます。

総合計画の施策及び事業群の指標である4項目の令和5年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和5年度の目標値を達成したものが2項目、令和5年度の目標を達成していないものの改善傾向にあるものが1項目、令和5

年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである2項目の令和5年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したものと及び令和5年度の目標値を達成したものが1項目、令和5年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実強化を図りながら、最終目標の達成に向けて施策の推進に努めてまいります。

次に、元長崎県立大学教員の逮捕についてでございます。

令和6年11月12日に、長崎県立大学看護学科の元教授が、児童買春ポルノ禁止法違反、公然陳列などの疑いで逮捕されたとの報道がありました。逮捕された者は、既に大学を退職しておりますが、県といたしましては、教員として在職中の事案でありますことから、事態を重く受け止めており、大学とともに今後の捜査の動向を注視することとしております。

なお、大学においては、学生に対するカウンセリング体制を強化し、精神的ケアに努めていると報告を受けております。

続きまして、「文教厚生委員会関係説明資料（追加1）」をご覧ください。

令和7年度の主要施策についてであります。令和7年度の予算編成に向けて、令和7年度長崎県の主要施策（素案）を策定いたしました。

これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと新しい長崎県づくりのビジョンが示す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであり

ます。

このうち、総務部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

総務部といたしましては、建学の精神に基づいた私立学校の独自性・自主性を尊重しながら、魅力ある学校づくりを推進いたします。

また、地域に根差した実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進するほか、企業との連携強化、大学の競争力向上に向けた教育環境の整備・充実を図ることで、魅力ある選ばれる県立大学を目指します。

具体的には、私立小・中・高等学校における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図るため、学校の運営に要する経常的経費の一部を支援してまいります。

また、私立学校施設の耐震改築工事への支援をしてまいります。

このほか、長崎県立大学佐世保校において、学部学科再編を踏まえた新たな機能を有する校舎への建替えに係る建設工事を実施してまいります。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状況につきましては、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中で、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

最後に、「長崎県子育て条例行動計画（素案）」についてであります。

去る9月定例会において、骨子案のご議論いただいた次期長崎県子育て条例行動計画につきましては、今般、県議会や条例推進協議会のご意見等を踏まえた計画素案をお示ししております。

このうち、総務部関係の主な施策としましては、第3章 子どもや子育て家庭への支援において、児童生徒に安全な教育環境を提供するため、私立学校施設の耐震化の完了を目指すとともに、私立学校に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、授業料の減免、通学費補助などに取り組んでまいります。

また、第5章 きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援においては、いじめ、不登校等対策や子どもの貧困対策を推進することとしております。

今後、引き続き、素案の検討を行うとともに、県議会をはじめ、パブリックコメントや意見交換会などによる子どもや若者を含めた県民の皆様のご意見等を踏まえながら、今年度末の策定に向けて取り組んでまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】県立大学の就職内定状況について、補足して説明いたします。

配付しております資料1「長崎県立大学の就職内定状況について」をご覧ください。

表の左側に令和6年10月末時点の就職内定状況、右側に前年度同時期の就職内定状況を記載しております。

令和7年3月卒業予定者の令和6年10月末現在における就職内定率は、85.0%と、前年同期比4.6ポイントの増となっております。

また、佐世保校の県内企業への就職内定状況は、経営学科29.7%、国際経営学科10.3%、公共政策学科38.1%、実践経済学科24.8%で、佐

世保校全体では28.5%となっており、前年度同期比2.9ポイントの減となっております。

次に、シーボルト校ですが、国際社会学科35.4%、情報システム学科25.9%、情報セキュリティ学科30.3%、看護学科63.0%、栄養健康学科25.7%で、シーボルト校全体では37.8%となっており、前年度同期比1.3ポイントの減となっております。

表の下段になりますが、大学全体としましては、32.1%で、前年度同期比1.9ポイントの減となっております。

また、県内生の県内内定率が、大学全体で54.9%と、前年度同期比より4.2ポイント減少となっております。

学科ごとの県内内定率の状況につきましては、実践経済学科、看護学科、栄養健康学科は向上しているものの、その他の学科では他県からの旺盛な求人や大手志向の学生の増加による影響などもあり、県内内定率が低下しております。

今後につきましては、まだ就職活動を続けている学生もおりますので、県内企業の情報を積極的に提供するなど、就職活動に対する支援を続け、県内就職率の向上に取り組んでいくこととしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【山下委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は55番であります。

陳情書について、何かご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質問がないようですので、陳情

につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【中村(泰)委員】 総務部関係の議案外の所管事項についても記載がございましたけれども、文部科学省が行った「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果についてお尋ねいたします。

こちらの文科省が作成をされた資料の43ページです。今年の2月議会でもこちらをお尋ねいたしましたけれども、まず、我が県の1,000人当たりのいじめの認知件数ですが、下から数えて何番目か、ご答弁をお願いいたします。

【櫻間学事振興課長】 一旦休憩をお願いします。

【山下委員長】 暫時休憩します。

— 午前10時18分 休憩 —

— 午前10時18分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

【櫻間学事振興課長】 県におけるいじめの認知件数ですけれども、1,000人当たりの件数としましては、長崎県におきましては17.9件ということで、全国の順位としては全国最低の認知件数となっております。

【中村(泰)委員】 全国で1,000人当たりの認知件数が一番少ないのが我が県であります。これは、ずっと、私が今年の2月議会でお尋ねした時、令和4年のデータでした。それでも、恐らく下から数えて2番目だったというふうに記憶していますし、その前の令和3年度も本当下位なんですね。1,000人当たりの認知件数が少ないということは、いじめとして認知されている数が少ないので、まずもって、長崎県の先生方が

しっかりいじめに対応していただいているという認識にまずは立たなければならないと思いますし、頑張っただいただいていると、私もそのように感じております。

ですが、一方で、例えば1,000人当たりの認知件数で最も多いのが山形県、昨年もこれは山形県が多かったんですね。たしか120人ぐらいいていたかと思います。長崎県と比べて、これが6.5倍の数字なんですね。

これは、全国で、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と、公立・私立が合わさっている、本来であれば教育委員会も含めての議論にならざるを得ないんですが、数字としてあるのがこれしかない、今はこれで議論をしないといけないんですけれども。

昨年お尋ねした時も、なんで長崎県が、この数字がいいのか悪のかというところになるんです。というのは、認知されてないということであれば、本来、いじめとして声を上げているのに、その声がもしかしたら先生のところに届いてないという可能性もあるんですね。

1年たちました。また、新しい数字が出てきて、次はもう長崎県が一番認知件数が少ないんだという最新のデータになっています。改めて、この学事振興課として、この数字をどのように評価をされているのか、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】 認知件数につきまして、他県との差があるということでございます。

学事振興課としての受け止めですけれども、やはり県内において、我々の場合は私立学校ということにはなりますけれども、我々としみしても、各学校に対しましてはいじめの早期発見であるとか、未然の予防ということにつきましては、毎年、開かれております校長、教頭、教務主任等の会議において、その働きかけをして

いるところでございます。

また、本県の場合は、3年に一度全ての学校を回るようにしておりまして、その中でいじめに対する丁寧な対応ということもお願いをしているところでございます。

その際には、保護者なり、児童生徒なりが、いじめではないかと受け止めるのであれば、それはいじめがあるものとして、学校としてはまず対応してくださいというところをお願いしているところでございます。

そういったことで、本来はいじめがあったのに認知できていないのではないかとということについては、はっきりとそうなのかどうかということは申し上げることはできないんですけれども、我々としては、そこはしっかり各学校にはお伝えして、学校において対応していただいているものというふうに認識しております。

【中村(泰)委員】 私がお尋ねしたのは、現在の取組というより、この数字、最後の方に課長がおっしゃっていただきましたけれども、この数字をどのように評価しているのかというお尋ねなんですね。

1年前、今年の頭にお尋ねした時には、わからないというのが正直なところだったんです。議会の答弁ではということまではおっしゃらなかったですけど。話をすると、なかなかその評価は難しいんですと。ただ、恐らくそういう指摘を初めて受けられたのかなと、私はその時に思いました。ただ、数字がずっと低位で起きているんですね。私がお尋ねして、もう1年たって、またこの数字、次は全国で一番低いんだという結果になったんですね。

そこで、県としてこれをどう考えているのかは、さすがにおっしゃっていただかないと、今ということではなくて、この間お尋ねしたのは、

今後どうするんですかというところでご答弁いただいたんですが、やはり積極的にいじめは認知していくべきものだとは思います。それは、恐らく県もそうだと思いますし、ご答弁も、当時、総務部、教育委員会にそれぞれいただきましたけれども、そういうご趣旨でした。

改めてこの数字が出てきて、それで県としてどうなんだというお考えはお尋ねしないといけないんですが、そこはどうでしょうか。

【櫻間学事振興課長】先ほどもご答弁申し上げましたけれども、県として、当然認知されるべきいじめが認知されないということがあってはならないというふうに認識をしております。そのため、これにつきましては、学校でそういった認知すべき案件をしっかりと認知していただくというところで、学校に対しては、県としてはそういったお願いはしているところではございます。

【中村(泰)委員】 答弁がかみ合わないので、ここはずっとというか1年間、もう時間がたっていますので、しっかり分析をしていただくことが県の仕事だと私は思い、質問を終わります。

【山下委員長】 ほかにありませんか。

【堀江委員】 私も、私立学校児童生徒の問題行動等調査について質問したいと思います。

まず、お尋ねいたしますが、この文科省の調査、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」というのは、毎年行われているのか、それとも何年に一回なのか、確認させてください。

【櫻間学事振興課長】 こちらの調査は、毎年行われております。

【堀江委員】 これは、公立と私立と行われていて、毎年行われていますね。教育委員会の方では、11月の議会に、これは必ず議会に報告があ

っています。でも、学事振興課はありませんでした。私が間違っていたら指摘してください。この3年間を見ても、今回の調査を学事振興課が議案外で報告するというのは初めてなんですよ。それが事実なのかどうかというのと併せて、なぜ今回は報告しようと思ったのか、その経緯についても説明を求めます。

【中尾総務部長】 部長報告でございますので、私からご説明申し上げます。

今ご指摘がございました児童生徒の問題行動等生活指導上の諸課題に関する調査、こちらは従来から行ってございますけれども、この調査自体が文部科学省が学校設置者に対して依頼して行っている調査ということもございまして、県は、私立学校の設置者というところではございませんことから、これまで議会へのご報告はさせていただかなかったところがございます。

一方で、近年、問題となる事件数といったものも増加しておりますし、また、その事象も複雑化しているということでございます。何より、長崎県で勉強する子どもさんは、私立・公立問わず、長崎県の大切な子どもたちでございますので、この点について、今回、私立学校も含めて、設置者ではございませんけれども、ご報告させていただくということにいたしました。

今後は、11月議会で定例的にご報告させていただきたいと存じます。

【堀江委員】 私がこれから質問することまで答弁いただいたんですが、今後はやっていただくんですね。要は、確かに設置者に対する調査で、今部長が言われたとおりなんです。私はいつもどうして私学でこれを報告しないんだろうかというのは疑問に思っておりまして、今回報告になったので、改めてこの質疑をさせていただいたんですが、今後、これは報告していただく

ということで理解していいかという質問の準備をしておりましたけれども、もう部長が、今後、11月議会には報告しますということなので、ぜひその方向でやっていただいて、公立・私立問わず、今、部長が言われましたように、子どもたちの置かれる状況を、県としてだけでなく、議会としても共有するというのは、私は大事だと思っておりますので、今後も報告していただきたいと思っております。

その上で、2つのことだけを質問したいと思いますが、この不登校の状況ですよね。細かい数字については、今回初めて報告するのでお尋ねしたいんですが、不登校については、令和5年度が全体、その30日以上欠席が631人の中で、不登校が382人になりましたという報告なんです。例えば令和4年度分、令和3年度分で、要するに30日以上欠席が何名で、不登校が令和5年度は382人だけれども、令和4年度、令和3年度は幾らかという細かい数字が答弁できますか。

【櫻間学事振興課長】 今、委員からご紹介がありましたとおり、令和5年度の長期欠席者631人となっております。そのうち不登校が382人ということでございます。そのほか、令和5年度の内訳としましては、病気によるものが216人、経済的理由によるものが5人という状況でございます。

これが令和4年度の場合ですけれども、全体の人数としましては677人の長期欠席者、そのうち病気によるものが267人、経済的理由によるものが4人、不登校によるものが338人というふうになっております。

【堀江委員】 いろいろ言うとうわからなくなるので、不登校だけでいいんですけど、令和3年度は手元に資料がないんですね。

【櫻間学事振興課長】 令和3年度の不登校が277人となっております。

【堀江委員】 細かくてごめんね。だから、令和3年度は、全体としては幾らですか、30日以上欠席は。

【櫻間学事振興課長】 全体では、528人となっております。

【堀江委員】 ごめんなさいね、細かい数字で。

というのも、やはり去年との比較、前年度の比較だけではなくて、少なくとも3年間の比較が必要だと私は思っております。聞いたんですが、いずれにしても、令和3年、令和4年、令和5年と見た時に、30日以上欠席が528人、677人、631人という状況の中で、不登校については277人、338人、382人ということで、全国の傾向と同じように増加しているというのがあるんですけども、この内訳をどういうふうに見るのか。私は、学校に行っていることだけが全ていいというふうには思っておりませんで、今、様々に「学びの場の保障」という言葉が出てきて、どういう形で学びを保障するかということが、いろいろ変わってきているとか、そこに視点を当てている状況もあります。

そういう中で、いずれにしても、不登校という形で30日以上欠席している私学の子どもたちが増えているというのを、設置者の皆さんなり、学事振興課でそれをどういうふうに見ているのか、見解がありましたら教えてほしいと思います。

【櫻間学事振興課長】 不登校については、過去3年間増加傾向にございまして、その主な理由としましては、これは生活リズムの不調に関するものであったり、学校生活に対してやる気が出ないということで不登校、必ずしもそれが原因ではないんですけれども、不登校になってい

る生徒から、学校に対して相談があった理由としてそういったものがあるようでございます。

そうした中で、学校生活に対してやる気がなくて、なかなか学校に通えないといった場合に、例えば支援としましては、各学校におきまして、そういったそれぞれの子どもが抱える、児童生徒が抱える悩みに対して、より学校の教員とはまた別な形で児童生徒のサポートをしていくというところでスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーが配置されておりますけれども、そういった方たちがそれぞれの個別の児童生徒の悩みに対して相談を受け、そして、その子たちにとってどういった学び方、あるいはどういった助言が必要なのかということ、関係する様々な機関とつなぐことによって、その児童生徒たちが、不登校のまま、例えば家にひきこもった状態のままでいることから何とか踏み出すような形の取組というところを、県としまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置していただくことについて支援をして、そういった取組を充実させることで、こういった不登校の課題については、少しでも解決に近づくことを期待しているところでございます。

【堀江委員】 委員長、すみません、私は緊張してストップウォッチを押すのを忘れていました。私の質問時間はあと何分ですか。

【山下委員長】 今、10分です。

【堀江委員】 県教育委員会ですと、例えば不登校対策ということではないんですが、どういうふうにするのかという一つの方針とかが出せますよね。でも、学事振興課の場合は、その不登校をどう捉えるか、基準としては30日以上欠席しているということではあるんだけど、そこに置かれている子どもの状態をどう捉えるか

というのは、私立の高校はそれぞれ視点が違うんだというふうに思うんですね。だから、そういう意味では、学事振興課が不登校対策はこういう方向でとりますとかというのは言えないと思うんですよ、やっぱり学校を設立するいろんな状況がありますのでね。

そういった時に、結局、文科省が出している私学に置かれている子どもたちの状況を議会にもこうやって出すんですけど、それをどう見るか、どうするかというのは、やはり私は、公表時期は10月31日になるんですが、即議会ということもあるんですが、こうした状況を例えばどう見るのかということ、設置者でありますそれぞれの私学の皆さんとも一定意見交換なりする機会があれば、どういうふうに見るのか、もう時間がないですが、例えば私立高校の中途退学者をどう見るか、このこと一つをとっても、経済的な問題であったりとか、しかし、そういうことも含めてそれぞれの学校で対策をとっていると思うんですが、それでもやはり増えているというふうに思うんですね。

だから、そこをどんなふうにとるか。要するに調査がありました。それを議会にも報告しますという時に、必ず、じゃそれをどう見るのかという、先ほどの中村(泰)委員もそうですけれども、質問がきます。その時に、どう答えるかというのは、県教育委員会が答えるのと、総務部の学事振興課が答えるのとは全然違うと思うんですね。答えられない。だって、自分がやらないんだから。それぞれの学校はやっているわけで、それぞれの学校は十人十色という言葉を使っていいのかどうかですけど、それぞれ特色がある私学の学校づくりをしているので。

だから、私が言いたいのは、数字を出す、調査結果を報告するということであれば、どう見

るのかという視点というのは、短い言葉で語れない部分もあるじゃないですか。だから、そこは難しいなという面と同時に、私としては、その調査を挙げていただいて共有したいという思いも一方であるんですけど、どう見て、こういう対策をとりますというふうにはなかなか言えないので、そこをどんなふうに報告するのかなと。だから、報告するというのは、そこまで意味があるのではないかというふうに私自身は思っているんですが、これから報告しますと、設置者ではないんですけども、今後報告しますという立場に立っているんですけど、そこら辺の視点というか、見解というか、考えは、今の段階、お持ちですか。部長が、これは部長報告だと言われましたので、これから検討するなら検討するでいいんですが、私は、今回、私学が初めてこれを報告したということで、そこまで考えたんですが、部長としてはそういう視点というか、お考えは、今現在あれば教えてほしいと思います。

【中尾総務部長】 今、委員ご指摘のとおり、設置者でないという立場からしますと、何か強要できるといいますか、指導できる、強制力を持って指導できる立場ではございません。まずは、現状について、少なくとも議会においてご報告をさせていただき、議論の一つとさせていただければというふうには思っております。

私どもでせめてできることと申し上げれば、設置者であります公立学校についてはこのような取組が行われているとか、そういったことを通じて私学の皆さんに考えていただく機会は与えられるのではないかと考えておりますし、また、この委員会の場において、ご議論があればそれをお伝えすることもできるかというふうに思っております。

そうした中で、建学の精神に基づく私学が、そこで学ぶ学生さんのよりよい教育環境を整えるような一助になればいいというふうに考えているのが、今の私ども総務部の立場でございます。

【堀江委員】 私は、いずれにしましても、現状を共有するというのは、私も部長も同じ意見だと思いますので、そういう意味では、それを今後どうするかというのは必ず出てきますので、そこが設置者のところと設置者じゃなくて私学をまとめる部署との違いが出てくると思いますので、ここの部分は私も勉強したいと思いますけれども、研究していただきたいと思います。

いずれにしても、今回、こうやって報告していただいたことは、私はすごく評価したいと思います。

最後にもう一つ。次期長崎県子育て条行動計画の数値目標案一覧で、令和7年度から11年度ということで、私の疑問というか、17番です。

「継続」ということで、私立の小・中・高の耐震化率です。これは、目標は令和7年度から11年度なんですけど、今の目標は、令和7年度に100%、これは県の総合計画と一緒にしますよということなんですけど、でも、実際はこれではできません。できないんですよ。それで、今から令和11年度の目標も令和7年度と同じ100%ということでもいいのかなと。

というのは、耐震化率100%というのは、それにするべきだと思うんですけど、実態としてはなかなか難しいですよ、100%耐震化率というのは。これはこれまでの決算審査なり、いろんな質疑の中で明らかになってきたように、国の補助も必要だし、するべき学校も財源が乏しいので、何十周年とかということでお金を集め、財源を確保してするという話も聞いており

ますので。そうなった時に、耐震化率を100%に掲げるということと、そして令和7年度の目標をそのまま令和11年度にするということと、これはどう見たらいいのかということをお教えいただけますか。

【櫻間学事振興課長】 令和7年度で100%という目標につきましては、先ほど委員からご指摘がありましたとおり、令和7年度を終期とする現在の総合計画に基づく目標となっております。そのため、現時点では100%というところを置いているところでございます。

今後は、次の総合計画ができるに当たって、この目標をどうしていくかということでございますけれども、ここにつきましては、確かに私立学校は各学校法人の自己負担が必要ということもありまして、なかなか100%は難しい目標であるということは認識しているんですけれども、県としましては、やはり私立学校に対しましては災害時における児童生徒の安全の確保のためには、やはり全ての学校において、できるだけ早く、早期に耐震化を進めていただく必要があると考えているところでございます。

そうした県の考え方というものをしっかりと私学に対してもお伝えする意味でも、この100%という目標を県としては掲げさせていただきたいと考えているところでございます。

【堀江委員】 私としては、できない目標ではないのかと、できない目標に掲げるのはいかななものかという考えも一方でありましてね。

でも、言われるように、それは100%じゃないといけません、子どもたちの安全・安心も含めまして。だから、県の姿勢を示すと、そういう数値目標という意味も込めて100%にするというのは、一定理解をする、そうかなという面も一理あるというふうに思います。いずれにし

ても、言われるように小・中・高の耐震化率というのは、やっぱり必要なところ、未実施のところはやっていただきたいという希望は私も同じですので、一定今の答弁は理解をしたいと思います。ということで終わります。

【山下委員長】 ほかにありませんか。

【中山委員】 県立大学卒業予定者の就職内定状況についてお尋ねいたします。

先ほど、総務部長から説明がありましたけれども、大学全体としては4.6%増ということありますから、やはり売り手市場だなということを確認できたわけでありまして、学校も一定努力はしているなど見えるわけでありまして。

ただ、我々が一番課題としている県内就職率等含めて、これが昨年度から、ようやく昨年度上がったなと思ったら、今年また2ポイントばかり下がった。その中で、特に県内生の県内内定率が、なんと4.2ポイントも下がっているんですね。今までの努力にかかわらず、こういう状況があってちょっと驚いているんですけれども、この辺の要因についてどのように捉えているのか、どういう政策が足りなかったのか含めてお答えいただけますか。

【櫻間学事振興課長】 委員からも今お話がございましたとおり、県外からの旺盛な採用の動きがあるということでございまして、これが数字として申し上げますと、昨年度と比較しまして今年度は、県内・県外含めて全体としましては県立大学の卒業予定者に対する求人というのが1万3,825社ございます。これは前年度と比較しますと1,133社増えている状況でございます。

このうち、県内からの求人企業数というのが225社ございまして、こちらは県内企業からの求人数というのは、実は前年度と比べますと14社減っている状況でございます。

そういった中で、県内生を含めた学生が、その求人に対しての選ぶ先としましては、どんどん県外企業のそういう求人の情報が入ってきているというところで、どうしても目が県外の方に向きがちになるというところがございます。

そうった中で、求人数が大幅に増加しているということもございますし、また、学科によりますけれども、これは公共政策学科の場合になりますけれども、就職先としまして、東証プライム等への上場企業、こちらへ就職する割合というのかかなり増えてきております。そういった点から申し上げますと、やはり学生の大手志向というところがかなり出てきているのではないかなというふうに思っております。

【中山委員】 これまで、県内就職支援員とか、また、県内企業情報の学生への情報提供を中心にやってきたけれども、これが功を奏さなかったということになるわけですね。

それで、12月8日（日）に、こういう形で「変わりゆく県立長崎大学」という形でPRしていますよね。これによって施設が新しくなりましたよと。そして佐世保校、長崎校の特徴を載せてこうなっているんだけどね。やはりこういう中で、もう少し授業の特徴というか、中身の問題、この辺をもう少しピックアップするとか、また、在学生や卒業生の学校に対するコメントとか、そういうのを載せるとか、そういう工夫がもっとできるんじゃないかと思えますし、併せて、県民も含めて大学をもっともっとPRしていく必要性を感じるわけですね。

今、これが1回だけじゃないと思うけれども、年間こういう代物を何回ぐらい県民向けに発信しているのか、その辺を教えてくださいませんか。

【櫻間学事振興課長】 こういった新聞、例えば今回のような新聞一面を使った広告というのは、

年に何回もということでは実施していないところでございます。

この広告のあり方につきましては、確かに今、委員からご指摘がございましたとおり、今回の新聞の中ではOB・OGの声といったところが書かれていないというところがございます。

今まで、大学案内や県のホームページにおいては、そういったOB・OGの声というのは載せてきているところがございますけれども、やはりそれはあくまでも県立大学にもともと関心を持っていた方が見るものということを考えますと、確かに今後は一般の方たちが目に触れる広告において、そういったOB・OGの声というものを載せて一般の方たちに見てもらう必要もあろうかと思っております。

【中山委員】 それと、やはりこれは時期の問題ね。12月がいいのかどうかという問題はあるよね。もう少し早い方がいいのかなという感じもするけど、時期の問題。

もう一つ、根本的な問題なんですけど、これからも変わりゆくキャンパスで、これからも地域に根差した大学として、「地域に根差した大学として」とあるんですよね。やはり地域となると、佐世保市だけに限定されるような感じになってくるのでね、それはそれとしていいんだけど、長崎校もあるし、ぜひこれは長崎県に根差したという形に、こういう発想になっていかんことには、つながっていかんと思うんですよね、この地域ということで。その辺をぜひ、よくよく大学とも話をしてほしいなということを、まず1点申し上げておきたいと思えます。

それと、具体的に一つだけお聞きしないといかんのは、この国際経営学科、去年は8人で17%だけれども、今年度は4人で10%、ほとんどこれは10%台だと思うんだよね。この辺について、

極端にこういうふうに低い部分については、いろいろ理由はあると思うけれども、この辺について深掘りして大学側と話をした経過がありますか。

【櫻間学事振興課長】国際経営学科の県内就職率がなかなか伸びないというところにつきましては、やはりこの学科の性質上、国際経営学科というのがグローバルに活動する企業で活躍できる人材とか、国際社会の成長に貢献できる人材の育成を目指しているところがございます。

そうした中で、やはり他学科の学生と比較しまして、勤務地が県内である、県外であるということはあまり重視しない傾向に学生があるということは大学の方から聞いているところでございます。

それから、これはコロナ禍におきまして、学生の就職活動が、オンライン化がかなり進みまして、これまで県外での就職活動となりますと、やはり面接や試験、あるいは企業訪問におきまして、交通費がかかったりという問題もございまして、なかなか活動は近いところに限られていたところがございますけれども、そういったところがオンラインによる企業の採用活動が一般的になってきたので、そういった距離的な障害がなくなって、今では、より県内と県外というところを意識して、区別して考えるという意識が、この国際経営学科の学生については、特にそこが薄い傾向にあるようでございます。

【中山委員】これは、教育委員会も含めて、グローバル人材を育てようということで、しきりに今、英語教育を含めてやっているんです。ところが、そうすると、せっかく長崎でグローバル教育をした優秀な人材が長崎に定着しないということであれば本末転倒なんですよ。何のためにそこまでやらんといかんのかと。

これは、県内生の県内就職率も26.7%、低いんですよね。こういう問題について、優秀な人間を長崎で育てるためどうすべきかという問題についても、やはりもう一回生徒と、よくよく話を聞きながら、いい情報提供をしながら、やはり長崎というのが地盤にあって、その中で東京に行こうがアメリカに行って活躍しようが、そして、その後、そのノウハウを持って長崎に帰ってくるという流れができてくれば大変ありがたい話になってくるので、行きっぱなしということになったら、なかなか納得しにくいんですよね。ぜひ、その辺を含めてグローバル人材を育てるというならば、いずれ長崎に帰ってきてもらおうと。そのためには、ふるさと教育とかキャリア教育をきちんとやったらどうかという話もしているんですけれども。ぜひもう一回、極端に低いところについては、学生志向ばかりじゃなくて、もう一回よくよく協議をしてほしいということをお願いしたいと思います。

それともう一つ、全体の問題として申し上げておかないといかんのは、今までの対策を見る限りにおいては、32%前後で定着しつつあると。目標を44%と掲げているのであれば、これに向けて、今まで取り組んできた問題はあるけれども、新しく何か足りない部分を乗せていく、政策に盛っていく。私が言ったように、地域貢献活動を学校全体として取り組んで、そして県民の理解を得て、県立大学というのは地域貢献をやっているなど、自分の娘や息子をやって頑張ってもらおうかなというふうに、大学が一体となって取り組むことが県民の理解を得やすいと思うので、私は口ずっぱく言っているけれども、大学自体が、就職については上がっているのに努力しているんじゃないかと。ただ、長崎県内就職は低いんだと。県内就職については否定的

な人が多いんですよ。今さらそういうばかなことを言うのかという先生がおりますよ。何を言っているんだと、グローバルという中で長崎におれおれと、なんでそういうことを言うのかと。企業にもそう言う人がおりますよ。そういう人に、厳しい中で長崎県の方針として県内就職率を上げていこうということで決めた以上、やはり何らかの形でそれに近づけていく必要があるし、そのためには短・中・長期の戦略を作って、そして何としてでも44%を達成する。この辺の意気込みについて、総務部長も含めて、ひとつぜひ大学と話をして、今までの取組ではもう無理ですよ。そうであれば、44%の目標を破棄するとか、どっちかにせんことには、我々としても質問して、全然改善されないとなると、何のために質問しているかということになってくるので、ぜひその辺を含めて、44%の廃止も含めて、きちんとしてやるようであれば、目標を確実に県民にわかるように立ててそれを実現していくと、ぜひそういう形をつくっていただきたいと思いますけれども、ひとつ総務部長に決意を述べていただければと思います。

【中尾総務部長】 まず、数字のお話だけ申し上げますと、44%というのは総合計画でも掲げております数字ということで、我々はこれを目指して、県立大学とともに、これまで県内就職率を上げようということで、様々努力をしてきたところでございます。

今、委員からご指摘のございました数字のあり方というのは、これから総合計画自体を見直すということにもなりますし、何より、先ほど委員もおっしゃいましたが、長崎県で働くだけではなくて、いずれ戻ってくるとか、いろんな形で長崎県のために尽くしてくれる学生さん、社会人の方というのは、これから長崎県立大学

の方でも考えていかないと、そのパターンがどういうパターンかということはあろうかと思います。

そうした中で県内就職率ということについての目標をどう掲げるかということは考えたいと思いますし、何より、常々申し上げておりますとおり、長崎県立大学は県立大学でございますので、地域のために、長崎県全体のために、何らか思いを寄せて働いてもらえる、働く人材を育てるのが一つの宿命だというふうにも思っておりますので、そのようなあり方について、数値目標は数字として掲げますけれども、そのことに向かってどういう施策が構築できるのかということは、県としても、それから大学としても一緒になって考えてやっていきたいというふうには考えております。

【山下委員長】 ほかにありませんか。

【坂口委員】 私から、委員会説明資料（追加1）2ページの県立大佐世保校の学部学科再編を踏まえた校舎の建替えに関する建設事業について伺います。

令和7年の長崎県の主要施策素案を見ると、20ページですね。県立大学佐世保校建設整備事業費で4億900万円予算要求をされているという状況で、ここ数年で、大学側の資料によりますと、全5棟の整備が進められているということで、既に食堂棟、管理棟、こちらがもう供用開始されているということですが、この令和7年の整備事業、これについて、まず概要を教えてください。

【櫻間学事振興課長】 令和7年度におきましては、まず、食堂棟が現在供用開始にはなっておりますけれども、それはまだ半分だけしかできておりませんで、残り半分の建設というのが必要になります。残り半分のところに、以前まで

学生会館として建っておりました建物がござい
ますので、そちらの解体及びそこへの食堂棟の
建設といったところが令和7年度において実施
していく事業となっております。

【坂口委員】 この大学の中核機能というか、講
義棟、あるいは、今、予定されているのが地域
交流棟ですか、このあたりの整備というのが今
後どのあたりをめどに進められるのか。

というのが、この組織、学部学科の再編とい
うのはハードの整備が整ってはじめて、その効
果というか、本来の目的が発揮されるものと考え
ておりますので、なるべく早急に実施すべき
というふうに考えますが、そのあたりの見通し
を教えてくださいと思います。

【櫻間学事振興課長】 今、委員からご説明が
ございました講義棟並びに地域交流棟でござい
ますけれども、地域交流棟につきましては既に完
成しておりまして、実際に供用開始しております。
ただ、講義棟が、今現在、建設中というところ
で、講義棟が建設中の間は教室が一時的に
不足する状態になっておりますので、地域交流
棟は、本来でしたら地域と一緒に様々な
取組をするための建物でありますけれども、現
在は一教室として、講義棟として使用している
ところでございます。

講義棟が今年度には完成をいたしまして、来
年度からは、本来の講義棟の数は確保されます
し、それから地域交流棟についても本来の目的
である地域との交流のために活用する場として
来年度以降、供用ができる見通しとなっております。

【坂口委員】 来年度から本来のというか、本来
の組織再編に合わせた形での供用が開始される
ということですが、これによってこれまでの様
式というか、形式からどのような変化が期待さ

れているのか。いろいろアクティブ・ラーニン
グであったり、PBLに対応したキャンパスづく
りとか、地域交流棟においては滞在型キャン
パスとか、そういったコンセプトが示されてい
るんですが、もう少し具体的にどういう変化が見
られるのか、効果が期待できるのかというところ
をお聞かせいただければと思います。

【櫻間学事振興課長】 今、新たに整備した建物
につきましては、どの教室におきましてもそう
いったPBLの教育ができるような形で準備を
整えているところでございます。

そういった教室におきまして、どのような形
で授業といいますか、学外を含めた実践的な学
びというのをどのようなカリキュラムで、どの
ようなやり方で行っていくかということにつ
きましては、今現在、まだ大学の方で協議を進
めているところでございまして、現段階でご説
明できる状況ではないということでございます。

【山下委員長】 ほかにありませんか。

【川崎委員】 「令和5年度児童生徒問題行動・
不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に
ついてお尋ねします。

既に多くの委員からも質問がありましたので、
重複すると思いますけれども、大事なことなの
で確認をさせていただきたいと思います。

部長説明資料に、令和5年度いじめが90件、
対前年6件減であったということでありまして、
数字上からいけば、これはいい傾向なんだろう
というふうには思っているところでありますが、
長崎県は全国でも一番認知数が少ないというこ
ろで、先生たちの努力もあったんだというふう
に思っております。この減に関しては率直に
評価いたしますけれども、この間、いじめ防止
対策、全般的になろうかと思いますが、どのよ
うな取組がこの私学においてなされたのか、お

尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】いじめ防止の取組といたしましては、まず、県としましては年3回ずつ開催されておりますけれども、私立学校の校長会、教頭・副校長会の研修会におきまして、このいじめ防止の法律ですとか、あるいはガイドラインの確認を毎回させていただいております。それによって学校全体で、担任任せにならないように、組織全体として対応して徹底していただくようにということをお願いしているところでございます。

また、今年度につきましては、秋に公立・私立合同で校長会、教頭会、生徒指導担当の会合が開かれております。そちらの中で、こちらは教育庁の担当課の方から、今回、ガイドラインの改定がございましたので、その改定について、実際のいじめの事例などを交えた講話を行ってもらっているところでございます。

また、私立学校自体の取組としまして、私立学校協会におきまして、令和5年度に私立学校協会の校長部会内に「いじめ対策特別委員会」というのが設置されまして、そちらにおいて定期的に委員会が開催され、外部等の講師を招いての校長研修なども行われているようでございます。

県といたしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に対する補助という形で行っておりますほか、県の担当者が3年に一度全ての学校を回りまして、教頭、副校長との個別面談を実施して、このいじめ対策に対する十分な対応を依頼しているところでございます。

【川崎委員】ご努力については評価をいたしますが、先ほど課長も触れられました校長会等での研修、講習ということについてはもちろんで

すけれども、担任だけにとどまらず学校全体と、ここが一番大事なんだろうと思っています。これは教育委員会の時にも申し上げましたけれども、教職員、さらに、例えば購買部の方とかも含めて、みんなで、この子はひょっとしたらそうじゃないかというような心配の目線で見えてあげて、気づいてあげて、そして、それを情報共有をして、早く芽を摘んであげるところにみんなの視点が立っていけば、いじめはまだ減っていくだろうと思っていますし、今年はピンクシャツデーですか、県議会でも取組をさせていただきましたが、このような全体的な機運というか、いじめ防止に対する意識を高めていくというところでは、運動論になるかもわかりませんが、地道な取組以外にないんじゃないかと思っておりますので、引き続きしっかりといじめ撲滅に向け取り組んでいただきたいと思います。

次に、問題行動・不登校等の諸課題に対する今後の取組といたしまして、これはいじめだけに限らず、問題行動・不登校等ということでございますが、部長説明資料に不登校が382名、対前年が44名増加したと、中途退学は170名で、こちらも対前年31名増加したというふうにあります。

一方、子育て条例行動計画（素案）の中には、ファイルでいけば52ページ、下の資料のページでは48ページになりますけれども、こちらにきめ細かな対応というところが必要というのがまとめられているんですね。また、部長の説明資料の中には「児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応に努めるため、設置者である学校法人、その他の関係機関との連携」ということもございます。「きめ細かな対応」、そして、こういう「連携」、先ほどの答弁とも

重複するかも知れませんが、いま一度、県の見解を求めます。

【櫻間学事振興課長】きめ細かな対応ということにつきましては、やはり先ほど担任任せにするのではなく学校全体としてというお話を申し上げましたけれども、さらに学校の中だけではなくて、専門家や関係機関を交えた対応ということが、よりきめ細かな対応には必要だと思っております。

関係機関としましては、こども政策局の方で設置しております「ゆめおす」におきまして、そういった不登校やひきこもりなどについて相談を受けていただいております。そういったところと学校との連携というのをしっかりとっていただくというところが必要になってまいります。

また、専門的な知識を持った方としては、やはりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置というのは非常に有効な手段だと思っておりますので、そこについても配置について引き続き県としても支援をしまして、きめ細やかな対応というのを学校においてとっていただくような働きかけをしてまいりたいと考えております。

【川崎委員】きめ細かな対応、連携というところで、より一層取り組んでいただきたいと思いますし、いじめなどというのは起こらないようにする。「芽を摘む」と先ほど申し上げましたけれども、そういった視点に立っていくということ、不登校、ひきこもりについても、何かの兆候があつてこういったことになるんだろうと思いますので、やはり初期の段階でしっかり見極めていただく、そういった意味でのきめ細かな対応、連携であっていただきたいと思いますふうに思っています。

対応についてはそのとおりなんだと思いますけれども、こういった様々な問題行動や諸課題について、研究ですね、どうしてこういうことになるのかという専門的に研究する取組というのはなされているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】学事振興課の方では私立学校を所管しておりますけれども、そうした私立学校において、そういった研究というところ、私立学校に対する部分に関しての研究というのは、学事振興課においては行っていないところでございます。

ただ、先ほど申し上げた私立学校協会の校長会に設置されておりますいじめ対策の委員会におきましては、それぞれの学校における事例などを共有しながら、適切な対処等については研究がなされているところでございます。

【川崎委員】私学独自での研究はなされているようだと、ぜひどういったことが研究・検討されているのかというのは、情報として収集していただいて、また議会でも報告をしていただければと思います。

これは同じテーマを明日、教育委員会でもお尋ねしようと思っておりますが、徹底して科学的分析といいますか、そういうことをやっていただく中で見えてくる場所もあると思いますので、引き続き、力を入れていただきたいと思います。

次に、学校施設の耐震化についてお尋ねいたします。これも先ほど、堀江委員からも話がありましたけれども、ちょっと重複するかと思いますが、確認でございます。

私立学校施設の耐震改築工事への支援ということで部長説明がされていましたが、まず、令和6年度当初、この委員会で確認をして、耐震化されてない、いわゆる未耐震化率が10.2%と

ということでございましたが、まず、何校、何棟なのか、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】 令和6年度当初の時点になりますけれども、耐震化が実施されていないのは、学校としては7校で、建物の棟数としては17棟が耐震化がなされていない、まだ残っている未耐震化の建物となっております。

【川崎委員】 7校、17棟ですが、今年度進んだところはあるのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 今年度におきましては、そのうち1校、1棟におきまして耐震改修工事が行われております。今年度中にはその改修が終わって、1棟は耐震化済みとなる見込みでございます。

それから、また別の1校におきまして、現在、耐震化がなされていない学校の建替えを行っておりまして、この調査対象となっております建物としましては2棟が今年度中に取り壊しが行われる見込みですので、未耐震の建物がその1校において2棟減ることになります。

【川崎委員】 そうすると、17棟でしたから、1棟は済みで、2棟は取り壊しということですから、残り14棟ということでありましたが、令和7年度、耐震化に取り組むというところで説明もあっておりますが、今、建替えもあるんでしょうけれども、来年度、具体的な計画があるかお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】 先ほど、ご答弁申し上げました解体を行っております1校、2棟の分ですが、今年度中に解体が終わりましたら、来年度、新しい建物を1棟建てるということになります。

【川崎委員】 そうしますと、これも重複する指摘といいますか、令和7年度は100%達成ということで掲げておられましたが、既に、今のお話

だと無理といえますか、達成できないということになりますね。当然、全てを、公立と違って、私学の経営の中においてされないといけないということは十分に理解はするものの、やはり安心・安全な環境で生徒さんを学ばせていくというところでいくと、これは一刻も早くやるべきことなんだろうと思っておりますが、相手があることとはいえ、速やかに進めていただきたいと思います。いま一度ご決意を伺いたいと思います。

【中尾総務部長】 公立、私立問わず、安全・安心な環境のもとで学生さんが学べるようにするというのは大切なことだと思います。今、委員おっしゃいましたとおり、どうしても私学の経営というところもご判断されてのことだとは思いますが、耐震化については私どもも訴えますとともに、併せて耐震化に対する国の支援というのが、なかなか公立と比べて劣っているというところもございますので、そこは県の立場として国に支援を求める、拡充することも含めて訴えてまいりたいと思います。

いずれにしても、耐震化が速やかに進むように、私どもとしては取り組んでまいりたいと考えております。

【山下委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時19分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、総務部関係の審査を終了

いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

.....
— 午前11時20分 散会 —
.....

第 2 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月10日

自 午前 9時58分
至 午後 3時48分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	山下 博史 君
副委員長（副会長）	鵜瀬 和博 君
委 員	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	宅島 寿一 君
〃	中村 泰輔 君
〃	坂口 慎一 君
〃	清川 久義 君
〃	中村 俊介 君
〃	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

まきやま 大和 君

5、県側出席者の氏名

教 育 長	前川 謙介 君
教 育 次 長	狩野 博臣 君
教 育 次 長	坂口 育裕 君
教 育 政 策 課 長	犬塚 尚志 君
働きがい推進室長	山下 健哲 君
福 利 厚 生 室 長	市瀬加緒理 君
教育環境整備課長	山崎 賢一 君

義 務 教 育 課 長	岡野 利男 君
義務教育課人事管理監	谷口 昭文 君
高 校 教 育 課 長	田川耕太郎 君
高校教育課人事管理監	岩坪 正裕 君
高校教育課企画監	直塚 健 君
教育DX推進室長	前田 和信 君
特別支援教育課長	近藤 亮二 君
児童生徒支援課長	長池 一徳 君
生涯学習課長	加藤 盛彦 君
学芸文化課長	岩尾 哲郎 君
学芸文化課企画監	鬼塚 晃嗣 君
体育保健課長(参事監)	松山 度良 君
体育保健課体育指導監	永田 数馬 君
教育センター所長	竹之内 覚 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【山下委員長】 ただいまから、文教厚生委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【山下分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明を求めます。

【前川教育長】 おはようございます。

分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では国庫支出金2,341万8,000円の増、歳出予算の内訳は記載のとおりでございます。合計で5億4,230万3,000円の減であり、内容といたしましては、職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費等であります。この結果、令和6年度の教育委員会所管の予算総額は1,326億3,098万7,000円となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金2,341万8,000円の増については、公立高校等奨学給付金事業に係る国庫補助金であります。歳出予算の内容については、記載のとおりでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な事業期間が確保できないことから、青少年教育施設運営費3,850万円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

対馬青年の家本館外部改修工事において、当該地区における技術者等の不足により、年度内に適切な工期を確保することが困難であるため繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時 0分 休憩 —

— 午前10時 0分 再開 —

【山下分科会長】 再開いたします。

【前川教育長】 今、ご説明しました歳入予算の内容で、「公立高校等奨学給付金事業に係る国庫支出金」と説明申し上げましたが、「国庫補助金」の誤りでございました。訂正させていた

だきます。申し訳ございませんでした。

【山下分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】 今の公立高校等奨学給付金について質問したいと思います。

横長の分科会説明資料の10ページで7,025万円、教育長説明では補助対象者の増加が見込まれるということですが、これは具体的にどういうことか、説明をお願いします。

【山崎教育環境整備課長】 今回の補正予算の増の理由でございますが、公立高校等奨学給付金に要する経費として7,025万7,000円を計上しております。

この奨学給付金は、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、低所得世帯の生徒に対しまして給付金を支給する国庫補助事業となっております。その対象につきましては、住民税所得割額が非課税の世帯、あるいは生活保護受給世帯となっております。制度自体は変更ございませんけれども、本年6月から所得税と個人住民税におきまして定額減税が実施されております。この定額減税の取扱いにつきまして、本年4月1日に文部科学省から、令和6年度の給付金の給付対象者の判定に当たっては、定額減税後の所得割額を用いて非課税であるかどうかを判定するようにと、その取扱いについての通知がございました。

その結果、定額減税による住民税非課税世帯が増加する見込みとなりましたので、今回補正予算として計上させていただいたところでございます。

【堀江委員】 いわゆる補助対象者は、定額減税による非課税世帯ということです。

そこで、もう一つお尋ねしたいのは、これは今年の2月21日の教育委員会学習会の資料です。いわゆる修学奨励事業には、この事業だけではなくて5つの事業があるんです。その中では、生徒通学費の補助事業も対象としては非課税世帯とあるんですが、実際、今回の補正で上がっているのは高等学校等奨学給付金事業だけです。

ほかの事業の非課税世帯については、対象になっていないんですか。対象になっているけれども、それが補正に上がっていないのはどういうことですか。

【山崎教育環境整備課長】ただいま委員からご案内がありましたとおり、公立高等学校の通学費につきましても、住民税非課税世帯に対しまして補助をいたしております。通学費の補助につきましては、当初予算の中で対応できるということで、今のところは計画をしております。

【山下分科会長】ほかに、予算議案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明を求めます。

【前川教育長】それでは、教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律等が、令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることになったことに伴い、条例の中の「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正を行うものであります。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年8月に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、台風10号による強風により、老朽化した佐世保南高等学校東門門扉が、佐世保市日宇町の市道上に迫り出し、走行中の車両に損害を与えたものであり、相手方へ支払った賠償金は42万6,107円であります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

長崎県子育て条例行動計画素案について、及び3ページの教職の魅力化作戦会議からの提言については記載のとおりでございまして、後ほど、担当課・室長から補足説明をさせていただ

きます。

4ページをお開きください。

「新聞を活用したふるさと教育の充実」等に関する協定について。

去る10月2日に、県教育委員会と長崎新聞社は、「『新聞を活用したふるさと教育の充実』等に関する協定～長崎県の公私立学校と地元紙との新連携モデル～」を締結いたしました。

各学校の取組や生徒の活躍の記事を、無償かつ許諾を得ることなく学校新聞やホームページ等に掲載できるようになり、学校教育の理解促進や地域における学校の魅力発信が進むとともに、子どもたちが新聞を通して活字に触れる機会が増えていくものと期待をしているところで

す。

なお、県内全市町教育委員会や県内私立中学校・高等学校も、長崎新聞社と同内容の協定を締結しており、公・私立学校が同じ目的のもと、新聞を活用した教育の充実に取り組んでいくこととしております。

令和7年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について。

新規卒業予定者の就職内定率は、10月末現在で78.1%と、前年同期の78.0%と比較し、0.1ポイント増加しております。求人数については5,322人分で、前年同期比で29人分増加しております。就職内定者に占める県内の割合は67.2%と、前年同期を1.2ポイント上回っております。

一方、10月末現在で就職未内定者は431人おり、引き続き学校及び関係機関との連携強化を図り、就職を希望する全ての高校生が就職できるように支援してまいります。

ここで、恐れ入ります、追加1でございます。追加1の2ページ、長崎県立高等学校教育改革第

10次実施計画につきましては記載のとおりでございまして、こちらも後ほど担当企画監から補足説明をさせていただきます。

また、当初版の5ページにお戻りください。

公立学校児童生徒の問題行動等調査について。

文部科学省が行った「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が、去る10月31日に公表されました。公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、長期欠席者数、長期欠席者のうち不登校児童生徒数、中途退学者数は、記載のとおりでございます。

今後引き続き、暴力行為、いじめ、不登校など児童生徒の生徒指導上の諸問題や課題の解決に向けて、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応に努めてまいります。また、子どもの心の安定を図る教育相談体制の充実や、子どもが育つ環境の改善に向けた支援体制の整備にも一層取り組んでまいります。

子どもたちの文化活動の推進について。

去る9月28日に聖フィリッポ教会において、「ながさき“若い芽”のコンサートin私の町の文化財」を、さらに10月13日に旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館（佐世保市民文化ホール）において、「第38回ながさき“若い芽”のコンサート」を開催いたしました。

また、11月8日から10日にかけて、「第20回長崎県高等学校総合文化祭」を開催し、さらに11月19日から20日にかけて、松浦市の松浦市文化会館において「第19回長崎県中学校総合文化祭 松浦・平戸・北松大会」を開催しました。

今後とも、成果発表の機会や鑑賞の機会の充実を通して、子どもたちの文化活動のより一層の推進に努めてまいります。

文化財の指定について。

去る10月11日付の官報告示において、佐世保市の「福井洞窟」が国の特別史跡として指定されました。今回の指定により、本県の特別史跡は、対馬市の金田城跡及び壱岐市の原の辻遺跡と合わせて3件となります。

また、10月3日に県指定有形文化財美術工芸品として、平戸市の「意野家伝来挟み尺・曲尺」の1件を新たに指定しました。

今回の指定により、県指定文化財は399件、そのうち有形文化財（美術工芸品）は127件となります。

水中遺跡に係るシンポジウムの開催について。

本年度は、鎌倉時代に起こったモンゴル襲来、いわゆる「元寇（文永の役）」から750年目の節目の年であり、また、先般10月には松浦市の鷹島海底遺跡において、3隻目となる元寇沈没船が確認されるなど、元寇や水中遺跡は大きな注目を集めています。

去る11月4日に、福岡県太宰府市の九州国立博物館において、「『モンゴル襲来』と海の路～元の軍船の航路を探る～」をテーマとするシンポジウムを開催いたしました。同テーマによるシンポジウムは、令和7年2月15日にも、平戸市たびら活性化施設ホールにおいて開催することとしており、これらの取組を通し、水中遺跡や元寇に関する世論喚起と、水中遺跡の保存・活用の一層の推進に努めてまいります。

スポーツの振興について。

第78回国民スポーツ大会は、去る10月5日から15日までの11日間を本会期として佐賀県で開催されました。

本県においては、ボーリング競技成年男子における団体4人チーム戦での2連覇をはじめ、5種目において優勝を飾ったほか、陸上競技成年

女子5,000メートル、森 智香子選手の準優勝なども含め、18競技46種目で入賞し、総合成績は40位となりました。

目標としておりました「50種目入賞」には届きませんでしたが、選手・監督の皆様の健闘を心から讃えとともに、応援していただいた皆様に感謝申し上げます。

このほか、9月21日から29日に開催されたライフル射撃競技の国際大会である台北グランプリジュニア男子エアピストルにおいて、本県出身の内田 翼選手が準優勝に輝きました。心からお祝いを申し上げ、今後のさらなるご活躍を期待いたします。

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、及び事務事業評価等の実施については、記載のとおりでございます。

ここでまた、追加1の3ページをお願いいたします。

令和7年度の主要施策。

令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。このうち、教育委員会の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針といたしましては、長崎県総合計画及び第四期長崎県教育振興基本計画に基づき、子どもたち一人ひとりに対応した教育や新しい時代に求められるグローバル人材の育成などによる教育環境の充実に一層取り組むこととしております。

次に、予算化に向けて検討している事業のうち、主なものについてご説明いたします。

・世界とつながるNAGASAKIグローバル人材育成事業費。

これは、高校生の外国語教育において様々な

学習機会を与え、これからのグローバル社会において求められる異なる言語や文化、価値への理解、英語コミュニケーション能力の向上を図り、国際県長崎の地域経済の発展の下支えとなるグローバル人材を育成しようとするものであります。

・学校・地域！いっしょに動こ〜で「健やかな体」育成プロジェクト推進事業費。

これは、学校、地域、家庭、競技団体、大学・プロスポーツ等と連携し、多様な地域人材を活用した事業を切れ目なく、一体的に展開することで、子どもたちの「健やかな体」や「豊かなスポーツライフを継続する資質・能力」の育成に取り組むほか、指導者が最新のスポーツ医・科学の知識や指導方法等を習得できる機会の充実を図るものであります。

このほか、「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業費、学校内外における児童生徒の学びの場創出事業費、文化芸術活動によるこどもの課題等解決・改善支援事業費、「身近な埋蔵文化財の魅力」再発見事業費、教員のなり手不足解消プロジェクト費、NEXT長崎人材育成事業費、長崎県遠隔教育センター運営費、対話でつながる！ながさき子育てネットワーク推進事業費については、記載のとおりでございます。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。これらの事業につきましても、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

それでは、当初版の10ページにお戻りください。

教職員の不祥事について。

令和6年8月11日午後9時頃から翌日午前2時

頃にかけて、飲食店で知人と飲酒し、飲食店近隣の駐車場に停めていた車内で睡眠をとった後、酒気帯び運転を行った県立特別支援学校講師を、9月30日付で懲戒免職処分といたしました。

また、10月4日付で、令和6年7月に、県外のリサイクルショップにおいてカードケース1点を窃盗した中学校教諭を懲戒免職に、令和5年6月及び10月に、被害者をホテルに執拗に誘う言動を行うとともに、肩を強く抱き、体を密着させるなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った教諭を停職3か月の懲戒処分にしました。

さらに、平成30年度から令和6年度までの間、担当する私費会計の銀行口座から不正に出金し、また、徴収金を銀行に入金等せず横領した県立高等学校の会計年度任用職員を11月15日付で懲戒免職処分とし、併せて、当該6年3か月の間に所属職員を管理監督する立場にあった4名の校長及び事務長についても、同日付で減給処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第96号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料について、ご説明申し上げます。

対象期間は、令和6年9月から10月まででございます。

資料2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約、2件の一覧表でございます。それぞれの入札結果につきましては、3ページと4ページに記載のとおりでございます。

資料5ページをご覧ください。

5ページから10ページにかけまして、知事及

び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものとして、教育庁関係3件を記載しております。

資料11ページをご覧ください。

11ページは、附属機関及び私的諮問機関の会議結果報告総括表でございます。それぞれの議事概要等につきましては、12ページから18ページに記載のとおりでございます。

以上、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、教育政策課長より補足説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】長崎県子育て条例行動計画（素案）について、補足してご説明いたします。

本計画は、こども政策局を中心に、策定に向けた作業を進めているところでございます。今回、9月定例会におけるご議論や条例推進協議会でのご意見等を踏まえた計画素案をお示ししております。このうち、教育委員会関係資料について補足して説明いたします。

子育て条例行動計画（素案）資料①をご覧ください。

本資料は、長崎県子育て条例行動計画（素案）の第7編、計画内容の部分について、章及び節ごとに担当課一覧を示したものでございます。教育委員会につきましては、資料上段の課・室名が列挙されている部分の右側の黄緑色で着色しております部分、文字が小さくて恐縮でございますが、働きがい推進室から体育保健課まで10課・室が関係課となっております。それぞれ黒丸の記載がある箇所が関係部分となっております。

次に、子育て条例行動計画（素案）資料②を

ご覧ください。こちらが長崎県子育て条例行動計画素案でございます。

1枚お開きいただきまして2ページ目以降、教育委員会関係部分について、黄色のマーカーで着色しております。

最後に子育て条例行動計画（素案）資料③をご覧ください。本資料は、次期長崎県子育て条例行動計画の数値目標（案）の一覧となっております。

教育委員会関係としましては、1ページの一番下に記載しております「放課後児童クラブやその他の団体等と連携して、充実した活動ができていると指導者・関係者が自己評価する『地域子ども教室』の割合」など、第3章に5件、第5章に2件、計7件の数値目標を設定したいと考えております。

なお、各数値目標の基準値、目標値及び目標設定の理由や根拠につきましては、記載のとおりでございます。

以上、長崎県子育て条例行動計画（素案）についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、働きがい推進室長より補足説明を求めます。

【山下働きがい推進室長】教職の魅力化作戦会議からの提言につきまして、補足してご説明いたします。ファイル名「補足説明 議案外 教職の魅力化作戦会議からの提言（中間まとめ）について①」をご覧ください。

本会議は、教員採用の倍率低下など教員のなり手不足が深刻化している中、教員の働き方を見直し、働きがいを高めていくとともに、本来の教職の魅力ややりがいを積極的に発信し、教職に対するイメージアップを図るため、民間企業、大学、PTA、行政関係、学校の代表など12

名を委員として、令和5年度に設置した会議でございます。

これまでご審議いただいた内容を取りまとめ、提言の中間まとめとして、「子どもの豊かな学びと健やかな成長を実現するために、教師がやりがいをもって働くことができる環境の整備について（中間まとめ）」をいただき、去る10月31日に公表いたしました。

こちらが提言ですが、多くの方にわかりやすくお示しするために、この提言の中間まとめを解説する概要資料版も作成されておりますので、本日はそちらで内容をご説明いたします。

ファイル名「補足説明 議案外 教職の魅力化作戦会議からの提言（中間まとめ）について②」の2ページをご覧ください。

まず、教育関係者や保護者をはじめ県民の皆様に、本来の働き方改革の趣旨についてご理解をいただくため、上段の四角の中段にございますように、教員、教師の働き方改革は、子どもたちへより良い教育を行うためということが示してあります。まずはそこをはっきりと示すことが大切だとされております。そして、働きがい改革を推進していくことで、教職の魅力が向上し、すぐれた人材の確保につながり、子どもたちへ持続可能でより良い教育を行うことにつながっていくということが記載されております。

3ページをご覧ください。こちらでは、教育基本法を用いて、学校、教員、家庭、地域や教育行政の役割が記載されております。

4ページをご覧ください。学校、家庭、地域・企業等が、子どもへの教育に関して、それぞれの役割を担っている、社会総がかりで子どもたちの教育を支えている理想の状態が示されております。これもやはり目指すところは、子どもの豊かな学びと健やかな成長でございます。

5ページをご覧ください。こちらには、これからの内容のダイジェストとして3つの提言が示されております。

1つ目の提言は、教師の働き方改革の趣旨、教職のやりがいや魅力を社会に発信すること、2つ目は、業務削減や効率化等による教師の負担軽減及び持続可能な人材の確保を図ること、3つ目は、地域、企業等の知見や人材を活用し、学校・教師の役割の再構築を図ることでございます。

6ページから8ページには各提言の内容が記載されており、また、提言ごとに取組例についても記載されております。

9ページをご覧ください。こちらには、取組例や対象となる学校や取組の主体が記載されております。

10ページをご覧ください。「あとがき」として本会議の想い、11ページから18ページは、社会の背景や子どもたちや教員の状況についての資料を掲載しております。

資料の説明は以上ですが、今後は、今年度第3回目の会議を開催しまして、提言の素案を審議いただき、年度内に提言をいただくこととしております。

説明は以上でございます。

【山下委員長】次に、高校教育課企画監より補足説明を求めます。

【直塚高校教育課企画監】長崎県立高等学校教育改革第10次実施計画につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、資料「長崎県立高等学校教育改革第10次実施計画補足説明資料①」の4ページをご覧ください。

令和2年3月に策定した第三期長崎県立高等学校改革基本方針に基づき、令和8年度の実施

計画を示したものでございます。

計画の内容につきましては、令和8年度に離島留学制度を拡充し、第10次実施計画として宇久高校に導入するものであります。宇久高校では、平成20年度から小中高一貫教育を導入し学校活力の向上に努めるとともに、地域と連携した探究型学習に取り組んできました。これまでの取組を踏まえ、宇久島の地域資源を素材として、外部機関と連携し、自然科学分野を柱とした探究型学習を離島留学制度の学びとして導入したいと考えております。

続きまして、資料「長崎県立高等学校教育改革第10次実施計画補足説明資料②」をご覧ください。

3ページの資料3の1、2をご覧ください。今回制度を導入しようとした背景でございますが、宇久高校の入学者は、令和元年度から10人未満で推移をしております。今後の島内の中学卒業予定者も10人を下回ることが見込まれることから、第三期長崎県立高等学校改革基本方針で定める1島1校における1学年当たりの望ましい人数、10人以上を維持することが困難と考えております。

このため、4ページにありますように、学校、市、県、地元関係者等で組織する協議会を令和3年5月に設置し、これまで、宇久高校の活性化策について11回の協議会を開催し、議論を重ねてまいりました。その結果、活性化策の方向性につきましては、地元からの強い要望を踏まえ、離島留学制度を導入し、島外からの生徒確保を図ることとなりました。

3ページの資料3の3をご覧ください。

宇久高校におきましては、平成29年度から、「Uku Labo」と称した探究型学習に取り組んでおりまして、令和6年度には、文部科学省の

委託事業「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」に採択され、高校段階において、成長分野を支える人材の育成に取り組んでおります。

1ページの資料1をご覧ください。

導入する離島留学の学びについてご説明いたします。一番上の概要欄に記載しておりますが、宇久高校では、宇久島における自然や資源等を素材として、企業、大学、佐世保市、地元関係機関と連携した探究型学習により、社会的課題の解決に向けて主体的、科学的に実践する生徒を育成し、さらに、生徒のキャリアプランに応じた少人数での個別指導により、自然科学分野などに興味を持った大学進学等を目指す人材を育成する新たな離島留学制度を令和8年度から導入することとしております。

ちなみに、今回の離島留学制度の導入に当たっては、11月21日に開催した県と佐世保市との政策ミーティングの中で協議を行い、県と佐世保市の連携事業として進めていくことを公表したところでございます。

次に、宇久高校の離島留学制度の名称につきましては、取組内容を想起させること、そして県内外の中学生に興味、関心を持ってもらえるよう「Ukuサイエンスパーク」とし、募集人数につきましては、1学年の募集定員40名の枠内で5名程度としております。

2ページの資料2をご覧ください。

自然豊かな宇久島について、海、陸、空、それぞれをマリパーク、ランドパーク、スペースパークとして、3つのカテゴリーとして打ち出し、宇久島の生徒や島外の生徒が、それぞれの興味に応じて取り組める探究活動等のプログラムを準備していきます。そして、その3つのカテゴリーを総称して「Ukuサイエンスパー

ク」と銘打っております。

探究活動のイメージにつきましては、1ページの資料1の真ん中の枠内をご覧ください。キーワードとして、自然科学、DX、環境、ふるさととしております。連携先として、企業では、記載のさせばパール・シー株式会社、京都に本社がある株式会社堀場アドバンスドテクノ、アメリカのシリコンバレーにあるソニー スペース コミュニケーションズ コーポレーション、そして地元自治体や大学として、佐世保市水産センターや長崎大学水産学部、九州大学工学研究院のご支援をいただきながら、五島列島の最北端の島にある県内で最も小さい高校で、豊かな自然とDXなどの最先端技術を組み合わせた新たな学びを導入したいと考えております。

説明は以上であります。

【山下委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。陳情番号は43番、49番、50番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【川崎委員】 長崎市からの陳情について、お尋ねします。22ページの明治日本産業革命遺産の構成資産である端島炭坑の整備事業にかかる支援についてという要望項目でございます。

まず、文化財保存への基本的な補助スキームについてお尋ねをいたします。

【岩尾学芸文化課長】 文化財の保存活用の補助金の基本的なスキームですけれども、国の指定文化財につきましては、民間所有の場合、国から2分の1の補助、残りの補助対象経費の3分の1を県から補助しております。民間の部分については、さらに残りの部分について市町からの補

助があっていると聞いております。

市町所有の国指定文化財の場合、国が2分の1補助、残りの部分の対象経費の5分の2以内を県から補助しております。

県指定文化財については、民間所有、市町所有、いずれも対象経費の2分の1以内を県から補助しております。

【川崎委員】 当該の端島の文化財は国指定で、所有は長崎市と承知をしております。今の話だと、国が2分の1、県は5分の2ではなくて5分の2以内ということであります。

要望書では、「世界遺産の保全は県市一体となって取り組む事業であるとの観点から、地方負担分に対する県の財政支援をいただきますようお願いします」と。よく読むと、これまで県の支援が実績としてはないように承知をしておりますが、違いますか。過去にあれば、その経緯と、この要望が支援していただけますよということでありますから、それに見合った形をとっていないと認識をいたしますので、県の見解をお聞かせいただきたいと思います。

【岩尾学芸文化課長】 端島については、委員がおっしゃったように国の指定文化財となっております。スキームとしましては、先ほど説明したとおり国から2分の1補助、県から5分の2補助ということになります。

限られた文化財の補助金を公平に補助していくために、規模の大きな事業に関しましては、1億円を超えるものについて、さらに財源として起債を充てているものについては起債の部分に交付税措置されますので、その部分を除いて補助をさせていただいております。

【川崎委員】 補助はしているけど、わかりやすく言えば、市が求めている額には至っていないということで、この要望がきていると思うんで

すけど、そこは協議としてはかみ合っているんですか。

【岩尾学芸文化課長】 長崎市からの要望で、令和3年度まで5分の2のスキームで補助をしていました。そうした大型事業に関しましては、令和4年度から、交付税措置がされるものについては補助を外させていただくことでご理解をいただいて、補助を少し減らした状況になっております。

【川崎委員】 それが整っていないので要望されていると思いますから、引き続きしっかりとお答えをしていただきたいと思います。

今、日曜の夜に、ありがたくも端島をテーマにしたドラマがあって、本当に多くの方が長崎にお越しいただいていると伺ってしまして、経済効果も多分に長崎市にとどまる話じゃないなと思っているし、県内にもっと広げていくべきことかと思います。

それは観光施策ですから、部署が違うとは思いますが、そういう観点から県市一体という部分については、まさに全くそのとおりだなというふうに思っております。いま一度しっかりと協議をし、この要望にも真摯に向き合っていただきたいと思います。

最後にご所見を賜りたいと思います。

【岩尾学芸文化課長】 こちらのご要望につきましては例年いただいております。毎年、この補助の額といいますか総事業費は変わってきますので、毎年確実にお話をしながら、長崎市のご理解を得ながらやっていきたいと思っております。

【山下委員長】 ほかに、陳情書についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ほかに質問がないようですので、

陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】政策等決定過程の透明性等の確保等の資料の15ページ、長崎県不登校支援協議会についてお尋ねいたします。

校内教育支援センター、SSRのことですが、まず、支援センターの運営はどういった方々で構成をされているのか、お尋ねをいたします。

【長池児童生徒支援課長】これは、各市町の教育委員会で、不登校の児童生徒を校内の別室で、いろいろな支援、学習をはじめ心の支援等を行うための場所ということになります。

担当する支援員は市町で選定をいたしまして、元校長先生や教員の方々のような教諭免許を持っている方、それ以外でもPTAの関係の方や民生委員、地域の方々も学校で広く採用して、支援員として運営に参加していただいているところでございます。

【川崎委員】校長先生のように教員免許を持っておられる方、それ以外にもPTA、地域の方もということで、社会全体で取り組んでいただいて、非常にありがたい話であります。

この協議事項の中に、「各市町で教員免許等の資格所持などの条件が異なるとのことだが、ある程度揃える必要があるのではないか」と、このような議論がなされております。これについてはどのような見解か、お尋ねをいたします。

【長池児童生徒支援課長】今申し上げたとおり、校内教育支援センターにおける支援というのは、生徒一人ひとり、不登校状況の内容に応じて適切、的確に行っていこうと計画をされているも

のでございます。

よって、学習支援が必要な子どもたちについてはそういった方面から、しかし、不登校であることの心の部分のケアがまず優先されるものと思いますので、そういった部分で地域の地元の方たち、事情のよくわかっている、子どもたちのことをよくご存じの方たちも入っていただきながら、適宜行っていこうと考えておりますので、いろんな方のお力を借りて行っていく形で進めていきたいと考えております。

【川崎委員】確認ですけれども、この協議事項、指摘事項は、そのように生徒一人ひとりに向き合って、それに対応した形で教職員あるいは地域の方等ということで充てているので、これはクリアをしていると、そういった認識でよろしいでしょうか。

【長池児童生徒支援課長】ご指摘のとおり、子どもたちの社会的自立、次の段階に向かうための適切な支援をしていくと、そのような考えで進めていきたいと考えております。

【川崎委員】確認させていただきました。

もう1点、これは非常にいいことだなと思っ
て見ておりましたが、「NPO法人の協力を得てSSRの支援をしている学校がある。児童の安心につながり、登校できるようになったり、教室に入れるようになったりした事例がある。教職員の負担軽減にもつながっている」と表明されております。

具体、どのようなNPOの協力があって奏功しているのか、お尋ねをいたします。

【長池児童生徒支援課長】これは、長崎市にあります「NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき」という団体が、私どもの校内教育支援センターの事業が始まる段階で、提言を持っていच्छやいました。先ほどから申し上げ

ておりますように、子どもたちの心のケアを優先する支援、そして学びたいと思った時に学べる環境、そういった居場所としてのセンターの運営についてご提言をいただきました。

以前からこの団体は、長崎市内の小・中学校において、不登校児童生徒の支援における支援員の派遣事業を自らなさっていて、そういったお力も借りながら、長崎市内の学校等で進めているところでございます。したがって、子どもたちに寄り添った形での支援が行われているというふうに聞いております。

【山下委員長】ほかに政策等決定過程の質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【宅島委員】文教厚生委員会関係議案説明資料の5ページ、文部科学省が行った公立学校児童生徒の問題行動等調査の結果が、本年10月31日に公表されたということであります。

小・中・高における暴力行為が、全国で10万4,119件、県では636件、前年度より101件増えているということです。

この暴力の中身と申しますか、小・中・高でどのくらいあって、どういった暴力行為なのかというのがわかれば、教えていただきたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】暴力行為につきましては、全体では委員がご指摘いただいた発生件数でございます。校種別に申し上げますと、令和5年度の長崎県の場合で、小学校が189件、中学校が412件、高等学校が35件で計636件ということで、前年度と比較して101件増加をしているところでございます。

暴力行為といいますのは、対教師暴力、生徒間における暴力、教師、生徒を除く対人暴力、それから器物損壊、こういった4形態を示しております。形態的には、生徒間における暴力行為が増加している傾向がございます。

【宅島委員】今ご説明いただいた4形態の数はわかりますか。

【長池児童生徒支援課長】少し長くなりますけれども、申し上げます。

小学校の場合です。対教師暴力が36件、生徒間暴力が106件、対人暴力が18件、器物損壊が29件、計189件です。

中学校です。対教師暴力が49件、生徒間暴力が258件、対人暴力が15件、器物損壊が90件、計412件。

高等学校です。対教師暴力2件、生徒間暴力28件、対人暴力1件、器物損壊が4件、計35件でございます。

【宅島委員】対策をずっと考えられていると思うんですけども、年々増加をしているんですね、暴力においても。

いろんな専門の審議会とか検討会で、どうやったらなくしていけるかという具体的な方策とか、そういったものがどのように話し合われているのか、あったら教えていただきたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】発生件数が増加している背景といいますか、要因について、いろんな専門家の方々のご意見もいただいているところです。

現状、子どもたちの学校内外における生活環境の変化が、子どもたちにとってのストレスの原因になっているところがあります。それによって感情を抑えきれない。

それから、これはコロナ禍の影響も指摘され

ているんですが、学校に行けなかった、あるいは子どもたち同士で触れ合うことが不足して今に至っていることから、対人コミュニケーションの欠如、それに伴うトラブル、あるいは思春期における感情のコントロールができない、そういった状況の中で暴力行為という形であられる事案が、特に中学校で増えていると指摘を受けております。

ですので、これはいじめの対応と似通っているところもございますが、まずは子どもたち同士の間で対人関係をつくっていくソーシャルスキルトレーニングといたしますか、社会的に自分を知り、相手を知っていく、そういう教育活動を多く取り入れる必要があるんじゃないかというご指摘を受けております。

【宅島委員】 実情はご説明をいただきました。

いじめについても全国で71万9,915件、前年度より5万519件増加、本県でも2,303件、前年度より350件増加。いじめの解消率が全国で77.4%、本県は87%と記載があるんですけど、いじめが増えているのに、いじめの解消率が全国より高いと、こういう表現は良くないと思います。全国も増えているし、本県でも増えているようにせんと、解消って、減ってきているようなイメージが我々に伝わってくるので、ぜひこの辺の書き方としてはしっかり書いてほしいと思います。

不登校の問題に入ります。全国で55万3,386人、長崎県においては5,277人の方が不登校、年間で30日以上欠席をしている児童生徒の数です。

小学6年、中学3年、高校3年で、大体1学年400人から450人の方がですね。県内で病気だったり不登校だったりという数になっているんですけども、この方たちに対して、子ども子育

て条例行動計画に「SDGsの精神に基づいて誰一人取り残さない」と書いてあるんですけど、どんどん、どんどん、毎年増えていっていると思うんです。県内で一学年400人から450人いらっしゃる。こういった時に、通信教育とか、そういったものが制度として必要ではないかと。

この前、この文教厚生委員会で、北海道で、いろんなところの通信教育の現地調査をしました。これだけの数の方がいらっしゃると、1学年400人とか450人の小学校とか中学校とか、ないと思うんです。そういった環境をつくってあげることによって、学校に行きたいけれども、どうしても行けないといった方たちをサポートするためには、今言ったような制度が必要じゃないかなと思うんです。その辺を検討されたことがあるのか、検討をしている最中なのか、教えてください。

【長池児童生徒支援課長】 ご指摘ありがとうございます。不登校の子ども、あるいは欠席の多い子どもたちは、それぞれ抱えているものがありまして、それがまた複雑に絡んでいる状況もございますので、一律な対応ということでは、なかなか解決には至らない現状がございます。

ですので、先ほどご指摘がありました校内教育支援センター、これは本年度から、教室には入れないけれども、学校の別の場所だったら行けるかもしれない、あるいはそれをきっかけに教室に戻れるかもしれないと、そういう一歩目の支援ということで行っているものもございます。

それから、学校には行けないけれども、外のどこか、あるいは自分の好きな活動だったらできるという子どもたちには、昨年から行っております「確かな一歩推進事業」、地域資源を活かして、美術館やスポーツ施設、そういったと

ところで体験活動を行っている市町に補助をしております。

それから教育相談の場も、学校を通じて不登校生徒や保護者に情報提供をして、カウンセラーやソーシャルワーカーの支援も可能にしているところがございますし、様々な形で、そういった子どもたちに対してつながりを持たせていくような取組を今しているところがございます。

【宅島委員】先ほど申したとおり、1学年で400人から450人の子どもたちがそういう環境にいると認識をしたら、その1学年ごとに通信教育というか、そういった制度も必要じゃないかと思しますので、ぜひ教育委員会におかれては、そういったところもきちっと検討していただいて、せっかく子ども子育て条例をつくるわけですから、そして「こどもまんなか政策」と言っているわけですから、ぜひそこをお願いしたいと思います。

そしてまた、いじめについてですが、いじめも様々な形態があると思うんです。私が子どもの頃、いじめとか何とかを見た時に、先生に言える子と言えない子、いじめを見ている人たちが言える子と言えない子、いじめを受けている方が先生に相談できる子とできない子というと思うんです。

現在、昔と違うのは、小さい子どもでも携帯電話を持っている方が多いと思うんです。県全体として、いじめに関するLINEの通報窓口とか、相談窓口とか、そういったことをやっていったら瞬時に、いじめの状況がここで起こっているんだとか、こういった子たちがいじめに遭っているんだということもわかると思うんです。そこをぜひ、LINEとか、ほかのネットワークなんかを利用してやっていただきたいと思いますけれども、現状、いじめ対策で相談

窓口がどういうふうになっているのか教えてください。

【長池児童生徒支援課長】ご指摘ありました携帯電話でありますと、生徒は特にSNSを利用することが多いかと思います。SNSを活用した相談窓口ということで、県では「スクールネット@伝えんば長崎」というLINEの回線を使って相談を受け付けております。

ただ、悩みのある子というのは、そういう形で気づいてほしい生徒もいれば、直接話をしたい生徒も一方でございますので、併せて24時間ダイヤルのSOSダイヤル、あるいはメールによる相談窓口、いろんな形での相談の窓口は用意しているところがございます。

【宅島委員】その相談窓口に関する相談件数はどのくらいありますか。

【長池児童生徒支援課長】SNSを活用した相談窓口では、令和5年度が77件ございます。メール相談については、昨年度は28件ございます。24時間SOSダイヤルには、令和5年度分で713件の相談がございます。

【宅島委員】今の体制をまたさらに改善して、子どもたちが相談しやすいような改善策、そういったものをぜひ考え出していただいて、本当に誰一人取り残さない社会をつくるために、ぜひ、いい方策、いい施策を打っていただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

【清川委員】宅島委員とも重複するんですけど、いじめの問題についてお尋ねいたします。

現代社会は高度情報通信化といわれ、携帯電話やパソコンから、いつでもどこでも気軽にインターネットに接続でき、大変便利になっております。その一方で、様々なネットいじめやネット犯罪が起き、子どもが巻き込まれるケース

が増加しております。また、子どもが被害者ではなく加害者になるケースもあります。

報道等でもご承知のように、オーストラリアでは、16歳未満の交流サイトSNS禁止法案が可決されております。

まず、本県内の児童生徒のSNSの利用状況をお尋ねいたします。

【長池児童生徒支援課長】 これは令和5年度に調査した内容でございますが、県内における児童生徒のSNS利用の状況は、スマートフォンをはじめとした携帯電話の所持率を申し上げますと、小学校の場合は全体の約40%が所持をしているということです。同じく中学校が76%、高校生の場合は98%所持している状況でございます。

その中でSNSを利用している割合は、小学生の場合は高学年を対象に調査しておりまして65%、中学生ですと93%、高校生では99%がSNSを利用しているという状況でございます。

【清川委員】 それでは、本県で、携帯電話で誹謗中傷などは起こっていないのか、また、特にSNSによる被害があれば、具体的にどのような状況なのか教えてください。

【長池児童生徒支援課長】 これは令和5年度の問題行動等の調査におけるいじめの対応の中で、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」というふうに答えた数が、県全体で115件ございます。これは、県全体のいじめの認知数のうちの約5%ということになります。

また、SNSによるトラブル、被害の具体例としては、自分の写真が加工されて拡散をされているとか、あるいは直接SNS上で悪口を書かれているとかというケースがございます。

また、最近多いのが、書き込んだ加害生徒、加害者側の子どもたちにいじめとか誹謗中傷の

意図がなくて、被害を受けた側が傷ついている事例が非常に多くございます。そういった認識のずれといったところも、こういったトラブルが多くなっている背景にあるかと思います。

【清川委員】 このような状況の中で被害を防ぐために、今後、県としてはどのような策を行っていくのか、最後にお尋ねいたします。

【長池児童生徒支援課長】 これまで県では情報モラル教育に取り組んでまいりまして、「SNSノート・ながさき」という情報モラル教材を活用してまいりました。これをつくったのが平成の終わりの段階でございましたので、今に至るまで子どもたちが使うネット環境が大きく変わってきております。

そういった背景を鑑みまして、今年度、県で、活用型の情報モラル教材ということで「GIGAワークブックながさき」というものを、改訂する形で新しくつくっております。今後は、この「GIGAワークブックながさき」を使って、先ほど申し上げた認識の違いをしっかりとわかるような教育活動を通して、いろいろなトラブルがいろんなところで報道されたり知らされたりしていますが、そういったものを自分事として感じられるよう工夫を施す情報モラル教育を進めていきたいと考えております。

【山下委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】 不登校対策についてお尋ねしたいと思います。

本県の児童生徒においては、自己肯定感が全国平均よりも高い数値にあること、いじめの認知件数も全国で一番少ないこと、そして不登校についても全国平均の3.6%に対して3.4%と低いわけでありますので、この間、教師をはじめ皆さん方が積極的に関わってきて、一定の効果を出していることについては評価したいと考え

ているわけであります。

ただ、先ほど宅島委員から話があったように、不登校が増え続けていることに対して、私は大変危機感を抱いているわけでございます。そういう意味からしまして、今日は少し深掘りしてみたいと考えているわけであります。1つは、不登校対策の狙い、そして2つ目には実態の分析、3つ目には要因、4つ目にはこれまでの県の取組と成果、課題、そして、それを受けて私から提案を一つしたいと考えているわけであります。

そこで、まず狙いですね、これについて確認しておかンばいかんと思います。私は、学校の使命は、誰一人取り残さない形でしっかりと、児童生徒のために学校の環境整備に努めていく義務があると考えているところであります。そうすると、各種の政策を打っておりますけれども、まず、不登校が増えるのに歯止めをかける、そして減少させて、理想的には、最終的には不登校ゼロに近づけていくと、こういう形になれば一番ありがたいと考えているところであります。

そこで、不登校対策の狙い、目的について、児童生徒支援課長の基本的な話を、基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】委員からお話がありましたように、学校は、誰もが等しく自由に学べる場所であるべきと考えております。そのためには、子どもたちにとってどういった学びの場、あるいはどういった関わり方が必要なのかということは、日々学校が取り組まなきゃいけないことだというふうに考えております。

ただ、子どもたちはそれぞれ、それまで育ってきた環境や、自分自身が持つ特性や発達段階があるかと思います。ですので、子どもたちが

少しでも躓いたり、あるいは迷ってしまったりする場合に、すぐにでもそういったことに気づけるような体制をつくっていくことが必要であるかというふうに考えております。

その上で県としましては、今年度から校内の別室に支援員を配置して、教室に入りづらい子どもに対する配慮をしたり、あるいは学校に、外になかなか足が出向かない子どもたちに対しては、社会的自立を目指す取組として、未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業を行ったり、あるいは、いろんな相談内容、悩み事を話しやすいような支援として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、派遣を行っているところであります。

また、今年度は特にフリースクール等の民間団体との連携にも力を入れまして、そういった活動をしている団体や、そういった方々との意見交換等を行って、子どもたちがどういうふうな思いでいるかということを経験する取組をしているところでございます。

【中山委員】 全て答えていただきましたので、質問がしにくいんですけどもね。

まずもって、その狙い、目的をもう少し明確にしてほしいと思います。不登校を減らさんばいかんわけですから、その辺はきちんと話をしてほしいというのが一つ、

それで、不登校の対策で一つ気になるのがあるんです。教育機会確保法では、不登校は問題行動ではないと定めているらしいですね。不登校は誰でも起こり得ることで問題行動ではないという知識を、相談支援関係機関の情報とともに学校から保護者に伝えるよう努めてほしいと、こういう指摘があるんです。これについて、どういう所感を持っていますか。こういう姿勢で取り組んでいるんですか。

【長池児童生徒支援課長】 文部科学省が、令和元年10月の通知で、「不登校児童生徒への支援の在り方について」というものを出しております。その中で、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があると、そういう趣旨の通知が出ております。

したがって、本県でも、その子どもたちがどういった考え方を持っているのかということに重きを置きながら、その次にどういった一步を踏み出せば良いかということを進めていく必要があるということ、これまで対応してきている、取り組んできているということでございます。

【中山委員】 そうじゃなくて、私が言った意味は、不登校は問題行動ではないと、このことがいろいろ政策的に、前向きというか、これをなくそうという姿勢に反映しているんじゃないかと思うんです。私は、今から実態についてお聞きしますけれども、今や不登校は問題行動の一つであると、そういうふうに捉えた中で、我が教育委員会としては取り組んでほしいということを前提として申し上げておきたいと思います。

そこで、不登校児童生徒の実態把握について、小さく深堀りさせていただきたいと思います。

先ほど、不登校生は4,095人、前年度から643人増えたということであります。小学校、中学校の標準出席日数は幾らか、併せて、長崎県下全体で3.6%ということでありましたが、小学校でどれだけおって何パーセントなのか、中学校でどれだけおって何パーセントなのか、高校でどれだけおって何パーセントなのか、そこを明確にしてほしいと思います。

【長池児童生徒支援課長】 正確な数を申し上げ

ることができるかわかりませんが、年間の出席時数は200日程度と考えております。

その中で、区分しますと30日から50日未満の欠席をしている小学生が350名、大体27.4%、50日以上90日未満の欠席の児童が369人で全体の28.9%、90日以上欠席をしている者が477人で37.3%。出席日が10日以下の児童が49名、3.8%、そして全く出席をしていない、出席日がゼロの児童が33名、2%となっております。小学生の不登校児童が全体で1,278名でございました。

中学生の場合は、不登校生徒が2,351名でございまして、このうち30日以上50日未満の欠席者が406名で全体の17.3%、50日以上90日未満の欠席者が501人で21.3%、90日以上欠席をしている者が1,171名で49.8%、出席日が10日以下が204名で8.7%、出席日がゼロの生徒が69名で全体の2.9%です。

高等学校ですが、不登校生徒全体で466名、うち30日以上50日未満の欠席者が217名で46.6%、50日以上90日未満が159名で34.1%、90日以上が71人で15.2%、出席日10日以下が12名、2.6%、出席日ゼロが7名で1.5%という内訳でございます。

【山下委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時18分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

【中山委員】 一遍に言われて、書きとめることができませんでしたので、ぜひ資料を出していただきたいと思います。

もう一つ、端的に言います。教育長の説明の中では、本県は不登校児童生徒が3.4%ですよと言っていますね。これは、小学校、中学校、高

校を含めてだにとったんです。そうすると、小学校でどの程度か、中学校でどの程度か、高校でどの程度かと、ここを示してもらわんば、全体的に3.4%が独り歩きしてしまうと、えらい低いんだなという感じもするので、その辺を少し説明してほしいということです。改めてお願いします。

【長池児童生徒支援課長】 令和5年度の不登校児童生徒の割合ですが、小学生が1,278名で全体の2.0%、中学生が2,351名で7.2%、高等学校が466名で2.0%ということで、全体が4,095人で3.4%となっております。

【中山委員】 問題は中学生ですね。7.2%ですから、100人のうち7人強が不登校ということであります。

私は、不登校率が10%を超えたらレッドラインだと認識しているんです。中学校の中で、10%を超えている学校がどの程度あるのか、逆に不登校生ゼロの高校、中学校はないと思うんだけど、小学校で不登校ゼロの学校があるのかどうか、わかりますか。ちょっと難しいかな。

【長池児童生徒支援課長】 中学校に限って申し上げますと、全体で7.2%ということでしたが、不登校率が10%を超えている学校は、昨年度は30校程度ございました。全体の約18%ということです。なお、不登校がゼロの中学校は20校程度ございまして、これは全体の約11%ということです。

【中山委員】 中学校でもこれだけ差があるんだなと思っているんです。特に、10%を超えた学校が30校あるということで、これはレッドラインだなと考えておりますので、これに対してどうすべきかについては後で提案いたします。

そこでもう一つ、私が皆さん方に把握しても

raitたいのは、小学校、中学校、高校で1万ぐらいクラスがありますよね。問題はクラスなんですよ。学校も大事だけれども、クラスが何人おるか、ここが一つの肝になってきますので、ぜひ、機会がある時に各クラス、1万ちょっとあると思いますので、10%を超えているクラスがどの程度あるのか、ここは特別な対策が要るだろうと私は考えているんですよ。そういう意味で、ぜひひとつ機会がある時に調べてほしいということを申し上げておきたいと思います。

小学校、中学校、高校で、1年間全然出席していない子どもが結構おりましたね。不登校生4,095人のうち、学校内外から支援、指導を全く受けていない児童生徒数がわかりますか、。

【長池児童生徒支援課長】 昨年度の調査では、ご指摘のあった学校内外の相談、指導等を受けていない生徒は、小学校で135名、中学校で369名、そして高等学校で71名ということで、合計575名となっております。これは、全不登校児童生徒数の約14%になっております。ですので、86%は何らかの相談、指導を受けているということになります。

【中山委員】 86%は何らかの支援を受けているけれども、問題は14%、575名おりますね。これについては昨年度、どのような対応というか支援をしてきたのか、お尋ねしたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】 指導を受けていないということですが、なかなか本人たちや保護者と、うまく関わり、連絡が取れない、そういった部分が大きな要因と考えております。

といいますのは、実は昨年度、この調査に加えて、教職員から継続的な相談、指導を受けていた人数も出ておりまして、先ほど申し上げた575人のうち、全部で31名が、本当に全く

つながりがなく、一度も学校側と関わりが持てなかった生徒がいます。それ以外の児童生徒については、保護者も含めて何らかの関わりは持てたというふうに調査では出ております。

ですので、先ほどの575名も含めまして、学校としては、何とか継続的な支援をやりたいと努力はしているんですけども、結果的に形の上での指導、相談に至ってないというふうに我々では考えているところです。

【中山委員】これも、誰一人取り残さないという前提に立てば、非常に胸が痛む数字であるなと考えております。

そこで、保護者との連絡が取れないと、保護者の関係の話があったんですが、不登校生の保護者の自分の子どもへの対応とか、生活の実態については把握できていますか。

【長池児童生徒支援課長】学校が、保護者、児童生徒となかなかつながりが持てない実態もある一方で、連絡程度で何とかつないでいるところもあるということでございます。ですから、学校が行えることにも、やはり限界があるのかなというふうに思っているところです。

一方で、学校には向かないけれども、地域や民間施設で何らかの関わりが持てている児童生徒や保護者もいると伺っております。先ほどの答弁の中でも少しご紹介しましたが、今年度は特に民間の関係団体との交流といいますか、連携を図る努力をしているところでございまして、そういったところが行っている活動や、そこから得られる情報等をしっかり把握して、少しでもそれを学校のほうに還元できればというふうに考えているところでございます。

それから、不登校の子どもたちだけでなく、抱えている保護者の皆さん方の気持ち等にも寄り添う必要があるかと考えております。市

町によっては、不登校児童生徒の保護者を対象とした集まり、あるいは支援の取組もしているように聞いておりますので、そういうところをもっと連携を取って広めていければというふうに思っております。

【中山委員】学校の先生が保護者の実態を調べるのは、私はちょっと無理だと思うんです。限界がある。それと、民間のNPO法人とかに聞いても、保護者の実態がなかなかわからんという話なんです。

そこで、文部科学省に対して、不登校の親の実態調査をやってもらいたいと思っているんです。この辺がわからんとね、不登校対策は。保護者の関係も非常に大きいんですよ。そういった形で、来年でもいいですけども、不登校対策の中で、保護者の実態調査について文部科学省に対して要望をすることはできますか。

【長池児童生徒支援課長】文部科学省の意向は私は把握しておりませんので、お答えできるかどうかわかりませんが、文部科学省ともいろんな形で連携といいますか、対応する機会がございますので、そういった声があることは伝えられるかと思っております。

【中山委員】それではまだ中途半端ですから、2巡目でお願いしたいと思います。ぜひ文部科学省に対して、実態調査をやってほしいという要望を出していただきますように、重ねてお願いしておきたいと思います。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【堀江委員】サイドブックスには掲載をされておられません。県立鶴南特別支援学校時津分校は、今年4月に県立時和特別支援学校として開校しました。それに先立ち、令和5年1月に保護者の皆さんが、高等部に学校給食実施を求める署名を提出しました。

まず伺います。これは把握されていますか。

【松山体育保健課長】 委員ご案内のとおり、令和5年1月、鶴南特別支援学校時津分校が時和特別支援学校として本校化されるに当たり、高等部での学校給食の実施の要望が出されております。

【堀江委員】 この高等部に学校給食実施を求める署名では、「私たち保護者は、障害のある子どものために一番良いことを求め、日々悩みながら模索しています。就学に際しましても、子どもの成長を願い、個々の障害に合わせた専門的な教育を受けられる特別支援学校を選びました。この教育には給食による食育も含まれ、将来においても必要な子どもたちの生きる力を養うことを目指しています。給食が実施されれば、小・中・高と継続した学びが保障され、子どもたちのさらなる成長と健康につながると期待します。生徒、保護者のためにも、高等部での学校給食実施を要望します」ということで署名が集められ、提出をされました。

この署名は、どのように検討され、どのような結論になっているのか、今、結論が言えるのかどうか、検討状況も含めてお示し下さい。

【松山体育保健課長】 高等部につきましてはこれまで、将来自立し社会に参加するための基盤づくりや、自ら判断する力を身につける教育活動の一環として弁当持参としておりましたけれども、生徒の実態や社会環境の変化、食に関する継続的な学びへのニーズなどを踏まえた検討が必要である一方、学校給食の提供につきましては、今後の提供数の見込みとか、喫食数増加に伴う調理室、配膳室の増改築、それに伴う敷地の確保、給食指導体制の整備など課題が多くございます。

現在、関係課におきまして、これらの課題一

つひとつを整理しながら検討していくという状況でございます。

【堀江委員】 給食の担当の体育保健課としては、実際に給食を実施するに当たって様々な、できるかどうかと、ここをまず課題として挙げて、それを検討していますという答弁だったんですが、保護者の皆さんが言っている、特別支援学校の教育、一貫した教育。

県立時和特別支援学校は、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の中の第1次実施計画に基づいて開校されています。その際に、小学校から高等部の一貫した教育活動の充実ということが挙げられて、署名の中にも述べられているとおりです。

特別支援教育の一貫した推進という立場からすると、学校給食についてはどのように見解をお持ちなのか、このことも教えてください。

【松山体育保健課長】 特別支援学校におけます学校給食は、特別支援学校幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律というものがございまして、「特別支援学校の設置者は当該学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」となっておりますので、先ほど答弁いたしました、食に関する継続的な学びのニーズということを踏まえ、努める義務はあるというふうに考えております。

【堀江委員】 保護者の皆さんとしては、すぐ学校給食が実施できるとは思っていないんだけれども、そういう方向で検討してほしいという思いがあるわけですよ。

今の答弁は、実際にやるにはいろいろ課題があるから、それをどうクリアするかということが必要だ、小・中・高の特別支援学校としてどういう教育をするかという時に学校給食は離せない、これも教育の一環であるという認識の

下に、前向きに検討しているというふうに理解していいんですか。

【松山体育保健課長】先ほど答弁いたしましたけれども、多く課題があるのも事実でございます。まずは、この一つひとつの課題をしっかりと整理をしている状況でございます。

【堀江委員】課題を整理するのは分かるんだけど、やるという立場で課題を整理するのか、できないという立場で課題を整理するのか、これによって違うので、私としては、出された署名に対して、課題を整理するというのは分かりますよ。それは、やるということを前提にして課題を整理するんですかと。いついつ、どうこうというのは、当然今は出ませんよ。しかもこれは時和だけではなくて、特別支援学校はほかにもありますから、ほかをどうするかということも出てくるので、少なくとも保護者の皆さんは、高等部に学校給食の実施を求めたいと言っているんで、このことについては教育委員会としても、どうやったら実施ができるかという立場で一つひとつの課題を検討していくというふうに捉えていいのか、このことについて答弁を求めます。

【松山体育保健課長】先ほども答弁いたしましたが、設置者としては、学校給食が実施されるように努めなければならないということになっておりますので、課題を一つひとつ整理しながら、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

【堀江委員】確認してごめんなさいね。保護者の皆さんが、ここの部分はすごく聞いていることなので、ぜひお願いをしたいということで、議案外で取り上げているんです。

設置者としては、努めなければならないという立場で検討していきたいというふうに理解を

いたしました。

次に、子育て条例行動計画素案について質問したいと思います。これはサイドブックがありますので、まず発信をします。

今回素案の36ページ、2つ目の丸です。「高等学校においては、多様化する進路希望に応えられるよう、高等学校段階で身に付けるべき資質・能力を確実に育成するために、探究的な学びを充実させていく必要があります」というふうに書かれているんです。これは令和7年度からね。

令和6年度、今の資料では、ここは「高等学校において」ではなくて「高校生においては」と主語があるんですよ。つまり、今は「高校生においては」云々と始まるのに、来年からの5年間は「高等学校においては」と変わる。これはどういう理由ですか。

【田川高校教育課長】今、委員がご指摘いただきましたように、主語に相当する部分を今回、「高等学校においては」という形で改めさせていただきました。

その背景といたしましては、現行の学習指導要領におきましては、変化の激しい時代において生徒にどのような能力をどのようにして身につけさせるのかということを明確にしながら教育を行うようにという趣旨のメッセージがございます。そういったことで、今回、主語を高等学校に置き換えることで、学校が担う役割を明確化したといった背景でございます。

【堀江委員】学校が担う役割を明確にするために、高校生ではなくて「高等学校においては」と改めたということですね。一定理解をいたしました。

そこで、今度は全国学力・学習状況調査、学力テストです。その上に書かれてありますね。

「全国学力・学習状況調査の結果から、本県の児童生徒については、各教科の基礎的な知識や技能の確実な定着を図り、習得した知識や技能を活用し思考力や判断力、表現力を高めることが課題となっており、小・中学校においては、この調査を踏まえて授業改善に取り組んでいます」。ここは、今の計画では全く同じ文言ですね。今の5年間も、そして来年から5年間も全く同じ、10年間同じですよ、この文章は。全く変わらない。

そして、全国学力調査の結果はどうか、毎回同じか、違いますよね。いつも学力調査については文教厚生委員会に報告をしていただくんですが、例えば令和6年度については、「用語の意味を正しく理解すること、目的に応じて自分の考えをまとめ表現することに課題が見られる」とかですね。令和5年度については、「全ての教科の調査において全国平均を下回った」というふうに、学力テストの状況は毎年違うんですけれども、掲げる内容では1行も変わらない、1文字も変わらないとはどういうふうに捉えたらいいのか、説明を求めます。

【岡野義務教育課長】 今、委員から指摘がありました文章の2行目のところです。「基礎的な知識や技能の確実な定着を図り、習得した知識や技能を活用し思考力や判断力、表現力を高めることが課題」、この部分については、今年度は文章の意味を正しく理解することとか、あるいは昨年度は全国平均を全て下回っていたとか、それぞれに課題が違っているということではありましたけれども、ここに書いてあることは、実は10年間、本県の児童生徒においては同じ課題が続いているところでございます。

【堀江委員】 その課題を克服するために、学力調査の結果を活用して、いろいろ皆さん努力を

されているのではないのか。結果が同じということは、そういう現場の先生方の頑張りがあらわれていないことにはならないですか。

【岡野義務教育課長】 この結果を踏まえて、学校現場の先生方は、本当に努力をしてくださっているところです。しかしながら、ここに書いてある課題が全て改善をされたかと言われれば、まだまだ、今その途上にあると我々としては考えております。

【堀江委員】 そうしますと、これはずっと途上ということですね。いずれにしても、基礎的な知識や技能の確実な定着、それから思考力、判断力、表現力を高めること、これは学年がかわっても毎回やりたいという意味を込めてやっているというふうに理解をしたいと思います。

今回の長崎県子育て条例行動計画に学力テストをなんで載せるのかと私はいつも疑問に思っていて、ここまで載せるなというのが私の立場なんですけど、そこで、第四期教育振興基本計画との整合性を質問したいと思います。

教育委員会が基本にするところは、この教育振興基本計画ですよ。何があっても教育委員会は、教育振興基本計画が基本です。

第四期長崎県教育振興基本計画は既に始まっているんですが、これは何が今までと違うかというと、第三期では140ページあった計画が30ページに変わった。それはなぜかということ、現場などにおいて忙しくて読む余裕がないと、そういう意見もあったので、特に取り組みたいこと、伝えたいこと、コンパクトで分かりやすいものに圧縮したんだと当時の教育政策課企画監が答弁をいたしました。

第四期では、取組の中に学力テストはありません。もちろん指標としてはあるんですよ、数値としてはあるけれども、文章の中にはないん

ですよ。それなのに、改めて長崎県子育て条例行動計画は、また同じように載せるのか。

ここの第四期教育振興基本計画との整合性について、答弁を求めます。

【岡野義務教育課長】まさに今、委員からご指摘があったように、第四期長崎県教育振興基本計画は、コンパクトな計画であること、分かりやすい計画であること、こういったことを考えて、内容をかなりコンパクトにまとめたものでございます。その中では4つの柱と18個の施策を掲げているところですが、確かな学力の育成は、その筆頭、1番目の施策として掲げているところです。

ご指摘のとおり、この中には全国学力・学習状況調査をどう捉えるかとか、どういうふうに活用して取り組んでいくかとかという細かなことは記載しておりません。ここに記載したことは、例えば、資質・能力を調和がとれたように育成していく、あるいは主体的、対話的で深い学びの視点から授業改善を図っていく、こういう大きな方向性、学力の育成という意味で大きな方向性を述べております。

では、なぜ子育て条例行動計画に全国学力・学習状況調査を載せたかということにつきましては、今、委員から提示していただいたサイドブックの次のページに、具体的にどういうことに取り組むかということを掲げていまして、学力向上の一番大きな柱としては、全国学力・学習状況調査と本県が独自に取り組んでいる県学力調査を子どもたちの学力の検証軸として、どの程度学力がついているか、どういう指導がこれから必要になるのか、これを柱にしている関係で、分かりやすくするために全国学力・学習状況調査という言葉を書いたところでございます。以上が経緯です。

【堀江委員】答弁は納得したとは言えませんが、あと4分を切ったので、最後に、ここからはごめんなさい、通告していない内容なんです。

私は、子育て条例行動計画は、子どもの権利条約の視点で見ることが大事だというふうに思っています。2024年度は、日本が子どもの権利条約の批准をして30周年の年ですよ。

日本政府は、国連の子ども権利委員会から、子どもの権利の保障が不十分と勧告を繰り返し受けています。その中の一つに、「教育制度の過度に競争的な性格が、子どもの肉体的及び精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、子どもの最大限可能なまでに発達することを妨げている」と、国連子どもの権利委員会から、日本は勧告を受けています。異常な競争教育をただすと、競争教育を行っていることの一つの事例に学力テストが挙げられているんです。

子どもの権利条約から見た時に、全国学力テストは異常な競争教育を行っているという意見もあるんですけど、このことについてはどうお考えですか。

【岡野義務教育課長】そういう意見が一定存在することについては、我々も認識をしているところです。

一方で、これも委員にこれまでお話をしてきたところですけども、学校教育というのは、子どもたちが自分の力で将来歩いていけるようにすることが最大の使命でありまして、その中の一つの力として、確かな学力を子どもたち一人ひとりが身につけることは、やはり欠かすことのできないもの、そう考えた時に、この全国学力・学習状況調査をしっかりと活用していくことは、今後も大切にしていきたいと考えているところでございます。

【堀江委員】どの子にも確かな学力をつけるというのは、私も課長も同じ意見だと思っています。そこから先は、じゃあ、そこになんで学力テストを一つの指標とするのかというのが、これは私の意見でありまして。

いずれにしても、子どもの権利条約を批准して30周年というこの時に、異常な競争教育の一つとして学力テストが挙げられているのは一定あるんですよ、課長が言われるようにね。中止をすべきという意見もあることを踏まえますと、私は、子育て条例行動計画の中にわざわざ学力テストを載せるのはいかなものかと非常に思います。

特に、長崎県の教育振興基本計画が、分かりやすくするというで文言を外した。もちろん指標としては残すんだけど、そういう中で、またわざわざ同じ文言をこれから5年間もするのはいかなものかという意見を申し上げて終わりたいと思いますが、もう1点、私はちょっと質問したいことがありますので、2巡目に数分いただきたいと思っております。

【山下委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から委員会を再開し、第7号請願に関する審査を行い、請願審査が終わり次第、引き続き教育委員会の審査を行います。

— 午前 11時49分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【山下委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これより、請願審査を行います。

第7号請願「『持続可能な学校の実現を目指す』意見書の採択を求める請願」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【堤紹介議員】 紹介議員の堤 典子です。

本請願は、持続可能な学校と子どもたちの豊かな学びを実現するために、働き方改革を実効性あるものとするべく、学校現場の長時間労働の是正に向けた5項目の施策を求める意見書を国に提出していただきたいというものです。

5項目の内容は、1つ目、教職員の負担軽減のために、部活動の地域移行や学習指導要領の内容の精選、標準授業時数の削減といった具体的な業務削減策を示すこと、2つ目は、教職員定数を改善すること、3つ目は、自治体における取組を確実に実行するため、必要な財源を確保すること、4つ目は、教員の命と健康を守るために法制度を整備すること、そして5つ目に、勤務実態調査を実施して、その結果に基づいた必要な措置を講じることです。

これらは、部活動の地域移行であったり、教職員定数の改善や必要な財源の確保であったり、令和7年度政府施策に関する提案・要望書に盛り込まれています。学校の働き方改革、長時間労働是正のために、業務改善と人材の投入の両輪で進めていくというのが県の考えであることも伺っています。

学校現場の長時間労働が改善されない中で、病休、精神疾患の教員が増えたり、教員不足が起きたり、退職年限を待たずに教職を去るケースもあります。

「カリキュラム・オーバーロード」と言われる学習指導要領の内容の過多が、子どもたちの負担になっていることも見過ごせません。不登校の子どもはどんどん増え続けています。

学校を持続可能なものとして、子どもたちの豊かな学びを実現するために、請願への各委員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、請願人が趣旨説明を希望しておりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

【山下委員長】 ありがとうございます。

この際、お諮りをいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出があっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明にお願いをいたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時31分 休憩 —

— 午後 1時35分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】 教育委員会にお尋ねをいたします。

本日お配りいただいた議案外の資料、教職の魅力化作戦会議からの提言について、お尋ねをいたします。こちらの17ページです。先生方にお尋ねをされた、令和5年8月実施の長崎県の小・中学校教員に対する働き方改革に関わるアンケート調査の結果でございます。

6,002名に質問されて、働き方改革を進める上で一番重要なのが環境の改善で33.6%。その中身を見ると、人員不足が理由の一番に上げられております。59.7%でございます。働き方改革を実施していく上で最も重要なのが、職員を増やしていくことであるという先生方のまさに悲痛な叫びだと思います。

今回の請願に関わる重要なところだと思います。今の県の職員の皆さん、先生方の環境における人員不足について、県の見解を求めます。

【岩坪高校教育課人事管理監】 学校における人員不足は、大変深刻な状況になっていると考えております。

教員採用試験ひとつをとって見ましても、倍率が低下をしている状況もございます。また、教員の業務が多忙化、複雑化しておりまして、これまでどおりでは担えないような部分も出てきているかと思えます。例えば県立高校におきましては、今年度から業務支援員を5校に配置をして、教員の業務を支援する取組も行っているところでございます。

【中村(泰)委員】 人員不足を解決していくには、国に求めているのが一番であると思えます。

これまで県が国に対して行ってきた、人員不足を解消するための具体的な取組についてお尋ねをいたします。

【山下働きがい推進室長】 教員定数につきましては、毎年度、学校数や学級数など、法律に基づいて算定する定数と、特別支援やいじめ、不登校等、実情を踏まえて多様な教育課題に対応するため国へ要望する定数がございます。毎年、そこは行っているところです。

それと併せまして政府施策要望において、中学校の35人学級編制の拡充や特別支援学級の編制基準の引き下げなど制度改革を求める要望を行っております。

また、全国知事会、全国都道府県教育長協議会を通じて、教職員定数のさらなる改善や充実など要望を行っているところです。

【中村(泰)委員】 様々な環境というか要因が重なって、とにかく先生方が現場ですごく苦しい状況で、県としても国に対して、人員を増やす

ということでの取組をされていると理解をしましたが、それでよろしいでしょうか。

【山下働きがい推進室長】定数の充実につきましては、要望を行っているところです。

【山下委員長】ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】私も、今の質疑に関わって、請願の教職員定数改善を実施することの中で、再度教育委員会にお尋ねしたいと思います。

今、政府施策要望の中に教職員定数の改善と確実な財源保障を要望しているという答弁がありました。具体的な内容としては、中学校の35人学級の編制の拡充とかと言われました。

さらに要望内容の確認ですけれども、食物アレルギー対応とか、食に関する指導の充実についての職員定数の改善要望もありますね。このことはどうですか。

【山下働きがい推進室長】委員がおっしゃいましたとおり、食物アレルギー対応や食に関する指導充実のため、義務標準法の配置基準を見直し、栄養教諭及び学校栄養職員の定数改善を図ることという要望もしております。

【堀江委員】全ての項目について質疑をすることは避けますけれども、例えば、今回出された請願の教職員定数改善を実施することについては、長崎県も政府施策要望として同じ立場で要望していることを確認させていただきます。

【山下委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【坂口委員】自民党会派を代表しまして、『持続可能な学校の実現を目指す』意見書の採択を求める請願」に反対の立場から討論をさせてい

たきます。

自民党「令和の教育人材確保に関する特命委員会」は、本年5月17日に、「令和の教育人材確保に向けた緊急決議」を政府に対して要請しております。

決議内では、教師の処遇改善について、人材確保法制定時の初心に立ち返り、一般行政職に比した教師の優遇分の確保に向けて、教職調整額の率を少なくとも10%以上に引き上げることを明記してあり、来年度予算の確保とともに、来年の通常国会で教職員給与特別措置法改正案を提出し、教師の処遇を抜本的に改善することについて要望がなされております。

また、本年8月に公表された令和7年概算要求におきましては、人材確保のための教職調整額を従来の4%から13%に改善させ、また、学級担任や管理職の職務の重要性や負担を鑑みて、手当の加算や改善など処遇の改善を目指して、今後、予算の編成がなされていく方針です。

優秀な人材を確保し、頑張っている教師の士気を高め、教職の魅力向上に努めていくことが必要不可欠であり、人材確保法の初心に立ち返った教師の処遇の改善を図るとともに、勤務実態調査を踏まえ、教師の処遇の在り方や教職員の定数増等について検討が進められております。

さらに今月6日、前述の特命委員会においては、学校現場での問題が複雑になる中、教育の処遇改善は差し迫った課題であるとして、時間外勤務の削減などの条件をつけることなく、少なくとも10%以上へ引き上げを来年度から実施することを求める緊急決議がまとめられ、今後、政府に対して要請がなされる方針となっております。

我が党として、引き続き持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの実現に向けた政

策や、現場の負担軽減及び教育環境の向上に向けた取組が進められており、既に政府・与党として様々な対策が行われていることから、本請願には反対をいたします。

委員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

【山下委員長】 ほかに討論はありませんか。

【山田委員】 改革21を代表して、本請願に対する賛成討論をさせていただきます。

学校現場の長時間労働は、すっかり周知のこととなりましたが、そのために教職が敬遠され採用試験の倍率が下がったり、病休や休職者が増えたり、新学期になっても担任が決まらないなどといった事態が起きています。

教員不足によって、一人ひとりの業務負担が増え、子どもとのコミュニケーションや授業準備といった本来時間を割くべき業務に使える時間が減ります。子どもと触れ合う時間が少ないと、信頼関係を築いたり、子どもの些細な変化に気づきにくくなるのではと心配をしております。授業の準備に時間がかけられないと、子どもの実態に即した授業の実践ができなくなり、子どもたちの学習に影響が出るのではと危惧しています。さらに、業務時間が増えて教員自身の心身の状態が悪化することも容易に想像できます。

その影響を一番に受けるのは子どもたちであり、長時間労働、教員不足は、子どもの知識の獲得や、いじめ・不登校への対応に支障を来し、教育の質の低下を招くといっても過言ではないと思います。これでは、学校は持続可能な存在ではなくなってしまいます。

カリキュラム・オーバーロードとは、学校で教えるカリキュラム、つまり教育内容が多すぎて、学校や教師、児童生徒には過大な負担が増

えている状態だと言われています。

小学校の低学年でも6時間授業が増え、授業が終わると、すぐに下校時間になってしまいます。教員が放課後に子どもたちと話をしたり、学習を見たりするなどの余裕はありません。道徳が教科になり、5・6年生では外国語活動が教科になり、3・4年生でも外国語活動が実施されるなど、以前に比べて学習内容が増えています。

このような過密でゆとりのない状況の改善は、現場の努力だけでは実現しません。国として業務削減の具体策を示して、学校現場の負担を減らし、定数改善、財源の確保を進めていくべきだと思います。そのことを意見書にまとめ、国に求めていくことが、学校の働き方改革を前進させ、子どもたちに豊かな学びの機会を提供することにつながると思います。

以上のことから、本請願に賛成いたします。

委員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

【山下委員長】 ほかに討論はありませんか。

【堀江委員】 請願7号に賛成討論を行います。

ただいま反対討論の中では、現状の認識は同じであるけれども、既に要望している、あるいは既に検討が進められているので、今さら請願を採択して意見を国に言うまでもないというふうな反対討論ではなかったかと理解をいたします。

しかし、質疑の中でも明らかになりましたように、教職員定数改善を実施すること一つを取りましても、県教育委員会の認識は、請願の内容と一致だと思っています。現場が今、大変な時だからこそ、声を大にして国に上げるべきだと思っています。

したがって、今回の請願についても採択し、国に意見を求めてほしいと私は強く思いま

す。

【山下委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時47分 休憩 —

— 午後 1時47分 再開 —

【山下委員長】委員会を再開いたします。

第7号請願に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第7号請願「『持続可能な学校の実現を目指す』意見書の採択を求める請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

【山下委員長】起立少数。

よって、第7号請願は不採択とすべきものと決定されました。

以上で請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしまして、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人にはご退出いただきたいと存じます。

しばらく休憩します。

— 午後 1時48分 休憩 —

— 午後 1時49分 再開 —

【山下委員長】それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、議員外所管事務一般について、質問はありませんか。

【山田委員】何点かお尋ねをしたいと思います。

はじめに、高校総体開会式について伺います。

本年6月、長崎市のかきどまり陸上競技場での屋外開催でした。

令和7年度は、佐世保市の体育文化会館での屋内開催予定と聞いており、天候に左右されず、選手のコンディション維持の上でも安堵したところであります。

まずは、九州各県の高校総体の開会式の開催状況について伺います。

【永田体育保健課体育指導監】九州各県の高校総体の総合開会式の状況についてお尋ねです。

今年度は、佐賀県、大分県、熊本県、沖縄県が屋内で実施をされております。なお、福岡県、宮崎県、鹿児島県は、総合開会式は実施していない状況です。

【山田委員】屋内で実施をしている県と、そもそも実施をしていない県ということであります。本県だけが屋外での開催をしている県と認識しております。

来年度は屋内開催であります。九州の各県の状況を見た時に、今後、高校総体開会式について、長崎県としてどのように考えているかを伺いたいと思います。

【永田体育保健課体育指導監】九州各県、また全国も含めですが、総合開会式については、もちろん県の高校総体はインターハイの予選になりますので、それぞれ県によっては競技ごとに開催時期が違ったりということで、総合開会式をできる、できないところもあるということを事前にお知らせしたいと思います。

今、委員からお尋ねのところですが、本県については、今年度は長崎市かきどまり競技場を主会場として実施をいたしました。来年度は佐世保市、その翌年の令和8年度は諫早市で予定をしております。

高校総体の開会式については、いろんなご意

見等もあります。課題等もあります。今まで熱中症の対策ということで、いろいろ改善を図りながら開会式は実施をしております。一方、多くの運動部以外の文化部の生徒も参加いたしますので、いろんな方から開会式については称賛の言葉もいただいているところでございます。

来年度の佐世保市、令和8年度の諫早市、今年の長崎市、一つのサイクルとしての高校総体開会式の在り方を、県の高体連は検証をすること、来年度につきましては佐世保市の体育文化館で実施をする予定としております。令和8年の諫早市については、来年度の状況も見ながら、どういう形で実施をしていく、開会式の式典の在り方、一番大事なのは生徒たちの安全・安心な参加ということでありますので、それらを含めて3年間を見通して検証して、県も高体連と一緒に検討していきたいというところでございます。

【山田委員】今年の長崎、来年の佐世保の屋内開催、諫早はその様子を見ての判断で、屋内か屋外かは未定の様であります。この3か年で、今後の高校総体の開会式の在り方について検討するということによろしかったでしょうか。

今、学校規模の大小もあり、開会式に生徒を参加させるのが難しいところ、また、昨今のバスの運転士不足、インバウンド需要、燃油の高騰などもあり手配困難、費用負担の声も多数寄せられています。

また、この数年、本当に異常な暑さであります。そういった中で、確かに行進の時間を短縮したりなど、いろいろご配慮いただいているのは理解しているところではあります。子どもたちが1年に1度、一生懸命に練習した成果を出す競技の場で、そこで体調を崩すようなことがあってはいけません。そういったこともあります。

ので、ぜひともこの3年間で、他県において実施されていない状況も踏まえた上で、このあり方について、テレビで子どもの活躍が見られるとか、いろんないい意見を私もよく承知をしているところではあります。一番は子どもたちがベストな状態で練習してきた成果を発揮できることが重要であると思っておりますので、ぜひともここは子どもたちの健康を一番に、そして競技で成果を出せるような形で、この3年のうち、あと2年のうちに結論をしっかりと出していきたいと思っております。

次に、高校総体の予算について確認をしたいと思いますと思っております。総予算と県の負担、あとは各学校の負担と聞いておりますが、そのあたりを端的に教えてください。

【永田体育保健課体育指導監】県の高校総体は、高校駅伝も含めまして、全国大会の予選ということで32競技の競技運営がなされております。今年度については、決算が確定ではありませんけれども、会場によって変わってまいりますけど、概ね1,900万円という形になっております。

なお、開会式の費用につきましては、マーチングとか吹奏楽部、あるいは放送部の器具とか、そういった輸送費が大半でございます。今年度、長崎地区の当番校の予算で190万円という形になっております。

それと、県の高総体の全体会について、県教育委員会から160万円、県の高体連に補助をしている形になっております。この財源の大半は、県の高体連の運営費と各校の負担金とか、そういったところの運営費となっております。

【山田委員】開催市の負担もあるということですね。

それと、あとは各学校の負担ということですが、これは学校の大小、規模に合わせて、

生徒数に合わせた負担という理解でいいのか、1校で同じような負担があるような部分があるとか、そういったことは一切ないですか。

【永田体育保健課体育指導監】各学校は今、生徒数の減少で、県の高体連としても財源がなかなか毎年厳しいという話も聞いております。基本的に各学校の生徒数に合わせて、学校が高体連のほうに負担をするという取り決めになっているところでございます。

【山田委員】子どもたちの、まさに1年頑張った成果を発揮する場、たった3回しかない機会でありますので、子どもたちにとっていい形での開催ができるように、ご尽力いただきたいと思います。

次に、少子化の中での公私立の定数について伺いたいと思っております。県内では、公立7、私立3の状況を維持するように取り組んでいただいています。この間、統廃合や学級減などを実施されてきたと思いますが、取組状況についてお聞かせください。

【直塚高校教育課企画監】ここ5年間の状況についてお答えしたいと思います。この5年間にしましては、4つの高校で4学級の削減を行っておりまして、それ以前にも、公立と私立の募集定員比率7対3を念頭に置きながら、学校規模を踏まえた形で学級数の削減を行ってまいりました。

ただ、平成25年度以降につきましては、公立の比率が7割を切っている状況でございます。その理由につきましては、私学では、例えばスクールバスによる生徒の確保といった経営努力がなされている点とか、あるいは私学独自の建学の精神に基づいて、それぞれの高校において特色ある教育活動であったり、メディアを積極的に活用した広報PRを行うなどしている点が

あると考えています。

さらには令和2年度から、私学におきましても授業料の実質無償化が始まった点も、私学の割合が上昇している要因の一つであろうかと思っております。

【山田委員】子どもの数に合わせて、4つの学校で4つの学級減に取り組んだということでありまして。

公私立間の7対3であります。長崎、諫早では5対5、私の地元の佐世保では7対3ということであります。県下で5対5という状況を維持いただいているというふうに理解をしているところであります。

これからさらに子どもの数が減っていく中、今までの教育委員会の学級減の様子を見ていくと、当然ながら進学率の高い高校は今まで人員も多い、人気もあったと思いますが、これからはどういった考え方。

少子化の中、子どもの数は限られている。私立と公立のそれぞれの良さで子どもたちへ教育を提供していく中で、今後、教育委員会として、公私立間でどのように取り組んでいく考えかをお聞かせいただきたいと思います。

【前川教育長】これまで私立学校と県教育委員会との間で協議を持ってきたわけですが、基本的には、委員からお話ございましたとおり、募集定員を公立と私立で何対何にするのか、7対3というのがベースでございますが、そういった方向性でやっていこうといった申し合わせのような場でございました。

ただ、委員ご指摘のとおり、今から生徒数が減少していく中で、そこを踏まえて子どもたちにどういった学びの環境を提供していくのかというのは、もう公立・私立で定数を協議しているような、そういう状況ではないと思っております。

ます。

今、私ども教育委員会では、新たな産業人材の育成を目指して、「NEXT長崎人材育成事業」という、それぞれの専門高校と産業界と連携した取組なども行っておりますし、今日ご説明申し上げた宇久高校といった小規模の高校の新たな学びを取り入れたりしております。

全体の県内の子どもたちのためにどういった学びの環境、これから新しい学びを提供していくためにどういった形がいいのかというのは、県立、私立にこだわることなく、私立の皆様と、県全体の学びの環境をどうしていくのかという定数を越えたところでの協議をしていく時期に入っているんじゃないかと思っております。そういった形で今後、私学の皆さんともしっかりと協議、検討していきたいと思っております。

【山田委員】ぜひお願いをしたいと思っております。人気のあるというか、生徒が集まる進学校の進学のコースとか、そういったものも先々はですね。先ほど答弁でもあったように、授業料を軽減される中で、今までだと私立はちょっと負担があって行きたくても行けなかった子どもたちが行きやすい環境もできていますので、まさに教育長が言われたように、子どもたちが広く選択できる環境、それぞれ得手不得手、私立・公立いろいろあると思いますので、連携をしながら、子どもたちにとって一番いい形での学びの環境をつくっていただきたいと思っております。

次に、宇久高校の離島留学について伺いたいと思います。宇久島の豊かな自然や資源を活用し、関係機関と連携を行い、自然科学に特化した「Uku Labo」すばらしい取組だと思っております。

通常授業に併せて、どの程度の時間などカリ

キュラムを考えているのかと、進学先の想定なども伺いたいと思います。

【田川高校教育課長】宇久高校の取組についてご質問いただきまして、ありがとうございます。

今回の提案を踏まえまして、どの程度の授業内容なのかということですが、学校設定科目の設定といったものも考えられますけれども、まずは通常の授業の中で、外部の企業のプロフェッショナルな方をお呼びして講義をし、探究活動をしていくことがベースになっていくかと思っております。

また、進路先ということになりますと、宇久は進学希望者が大変多いしまでもございます。優秀な生徒がたくさんいる学校でもございますので、学力に応じた大学進学希望者の実現を図ってまいりたいと思います。

また、「Uku Labo」を通した探究活動を通して総合型選抜への出願とか、学校推薦による出願とか、生徒の実態、活動に応じた進路先を実現させていきたいというふうに考えております。

【山田委員】次に、しま親、しま親サポーターについて伺いたいと思っております。

宇久は令和8年度からということでありますので、まさに今調整中だと思いますが、この際、県内の離島留学を実施している全ての離島においてのしま親、しま親サポーターの状況について伺いたいと思います。

【山下委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時 5分 休憩 —

— 午後 2時 6分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

【直塚高校教育課企画監】 資料の中に、しま親サポーターという言葉を確認に入れているんで

すけど、県内の5つの離島留学実施校において、しま親サポーターが何人いるかというところまでは把握できていないんですけど、ここでのしま親サポーターは、イメージとしましては、例えばしま親も、買い物とか病院に通院とかで島外に出ることがあると思うんですけど、そういった時に代わりに泊めていただけるような、佐世保市とずっと協議をする中で、そういうサポーターもお願いをしていこうと。

宇久につきましては、宇久の観光協会が民泊の事務局をやっていますので、民泊の方たちに実際に説明をして、サポーターの依頼をさせていただいたと。現時点では、まだ宇久におきましても、配置というか登録はしていない状況でございます。

【山田委員】しま親サポーターについては内容を理解したところであります。

離島留学は、残念ながら事故があったりして心配をしている方も多くいらっしゃると思います。そういった中でありますので、離島留学にはコーディネーターの配置をしていると思いますし、また、今からの話だとは思いますが、しま親サポーター、既に離島留学を実施している学校においても、しっかりとそういったサポート体制の構築をお願いしたいと思っております。

そして、宇久高校のお隣の小値賀の北松西高校についてですが、40名の定員に対し近年は8名程度という状況にあります。1島1校を維持していく中で、北松西高校についても、県教委として今後どのように考えているか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

【直塚高校教育課企画監】 まず、宇久高校もですが、県の離島留学制度につきましては、高校改革の基本方針に基づきまして、県独自の制度として、各高校がそれぞれ生徒を募集して、離

島留学特別選抜で選抜した上で、島外の生徒を受け入れる制度となっております。

一方で、小値賀町のふるさと留学につきましては、令和2年度から、町の独自の制度として、小学生から高校生までの児童生徒を対象として、町が自ら児童生徒の募集と審査まで行って、そして北松西高校につきましては、並行して一般入試で島外の生徒を受け入れる制度になっております。現時点では、高校生のふるさと留学については、まだ実績がない状況でございます。

小値賀町の北松西高校につきましては、小値賀町が主体となってふるさと留学に取り組んでおりますが、やっぱり同じ県立高校でございますので、県教委としましては、そこはほかの離島留学実施校と同様に、県内外に対して広く広報をするなどして入学者の確保に努めてまいりたいと考えております。

【山田委員】ぜひお願いをしたいと思っております。

ご紹介いただきました小値賀が独自にやっているものでは、与那国島から小学生が来たりとか、かなり町も頑張ってやっていたいているところであります。

ぜひ私がお願いしたいのは、宇久高校で、すばらしい資源や自然を活用して「Uku Labo」というものをされるようでありますので、同じような形でですね。こういった形か、小値賀独自のものも今後考えていただいて。

宇久と小値賀は隣接していますので、子どもの行き来も当然できる距離だと理解をしていますし、私が行った時には遠隔授業もやっていましたので、せっかくというか隣の島に学校が、しまの高校同士が近い距離にありますので、ぜひ宇久高校、北松西高校とも連携をいただきたいと思っております。

先ほどご答弁いただきましたように、今は小値賀町独自でやっているけれども、まだ高校の実績もございませんし、県教委のバックアップのもとに、ぜひ小値賀にも離島留学生が来る、高校生が来るようご支援をいただきたいと思います。以上で終わります。

【山下委員長】 ほかに質問はありませんか。

【畑島委員】 私からは1点だけ、県の文化財指定を受けております観音寺の観世音菩薩坐像についてでございます。

こちらは、皆様ご承知のとおり、対馬から盗まれて、韓国で所有権を主張されておりましたが、韓国の最高裁で対馬の所有権が認められて1年が経過しております。今なお、その現物につきましては韓国に保管されているということで、対馬の観音寺への返還には至っておりません。

そんな中、先日、保有するお寺が、100日法要を行った後に返す意思があるというような報道がなされました。私もまだこれは報道ベースでしか見ていないんですけれども、県で、このあたりの事実関係といいますか、現在の状況について認識していることがあれば教えていただきたいと思います。

【岩尾学芸文化課長】 対馬市の文化財、仏像に関して、継続的に外務省、文化庁、対馬市等と情報共有させていただいて、その都度確認をしております。

先日、対馬市の観音寺と韓国の浮石寺が、関係者を通じまして、法要を実施するための条件等について協議をしているという動きがございましたので、私どもとしましては外務省等に確認しておりますが、具体的に政府間で何らかの動きがあっているということではございませんでした。

【畑島委員】 こちらは対馬市に所在する仏像でございますけど、県の文化財の指定を受けているということで、対馬市としましては即時の返還を強く求めているところでございますし、私としても全く同じ思いでございます。

国をまたがっていますので、まずは国家間での調整といったこともあろうかと思えますけれども、県としても、しっかり市や国と連携してやっていただきたいと思います。

この返還に向けてのこれまでの取組であったり、また今後の県としての動き方を教えていただければと思います。

【岩尾学芸文化課長】 ここ数日、韓国の政情等も流動的になっておりますので、引き続き注視するとともに、国としましては外交問題として取り組んでいるということですので、これからも取組をお願いしてまいりたいと思っております。

【畑島委員】 県としても、しっかりと市をフォローしていただいて、返還の実現に向けてしっかり動いていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【山下委員長】 ほかにありませんか。

【坂口委員】 議案外で私から1点だけ、特別支援教育支援員について伺いたいと思います。基本的には基礎自治体の所管ということで、各市町で雇用がなされているものと思えますけれども、県という広域行政、市町の調整を図る役割という観点から、長崎市、佐世保市、大村市、諫早市、それぞれ主だった市の状況を調べてみたんですが、処遇について月給であったり、あるいは時給であったりですね。それから年休がつくところもあれば、つかないところもあると。さらには、基本的に学校という特殊な場所ですので、夏休み、春休み、長期休暇の場合に一旦

契約が切れて、共済組合から国民健康保険に毎回、都度都度、切り替えを行わないといけない状況ということ。また、更新に係る健康診断を市が負担したり、あるいは自己負担であったり、県下で非常にばらつきがあるような状況になっています。何よりも継続的な雇用体系になっていないと、制度的に難しいところはあるかもしれませんが、経験が全く加味されない、生かされない賃金体系になっていると、そのあたりを考えて、直接子どもたちにどうのというよりは間接的にですね。ベテランとか長期で働く方が、なかなか育成されにくい状況にあるのではないかと危惧しております。

広域行政としての県の見解を伺いたいと思います。

【近藤特別支援教育課長】市町に配置されております特別支援教育支援員につきましては、国の地方財政措置によってなされておまして、各市町では会計年度任用職員として雇用されております。

各市町では、特別に配慮が必要な児童生徒の実態によりまして、柔軟な支援員の活用ができるように、支援員の業務内容であったり、勤務時間や勤務日数など雇用の条件が異なっております。

会計年度任用職員につきましては、各市町の条例規則に基づいて市町が定めておりますので、県教育委員会が市町の会計年度任用職員の処遇改善を行うことは困難であるというふうに認識しております。

県といたしましては、毎年、政府施策に対する要望の中で、支援員の配置が充実するように要請をしておりますので、引き続き、配置の充実に向けて国に対して要望を行っていきたいと考えております。

【坂口委員】現状、県としてできることが国への要望のみということで、何かほかにはできることはないか、少し検討いただければと思います。繰り返しになりますが、間接的に県下の子どもたちに対する支援に格差とか差が出てきては、ちょっと困った状況になりますので、そういったところを考慮いただいて、何かできることを再度ご検討いただければと思いますので、それを要望して終わります。

【山下委員長】審査の途中でありますが、第8号請願に関する審査を行いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時18分 休憩 —

— 午後 2時29分 再開 —

【山下委員長】委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第8号請願「本県教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【堀江紹介議員】請願第8号「本県教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書」、紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、「長崎のゆたかな教育をめざす会」より提出され、3,447筆の署名も提出されています。

請願の内容は、「教職員を増やして学校の忙しさを解消してください」、「県内全ての学校で少人数学級を進めてください」など5項目の請願となっています。県内の全ての子どもたちに行き届いた教育をと、それぞれの分野から届けられた切実な要望となっています。財源の問題もあることは承知いたしておりますが、年次

計画での対応など、請願5項目の教育条件改善を求めます。

また、本日、請願人より趣旨説明の申し出がっております。ご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

【山下委員長】 ありがとうございます。

この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出がっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明にお願いをいたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時30分 休憩 —

— 午後 2時35分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【畑島委員】 自由民主党会派を代表いたしまして、本請願に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、教職員の増員及び少人数学級の推進につきましては、子どもたちのより良い教育環境を実現する上で、教職員の負担軽減、あるいは個別・最適な学びを実現するための適切な学級規模の設定というものは、検討・推進していく

必要はあろうかと思います。

一方、教職員の増員に関しては、本県のみならず全国的に教職員の多忙化、なり手不足が深刻な問題となっている中、単純な増員のみならず、その業務改善等を含めた働き方改革、あるいは処遇改善も含めた人材確保の方策などを総合的に講じていく必要がございます。

実際に政府においては、令和7年度概算要求において、教職員の処遇改善にかかる予算を計上するとともに、教職員の業務支援体制の充実にも努めているところです。限られた財源の中で優秀な人材を確保し、頑張っている教職員の士気を高め、教職員の魅力向上に努めていくための方策を検討していく必要があると考えます。

また、少人数学級につきましても、一定の教育効果は認められるところですが、その実現には教職員の増員及び、それに伴う莫大な予算が必要となるため、先ほど述べたとおり、教職員の処遇改善や業務改善も含めて一体的に検討していく必要があります。

さらに、学校教育においては、より良い人間関係を構築する力を養成することも重要であり、そのためには一定規模以上の集団の中で過ごす環境も求められます。画一的に30人と線引きすることなく、各地域や各学校の状況、子どもの発達段階などを踏まえながら適切な学級規模を実現していくことが必要と考えます。

学校給食につきましては、家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが安心して食べることができる環境をつくることは重要と考えます。一方で、学校給食費については、経済状況が厳しい保護者に対しては、従前より生活保護による教育扶助や就学援助を通じて支援が行われているところです。

また、こうした負担軽減策を講じられる中で、

食育につながる学校給食の充実を図ることも重要です。県内全ての公立小・中学校での学校給食費無償化をする場合、約49億円もの財政負担が生じると試算される中、限られた財源を真に子どもたちの健やかな教育のために活用していくためには、学校給食費の無償化にとらわれず、総合的にその方策を検討していく必要があると考えます。

よって、本請願には反対をいたします。

議員各位のご賛同を得ますことを願います。

【山下委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時39分 休憩 —

— 午後 2時39分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

第8号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第8号請願「本県の教育条件を改善しすべて子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

【山下委員長】 起立少数。

よって、第8号請願は不採択とすべきものと決定されました。

以上で請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしまして、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退出いただきたいと存じます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時40分 休憩 —

— 午後 2時42分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務一般について、質問はございませんか。

【中村(泰)委員】 令和5年度「児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について、お尋ねをいたします。

今年2月定例会一般質問においても、令和4年度の結果についてお尋ねをいたしました。本資料の43ページを見て質問させていただきます。1,000人当たりのいじめの認知件数で、昨日も総務部の学事振興課にお尋ねをいたしました。我が県は1,000人当たりの認知件数が17.9人ということで、この数は全国で一番少ないという状況でございました。

私が今年2月にお尋ねした時は、この数字は若干増えたかなとは思いますが、その時は全国で下から2番目だったんです。その前も少ない数字であったということでございます。質問した時には、この令和5年度の結果は当然出ていたというか、ヒアリングが終わっていたと思います。結果、17.9と全国で一番少ないということでございます。

いじめの数が少ない結果であるとも見えますけれども、必ずしもそうではない部分もあるかと思います。いじめられている生徒、児童の声が届いていないという懸念があるわけです。そういう視点で、今年の2月定例会においても答弁をいただいたわけですが。

まず、全国で一番少ない結果に至ったことを県としてどのように受け止めているのか、お尋ねをいたします。

【長池児童生徒支援課長】 今、委員からご指摘がありましたのは、いじめの1,000人当たりの認知件数が、長崎県の場合は17.9ということで、都道府県で比較して一番低い結果になったというご指摘でございます。

本年度のいじめの認知件数につきましては、既にお配りしているかと思いますが、本県の場合、小学校が前年度比165件、中学校が前年度比180件、高等学校が前年度比5件と増加をしている状況です。全体で350件の増加です。1,000人当たりで比較をすると、確かに他県と比べると非常に低いと言えるかと思います。

認知件数が低いということは、当然その学校が未然の防止に努めてきたと、いじめが起らないような取組が求められている中での対応の一つの結果とも言えるとは思っております。

ただ、だからといって、件数が少ないことを決して良しとするわけではございません。常に見逃しているいじめがあるのではないかという危機感を持った上で、細かいことでも情報共有、そして早期対応をしていくことは、昨年以降、特に強調して、各学校、教育委員会には申し述べているところでございます。

委員のご指摘のとおり、決して見逃すことがないように、そして対応を適切に行っていくやり方、特に、他県からいろんな先進事例等もいただいて、小まめなアンケート調査や、いじめに関するいろんな研修等を一層向上させていくための取組を今後とも続けていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ご答弁いただいた内容は、2月定例会の答弁とほとんど変わらないようなことだったかなと思います。

私が改めてお尋ねしたいのは、1,000人当たりの認知件数が今回は全国で一番少なかったんで

す。その前もその前もずっと少なかった中で、全国で一番少ないという事実をどう受け止めていいのかと。今おっしゃったのは、現状と取組だったですね。

なぜ我が県が少ないのか、この理由を、前回もやり取りさせていただいたんです。1年近くたちました。なぜ我が県は、いじめの認知件数が少なく、令和5年度においては全国で最も少なかったのか、その見解についてお尋ねをいたします。

【長池児童生徒支援課長】 いじめというのは、児童生徒がいろんなところで行う活動の中で、相手の児童生徒が抱える心理的、あるいは物理的な影響でございます。ですから、委員がご心配されるとおり、どこでどういう形でいじめが発生しているかということは、なかなか見つけにくいのが現実でございます。ですので、各学校においては定期的に、あるいは小まめにいじめ対策委員会を開催し、いじめの防止対策の方針等も周知を図っていくように取り組んでもらっているところでございます。それを踏まえた上での今回の結果ですので、そのこと自体を見逃した結果として捉えるわけではなく、一定の評価をした上で、今後どういうふうに取り組んでいったらいいかということは考えていきたいと思っております。

例えば、ここ数年、いじめの認知がなされていない学校もあります。そういった学校等はどうのような取組をしているのか、本当にしっかり未然防止がとられているのか、委員がご心配されるような見逃し等が行われていないのかどうか、そのあたりのところは我々も今後、十分確認をしていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】 この調査結果、1,000人当たりの認知件数が令和4年度の平均で53、平均が

大体50ちょっとなんです。我が県が17.8、一番多いところが山形県で117と。

いじめを防ぐ、また、いじめの相談対応をしているベンチャーの方に相談をしました。その方の、あくまでも専門家の意見ですけれども、基本的に各県でいじめの認知にこれだけ格差があるのは考えにくいと、これは積極的認知をしているかどうかという視点で見たほうが良いという専門家の方のご意見でございました。これは、この間、質問した時にもお伝えしたところですよ。

また戻りますが、今回、我が県が全国で一番少なかったんですね、17.9。積極的認知において、我が県の取組が甘かったんじゃないかと、やっぱり認めるべきところは認めないといけないと思います。アンケートのやり方も見直すとおっしゃっています。その結果が出るのがまた次なんです。ですから、その数字を見てみないとわからないんですが。

とは言っても、前に質問した時から、もう1年たちまして、何かしらの分析なり検討がなされているものだと私は思っていたんですが、検討としては進んでいないということでございます。

改めて、全国で一番少ないという結果になったことで、なんでこんな状態が我が県で続いたのか、これがいいのか悪いのかということも含めて、しっかり県として考えを示すべきだと思います。改めてご見解をお尋ねします。

【長池児童生徒支援課長】 ご指摘ありがとうございます。

私たちも決して、この認知件数の低さが、何も起こらずしてこういうふうになっていると安心しているわけではございません。

調査上で私どもが把握しているところでは、昨年度よりも認知をしている学校数は増えてい

ます。そして認知しない学校は減っています。ですので、学校自体の取組が全体的に、全面的に問題があるということは、なかなか言えないんじゃないかと思っております。

ですから、問題は、いじめを認知しなかった学校の日頃の取り組み方について、もう一度しっかり検証し、そしていじめを認知した学校も、しっかり対応して解消に向けて取り組んでもらうと、そういった指導は引き続きしていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】 この場でやり取りをするのは限界があるんだと感じています。とにかく、今課長がおっしゃったのは今後の取組のことでした。1年前にお伺いした時も、なかなか原因がわからないということだと私はその時に捉えました。やはりこの数字を重く見てですね。

今後、アンケートのやり方を変えていかれると思います。来年度どうなるのかを当然確認はさせていただきますが、とにかく積極的認知の立場に立って。

当時、山形県も確認いただきましたが、山形県の考え方と我が県の考え方が全然違うんだなとその時に思いました。ですので、本当に子どもたちの声をちゃんと受け取れるような長崎県になっていただきたいということを改めてお願いして、次の質問に移ります。

教職の魅力化作戦会議の提言です。先ほどもこちらの資料で質問をさせていただきましたが、教師の働きがいに関する内容を参考として引用されています。パーソナル総合研究所が調査をされたデータでございますが、先生方の業務の中でこういったところに負担を感じておられるのかで、「クレーム対応」が挙げられました。これは保護者のクレーム対応ということです。

このクレーム対応を、先生方の負担感を減ら

するために、県は今までのようなことをやってきたのか、まずはお尋ねします。

【山下働きがい推進室長】クレームの対応の件は、各市町と超勤改善等対策会議で対応等についてお話をさせていただいております、学校によりましては、例えば勤務時間外の長いクレーム対応等を避けるため、留守番電話の設置や、また、これはクレームだけに限りませんが、法的な対応が必要な場合のためにスクールロイヤーの設置などを行っているところです。

【中村(泰)委員】 今、具体的に留守電の対応とかおっしゃっていただきました。私も実際、学校に電話した時に留守電で対応をされて、翌日、学校に電話をしたこともございますので、よくわかります。

そういった対応で、例えばクレームの数が何件から何件に減ったか、大体で結構ですので、把握されていますか。

【山下働きがい推進室長】 こちらもクレーム件数ということで会議の中で話を出してみたんですけれども、相談からクレームに移行する場合、人によって強めの相談であるとか、なかなか分類が非常に難しく、数を把握しておりません。

【中村(泰)委員】 クレーム対応が先生方にとって負担感があるというのは、それはもう教育委員会の皆さんが一番よくわかっておられますが、その数を数えようとしたことはございますか。

【山下働きがい推進室長】 少し重なってしまいますが、クレームと相談、意見というものの区別がやはり難しいので、クレームの数が何件と数えようとしたことはございません。

【中村(泰)委員】 それが本当に数えられないものなのかどうかというのは、私はかなり理解に苦しむんですけれども、そういった調査をしていかないと、対策の効果があったかどうかはわ

からなくてですね。誰々先生が言っていた、誰々校長先生が言っていたぐらいでしかわからないんですよ。

負担感で一番右に出ていて、ここの対応が先生方にとってものすごく重要だと、今の時代でこそなおのことと思いますが、今のままで本当に改善され得るのかどうか分からないんですけど、今後調査をしていく意思があるのかどうか、お尋ねします。

【山下働きがい推進室長】 こちらにつきまして、各市町の方にも聞いてみたんですが、これがクレームだということは個人の感じ方もございまして、なかなか把握するのは難しいだろうということでした。

【中村(泰)委員】 じゃあ、どうやって評価をしていくのかというところで、またそれをぜひともお示しいただきたいんですけれども、時間もありますので。

もう一つ、調査、統計の回答も負担感があると。先ほどの文部科学省のああいったものも恐らく負担感につながっているんだらうと、私も質問しながらジレンマを感じているんですけれども。

例えば県と国と町、市でダブっているようなものもあったりすると思うんです。大体で結構ですので、小学校の先生、中学校の先生、高校の先生が、そういった調査をどれぐらい求められているのか、県は把握されていますか。

【山下働きがい推進室長】 ここ数年、全庁的な調査はしておりませんので、今回は魅力化作戦会議から、どうやって具体的に成果を出すのかという意見をいただいております、そのために一度、学校の負担にならないように、発出側がどれだけ調査をしたかということを調査してまいりたいと思っております。

【中村(泰)委員】そこは調査ができるものですから、しっかり調査をしていただけるということで理解をしました。

ダブリがないとか、優先順位とか、この調査は本当に要るのかとか、そういったことを教育委員会で洗い出していただいて、とにかく現場の先生方の負担感がないように、こういった調査も最低限のものにさせていただきたいですし、それを判断するための基準なるものを、それは教育委員会、特に県が作成していただいて、市町の教育委員会もそれを見て、これは本当に聞かんばいけんのかなとか、そういったことで棚卸作業をしていただきたいと思います。以上です。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【川崎委員】教育環境で、学校の空調設備整備についてお尋ねをいたします。

現在、国におきましては、子どもたちの学習、生活の場であるとともに、災害時に避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要があるとの認識のもとに、体育館への空調整備に対し補正予算が審議をされています。全国の体育館等への空調整備率は、本年9月現在18.9%、約2割ということですが、これを令和17年度、今から約10年後には95%まで整備をすると、このような目標を、補正予算案でありますけれども、示されています。

まず、学校空調、とりわけ学校体育館等に対する空調の整備について、県の認識をお伺いいたします。

【山崎教育環境整備課長】体育館への空調設備の整備につきましては、県立学校、小・中学校も含めてですけれども、体育館は体育等の教育活動だけではなく、先ほど委員からもご指摘い

ただきましたように、避難所としての役割においても安全・安心な環境を提供する観点から、その必要性は十分に認識をいたしております。可能であれば整備を進めていきたいと考えておりますけれども、一方で保護者からの要望とか、これまでの県議会での議論やお力添えをいただいたおかげもありまして、県立高校の普通教室への空調整備、あるいはランニングコストについて県費で措置できるようになったところでございます。我々としては、今やっと一歩前進したところという認識をいたしております。

これまでPTAが設置をしてきた空調設備につきましては、今後ますます老朽化が進んでまいります。そういったものについても県として更新、改修をしていく必要があると認識をいたしております。ですから、体育館の空調設備の必要性については十分認識はしておりますけれども、財政的な課題もございまして、まだまだ十分に整備ができていないような状況でございます。

【川崎委員】これは、学びの場もさることながら、避難所の環境整備というところがあるかと思っておりまして、文部科学省の補正予算ではありますが、教室の空調は全く異論はございませんし、まさにそういった視点で国も加速化をしていこうという考え方でありますので、しっかりと情報も収集しながら、予算もつけていただけたと思いますので、整備加速化に向けて今後ご検討をお願いしたいと思います。

この補正予算、案ではあるんですが、補助要件に断熱性の確保が明記されています。断熱効果を高めることはランニングを抑える効果がありまして、電気代高騰の中で重要な視点と考えるわけでございます。そこで、この際、併せてランニングを抑えられる省エネに優れた機材の

導入もご検討いただきたいと思います。

省エネ効果が高い機材は、往々にしてイニシャルコストが高くなりがちです。一方、イニシャルコストは高いけれども、ランニングが抑えられることで、いずれ経費が逆転することがポイントであります。設備導入の際に導入費のコスト比較を優先してしまうと、予算がないからということで省エネに優れた機材が採用されにくくなるのではないかと危惧をいたしております。いずれひっくり返るわけですから、そっちの方がコストパフォーマンスはいいはずであります。イニシャルコストだけ見ると、どうしてもそこで省エネに優れた機材は採用されにくくなるということでもあります。

つきましては、イニシャルコストのみではなく、機材の償却期間、設備の償却期間、こういったところをもってコストパフォーマンスが良い機材、これを真摯に検討すべきと考えます。今後の検討と思いますけれども、見解をお伺いいたします。

【山崎教育環境整備課長】ただいま委員からご指摘いただきましたように、イニシャル、ランニングを含めましたトータルコストでの検討ということは非常に重要な視点だと考えております。

私どもといたしましても、どういう設備がその学校、あるいはその施設に適しているのかも踏まえながら十分に検討していき、土木部の知見もいただきながら十分に検討していきたいと考えております。

【川崎委員】次に、教員不足に対する人材確保対策についてお尋ねいたします。

まず、教職員の離職率の状況についてお伺いいたします。

【岩坪高校教育課人事管理監】ここ5～6年で

見ますと、教員の採用後3年以内での離職率は5%程度となっております。

【川崎委員】以前も5%と伺ってはおりました。20人に1人の方は残念ながら短期間で職を離れる、そこには様々な思いがあるので、一概には言いにくいのかもわかりませんが。

先ほど来、教職の魅力化作戦会議の資料も説明していただいたところであります。このサブタイトルに、「子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を実現するために、教師がやりがいを持って働くことができる環境の整備について」とあります。資料の中に随所に「やりがい」という言葉があるんです。教職員だけに限らず、どんな仕事でも、やりがいというところはやっぱり一番でありまして、なかなかそれを数値化しづらい。やりがいというのは数値化しづらいところではありますが、モチベーションを維持していく上で一番大事な部分じゃないかというふうに思っています。

このやりがいをどのように持たせていくのか、どういう形でそれを高めていくのか、お尋ねしたいと思います。

【山下働きがい推進室長】先ほど、中村委員からご紹介がありました、パーソル研究所が行った調査においては、ワークエンゲージメントが高い業務、これはやりがいとか仕事をして活力が湧くとかということなんですけれども、どの校種も、主担当として行う授業・活動、それから授業の準備というものでございました。そこから見ましても、多くの教員にとってやりがい、働きがいは、子どもたちへ教えることそのものであったり、その授業の準備であると言えます。

もともと教員を目指す段階で、誰もがやりがいを持って入ってきたはずですが、長時間労働や授業以外の業務などの多忙化により、やりが

いを感じにくくなっている状況もございます。

そのため、様々な取組により働き方を見直し、教員が授業をはじめとする教育活動へ打ち込めるような環境を整えていくために、外部有識者からの意見等を踏まえながら、さらに働き方を見直し、教職の魅力を発信するなどして環境を整えてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 そうですね、私も古い人間かも知りませんが、先輩たちの励ましとか、周りの人たちの支えとか、そういったところがかなり大事なんだろうと思っています。やりがいを高めていくためには、目配せ、気配せもしていただきたいというふうに思っております。

何かこう連鎖反応といいますか、一人が「うつ」となってくると、それに連なっていくみたいなところもあるかと思いますが、そこはぜひ、いろいろと検討していきながら進めていただければと思っております。

1点、6月定例会で、人材確保という意味で奨学金返済アシストについて、どうなんだろうという質問をさせていただきました。6月定例会では、「教育委員会内で議論をしているところですが、ふるさと納税の活用等、そのような様々なアイデアを、教職の魅力化作戦会議の中で有識者から意見を聞いているところです」と、こういった答弁をいただいたところですが、その後、進捗がございましたでしょうか、お尋ねいたします。

【岩坪高校教育課人事管理監】 教職員の魅力化作戦会議の中では、なり手不足の解消に向けて様々な視点から有識者の方々の意見を伺ってきたところです。その中では、具体的に奨学金返済の支援ということでのご意見はありませんでした。しかしながら、国の中央教育審議会の分科会の中で、教師になった者への奨学金の返済

支援の意義等について議論がされているというふうに聞いております。

県の財政状況から、現時点で県独自でそのような制度を設けることは難しいと考えておりますが、今後、国の動向等を注視していきたいと考えております。

【川崎委員】 経済的理由で、素晴らしい人材になりたい職業に就けないことは残念でありますので、ぜひそういったところもご検討いただきたいと思いますと思っております。

次に、多くの議員の皆様から質問がありました、いじめや不登校、問題行動の調査に対する質問であります。全ての項目において増加傾向でありまして、ぜひこの芽を摘むために、なぜ発生していくのか、その一番の原因というか、そこを本当に掘り下げて研究し尽くして、そこに的確な手を打っていく、このようなことが大事だというふうに思っております。

発生した原因をその時にということもよくわかるんですけども、総体的に先取りしていつて芽を摘むと、ぜひこういった研究を進めていただきたいと思うんですが、ご見解を伺います。

【長池児童生徒支援課長】 ご指摘ありがとうございます。私どもは、いじめや不登校が起こった現象に対する対応、いわゆる事後対応にどうしても重きが置かれています。増加傾向であることに關して、もちろん反省や対策をとっていくわけですけども、ご指摘のとおり、なぜそうなるのか、あるいは、なる前に何かないのかというところ、これは今、全国的にそういった考え方に変わりつつあります。

それは、単にいじめとか不登校をしないようにさせるというよりは、普段の生活、あるいは人間関係、もしくは学習に対する取組、そういったところを全部含めた教育活動、あるいは教

育姿勢に、まず問題といたしますか手がかりがあるのではないかとこのように思っております。

これは、単に我々のところだけじゃなくて教育庁全体で、学ぶことに対する子どもたちへの導きであり、あるいは支えであり、あるいは将来への育みであり、そういったところを網羅して活動していくことが大事になるかと思っております。そういった会議も今行われておりますので、そういったところにも積極的に参加して、いろんな議論をしていきたいと思っております。

【川崎委員】理想論を言っているような感じかも知れませんが、起こってからいろいろやるよりは、起こることをつぶしていけば、その後のことは何もする必要がないと思うわけでありまして、そのこのところに着手をされているということでありましたので、こちらもぜひ力を入れて進めていただければと思っております。

併せて、これはお願いですけど、私学のほうも、そういった取組は情報共有をしていただければと思っております。ぜひ、その連携はよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、長崎県立高等学校教育改革第10次実施計画についてお尋ねいたします。STEAM教育等の文理的、横断的学びというところでございますが、こういったくだりがありましたのでお尋ねいたします。

まず、STEAM教育というのは一体どういったものか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】今ご質問いただきましたSTEAM教育は、Sはサイエンス、Tはテクノロジー、Eはエンジニアリング、Aはリベラルアーツ、Mはマスマティクスの頭文字を取りまして、科学とか技術とか工業とか、あるいは数学や教養も含めた総合的な教育のことをSTEAM教育と呼ばれていると認識しております。

【川崎委員】総合的な教育という説明がありました。あえて今、総合的な教育ということで、こういったことをピックアップして取り組んでいこうとされているわけでありましたが、どのようなことをポイントにしながら改革を図ろうとされているのか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】STEAM教育とか、あるいは文理・横断的な学びの狙いとししますところは、学びの改革だろうというふうに思っております。現行の学習指導要領とか、あるいは中央教育審議会の様々な提案が行われておりますが、その中身の中心は、日ごろ学校で勉強していることと日常生活の課題とをどうやって結びつけていくかといったところが、最近の大きなテーマとなっております。

例えば、日常的に気象の問題とか、あるいは地震といったものは理科の内容で扱えますが、それを究極的に探究的に調べていきますと、やはり数学的な思考が必要になってまいりますし、あるいは文系の地理といった教科の知識も必要になってまいります。

そういった教科を横断していくような探究的な学びを通して、現代的な諸課題を解決していく力を育ていくために、STEAM教育や文理融合の教育といったものが必要になってきておりまして、本県でもそういったことを推進していこうという立場をとっているところでございます。

【川崎委員】今ご説明いただいた中で、STEAM教育のAはアートという要素だと思いますが、今のご説明では、アートというのはどうイメージすればいいんでしょうね。それをどう融合させていきながら、文理横断的な学び、実践的な学びを推進していこうとされているのか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】 Aの部分につきましてはいろんな捉え方がございまして、芸術のアートといったものも、最近はテクノロジーの中には芸術的な才能も非常に必要だということでアートの部分も言われております。広く言われていますのはリベラルアーツということで、いわゆる教養教育といった総合的なところでございます。

【山下委員長】 ほかにありませんか。

なければ、2巡目に入りたいと思います。

【中山委員】 不登校の要因と分析、視点等について少し質問いたします。

私がいろいろ調べる中で、生きる力のある子どもと、そうでない子どもと、二極化がかなり進んできているような感じがしまして、生きる力のある子どもはさらに伸ばしていくのは大前提にあるわけでありまして、反対の子どもに対して気になって、不登校問題について質問させていただいているわけでありまして。

先ほど、川崎委員から不登校の要因等について、また、中村委員からいじめの要因等についてありましたけれども、なかなか意見がかみ合わないなと思っていたわけでありまして。

要因として、無気力とか不安とか、学校生活にやる気がないというような見方が非常に多いわけでありまして、子ども側の視点として、何をしたいのか、何が不安なのかかわからない状態にあって、子どもたちが言葉で先生とか親に伝えることができないと、言葉として伝える力がないと。

一方、良い子になろうというのは、子どもばかりじゃない、大人もそうだと思うんですが、良い子になりたいという思いはあって、お母さんに良い子に思われようと頑張っているんですけども、誰も気づいてくれんと、それで心と

体が限界状態にあるのに「頑張れ、頑張れ」と言うと、こう指摘する専門家がいるわけですね。いじめに対しても不登校に対しても、データの要因分析の仕方が、これまでは教師視点で問題を見ていると。しかし、実態から少し離れているので、実態に近づけるためには、子どもの視点で分析する必要があるんだと、こういう意見があるわけです。

この視点について、どのように考えているか、お答えいただきたいと考えております。

【長池児童生徒支援課長】 私が答えるべきかどうかわからないんですが、答えさせていただきます。

現在、学校には、教諭はもちろんですけども、いろんな立場で子どもたちの育ちに携わろうとする方が増えています。以前とは雲泥の差と言えるほど、いろんな方が入っています。ご存じのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーもそうですし、そういう資格を持っていない方でも、例えば心の相談員であるとか、あるいは学校スクールサポートスタッフとか、学校評議員とか地域のPTAで学校に関わる方もいらっしゃいます。

これは文部科学省が前から言っていることですけれども、もはや学校は教員一人ひとりで対応するもの、場所ではなく、学校全体、学校に関わっている人みんなで、あるいは学校を応援する人も含めて「チーム学校」という名の下に子どもたちに向かい合うということをずっと推奨されています。それが本当に実行されているかどうかは、もちろんいろいろ問題はあると思いますが、今、中山委員がおっしゃったように、考え方を変えていくというのはそういうことかなと、私はそう思っております。

実際、そういった取組は、私どもの課だけで

はなくて、いろんな課で行われておりますので、特に困っている子どもたちや保護者の方々と関わっていくような取組ができていけば、今までとは違った何かが出てくるかもしれないと考えます。

【中山委員】誰が答えていいのかわからないというのが、ちょっと腑に落ちんとですけれどもね。基本的にやっぱりあなたが考えんばいかなのではなかですか、不登校の問題について話するととやから。

今言うたように、確かに「チーム学校」で、いろいろな人材を入れているのは事実です。しかし、なかなかその結果が出ていないじゃないですか。全体として出ていないわけですよ。

そういうことだから、教師視点から子ども視点の見方という分析を持ちながら対策に取り組む必要があるんじゃないですかと、こう言っているんですね。ぜひひとつ、そういう視点を持ってもらいたいと思います。

それと、担任の先生をはじめ頑張っているけれども、先生にしても、自分は不登校をしたこともない、そして年齢が、子どもが10歳としたら先生は40歳ぐらい、30歳ぐらい離れている。そうなると、なかなか不登校なんていうのはね、予防はできるかもしれんけれども、不登校を見て、それに対処することは非常に困難性が高いと思う。

そこで、専門性の高い人に当たってもらって、予防については先生全体で、学校全体で当たっていくと、こういう形で取り組んでいったほうが、より効果を上げるんじゃないかと思っておりますので、後でその件について少し深掘りしたいと思います。

次に、県の不登校支援への取組、成果、課題、これを改めてもう一回お尋ねしたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】 すみません、いろいろお話をさせていただいたもので。

県の不登校支援の現状の取組については、事業として行っているものや、不登校支援協議会という専門家の方々からのいろんなご指摘をいただく会を設置して運営、あるいは、これも再三答弁で申し上げています民間施設との連携を通じて、いわゆる子どもの居場所に関する情報収集に当たっているところです。

いろんなことを行うことによって様々な情報が得られる一方で、その増加に対する直接的な支援はどういうことが効果的かについては、まだ有効な手立ては講じられていないかなと、そういう課題を抱えております。

それから、多様な背景を持つ児童生徒、保護者がいらっしゃいますので、そういうところに本当にきめ細やかな対応がどういうことができるのかということ、これも今、課題として挙げているところでございます。

【中山委員】各委員からも指摘がありましたけれども、今、特に取り組んでいるのは校内教育支援センターの設置だと思います。前年度、8市町において600名程度が通学したという形であります。

8市町とありますが、600名は、小・中学校を含めて何校になるか、わかりますか。

【山下委員長】 暫時休憩します。

— 午後 3時26分 休憩 —

— 午後 3時26分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

【長池児童生徒支援課長】 この600人は、およそ80校と把握しております。

【中山委員】 小・中学校で80校だから、効果は出ていると思います。

令和7年度はどういう取組をしようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】 現在、8市町で取り組んでいる事業ですけれども、必要性を感じている市町が増えておりまして、そういった市町を増やしていくこと、それをまず主な目標としております。

また一方で、支援に当たる方々の質的向上を図るための取組、例えば研修会であるとか、あるいは直接いろんなコーディネートをする機会とか、そういったものを目指していきたいというふうに考えております。

【中山委員】 今、8市町でしょう。あと13市町ありますよね。何年ぐらいかけてやるんですか。

【長池児童生徒支援課長】 この事業は3か年事業ですので、今のところは令和9年まで行う予定にしております。

【中山委員】 中学校を中心と思いますけれども、ぜひ、不登校の発現率の高い学校を、県下一円、早急に取組をお願いしたいと思います。

ほかにもいろいろ質問したかったわけですが、時間もあまりないので、1つだけ提案をしておきたいと思います。

不登校対応巡回教員の配置について提案いたします。東京都は、今年度から新たな不登校対策として、不登校の出現率の高い学校に不登校対応巡回教員を配置する事業をスタートしています。この概要は、1人の不登校対応巡回教員に対して、5つの中学校を1つのグループとして、週に1日ずつ巡回していくというやり方です。

この業務目的は、1つは、不登校生徒や保護者の対応の支援体制の強化として、家庭訪問を行うなど、生徒一人ひとりに合わせて支援に当たる。2つ目、校内支援会議等に参加、または研修運営の実施等について主体的に取り組んで

いくと。私から見たら、素晴らしい対策だと思います。

初めての質問ですが、承知はしていると思いますので、この配置について本県としてどのような形で取り組もうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】 まず訂正を先にさせていただきます。先ほど答弁いたしました学校内外における児童生徒の学びの場創出事業は、本年度から3か年事業ですので、令和8年度までの事業ということで訂正させていただきます。

今ご指摘のあった不登校対応の専門教員、東京都が行われているとご紹介いただきました。

我々として、こういった教員の活動であるのかとか、あるいは学校の対応とかということについては情報不足でございますので、東京都をはじめ先進的に行っている学校があるなしも含めて、まずは、こういった取組をされているかということをしつかり研究したいと思っております。

【中山委員】 研究ではつまらんですよ。検討してくださいよ、調査、検討をね。

それで、成果として、不登校生徒を含めた学校を休みがちな生徒の出欠一覧表を作成して、教職員と共有することによって、早期支援につながっている、出欠一覧表をつくるのが一つのみそなんです。

次に、これはSSRの支援にもつながると思うけれども、支援員から直接相談を受けて、その要望に対して、教育委員会と協議して実現させていると。

また、校内別室に来ている生徒に対応支援を細かくやって、出席率の向上が図られたと、こういう効果が出ていますので、先ほど研究と言ったけれども、研究では納得いきません。これ

について、再度お尋ねしたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】 取組の内容をしっかりと我々も把握して、どういう形で本県でそれが果たせるか、まずは今、現場で対応されている先生方や、あるいはSSRで支援をしていただく方々の声も十分聞きながら、今後のあるべき不登校支援の在り方について考えていきたいと思っています。

【中山委員】 不登校生徒や保護者に向けた、これも特異なやつですけれども、特別進路説明会を開催することによって、不登校生徒、保護者同士のつながりをつくることにつながっている。

そこで私が考えたのが、今、教育委員会が3年かけて取り組んでいこうとしているSSR、校内教育支援センター、ここと連携させれば、支援の検証もできるし、非常にこの効果が出てくるんじゃないかと、私はそういうふうに推測しているんですよね。

その点について、SSRと不登校対応巡回教員を組み合わせることが、今後のあり方の一つかなと思いますけれども、私の意見についてはどうですか。どのように受け止めましたか。

【長池児童生徒支援課長】 ありがとうございます。先ほど私が申し上げた中で、現在の事業の次年度に向けての目標として、市町に対するコーディネートのお話をしました。実はその目的は、今委員からご指摘があった、各市町で行われているSSRにおける支援と県との融合、連携といえますか、より深い関係をとって、県内全体が不登校支援に一体化して取り組めるようにと考えているところでございますので、そのような形で少しでも、今委員がおっしゃったような形の支援につながればいいのではないかというふうに思ってきたところです。

【中山委員】 このみそは、再任用教員でいいとやけれども、詳しい教員ということなんですよ。なぜならば、今までの実績のある、子どものことがわかる、そして先生同士との話し合いをうまいことやらなばいかんとですよ、先生同士の。そうすると、先生に敬意を持たれるような人でなからんば、今の先生は言うことを聞きません。それが必要だし、併せて、家庭訪問をする時に、やはり身分をしっかりとっておかなばいかんですよ、身分をね。

そういう意味からして、ぜひ再任用教員の中で素晴らしいのを選び出して、ここを磨き上げて、これを中心にしながら、コーディネーターも一つかもしれんけれども、ここを磨き上げて学校全体に広げていくと、そういう取組をしながら早期発見、そして将来的には数を減らし、そういう方向にもって行って、誰一人取り残さない長崎県教育委員会をぜひ力強くつくっていただくことを要望して、今日はこの程度で終わります。

【山下委員長】 ほかにありませんか。

【堀江委員】 簡潔に1点だけ質問します。

離島留学制度の改善策に向けての方向性というのが、今年2月の文教厚生委員会で出されました。4つの柱は省略いたしますけれども、その具体化として、例えば奈留高校の場合は、離島留学支援員を、これまでの未配置から1名配置される計画となりました。この奈留高校での改善策はどのように実施をされているのか、答弁を求めます。

【田川高校教育課長】 今、委員からご質問いただきましたように、改善策によりまして、今年度、奈留高校に1名、支援員を配置する予定でございました。

しかしながら、現在のところ、まだ決まって

おりません。背景には、支援員の方にはしっかりと生徒の支援をしていただきたいということで、奈留島内の住民の方にお声かけをして、いろんな背景がわかった方に生徒の支援をしていただきたいという思いもありまして募集をかけているところでございます。

現在のところ、5人の方が学校に問い合わせをされてきたんですけども、実際には面談に至っていない現状でございます。

【堀江委員】改善に向けての方向性は決まったものの、実際にそれを実現するとなると人的確保が難しいと。現場では十分対応されていることは承知の上なんですけれども、結果としてはまだ確保できていないのが実情です。

そんな中、先日、鶴瀬副委員長と清川議員と私は、奈留高校に関係する皆さんから要望をいただきました。その中で、奈留高校の魅力、それから奈留島の魅力を伝えたいということで、PRビデオをつくりましたと、ひとつこれを奈留の魅力を発信するということで活用していただきたいという要望もあったわけです。そんな中で実情もいろいろ聞かせていただきました。

そこで、このPRビデオは把握しておられるのかということと、また活用について検討されている状況があれば、この機会にお示しいただきたいと思います。

【田川高校教育課長】PRビデオにつきましては、私も実際に拝見しました。美しい奈留島の光景とか、あるいは純朴な生徒たちが映ってありまして、ドラマ仕立てに作成されていました。

そのPRビデオの活用につきましては、先月11月16日に、国が主催をしておりますアイランダーというイベントがございました。このイベントは、しまに移住をしたい方々を対象に、しまの魅力を発信していくというイベントでござい

ますが、そのイベントに本課の職員がオンラインで参加をしまして、離島留学校5校の紹介をいたしました。その中で、奈留高校の紹介につきましては、この動画も併せて説明をしたところでございます。

また、今後は奈留高校のホームページにも、この動画のリンクを貼り付けまして、広く一般の方々にも見ていただきたいと考えております。

【堀江委員】このビデオは、奈留高校の生徒はもちろん、島民の皆さんも出演されて、課長が言われたようなストーリーでのいわゆるPRビデオと私も理解をいたしております。

いずれにいたしましても、離島留学制度の改善に向けての方向性が一定出されておりますので、いろいろご苦労は多いかと思いますが、出された方向の具体化の実現ということで、これまでも努力をしていただいていると思うんですが、今後さらに努力をしていただきたいと要望を申し上げて、質問を終わります。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【鶴瀬副委員長】皆さん、お疲れのところ、最後に私から質問させていただきます。

今、堀江委員から離島留学についてありましたけれども、私は、本日ご説明がありました宇久高校の離島留学制度導入について質問させていただきます。

各離島での離島留学制度推進、運営のためには、所管課であります県教育委員会だけではなく、地元市町の支援、協力は必要不可欠と考えております。

令和8年度導入予定である宇久高校の留学制度における県と市の具体的な役割分担は、どのようなになっているのかお尋ねをいたします。

【直塚高校教育課企画監】県教委や高校の役割につきましては、例えばオンラインを活用した

宇宙空間における光通信技術の学びとか、宇久はウミガメが多く生息している地域でもございますので、海洋生物にマイクロプラスチックが与える影響調査、そのような教育カリキュラムの整備の部分で役割として担っております。

一方で地元の佐世保市におかれましては、関係人口の増加とか地域の活性化という観点から、例えば、しま親の確保とか留学生の住環境の整備、さらには地域全体での見守りというような島外生徒の受入れ体制の整備について協力をお願いしているところでございます。

そして、先月21日に開催した県と佐世保市との政策ミーティングの中でも、そうした役割分担について、お互いに確認をし合ったところでございます。

【鵜瀬副委員長】ただ今の説明では、特にしま親並びにその受け入れについては佐世保市が対応していくとの説明でありました。この留学制度において、寮があるところはいいんですけれども、しま親の住宅の改修につきましては、しま親の負担が大きいので、これまでも交流人口・関係人口拡大の観点から一般質問等で指摘をさせていただきまして、政府施策要望として国へ要望しておりましたが、しま親住居の改修支援について、その後どのような状況になっているのか、お知らせください。

【直塚高校教育課企画監】しま親住居の改修費用への支援につきましては、国に対して政府施策要望を行っているところでございますが、個人財産への支援は難しいとの理由から、現時点ではまだ国の支援は認められていない現状でございます。

ただ、佐世保市におきましては、そうした島外からの生徒の受け入れ環境の整備につきまして、市独自の対応を現在、検討されていると伺

っているところでございます。

いずれにしましても、留学生が安心して充実した学校生活を送れるように、県と佐世保市が一体となって対策を講じてまいりたいと考えております。

【鵜瀬副委員長】子どもは地域の宝でありまして、離島、本土に関わらず、大人みんなが見守り育てていくことは重要と考えております。特に、生徒減少が続く離島・半島部の高校は、離島留学制度の導入も含め高校の魅力化を最大限図り、持続可能な学校にすることが急務でありますし、そのことによりまして子どもたちの活躍の場を広げることを大変期待をしております。

このたび、私の地元、壱岐高校が、高校野球での活躍によりまして、長崎県選抜21世紀枠にご推薦をいただきました。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

このことは、壱岐島はもちろん壱岐関係者が元氣と夢をもらい、ぜひ甲子園に出場してほしいと期待し、島内は大変盛り上がっております。

また、離島留学生も多く在籍する「東アジア歴史・中国語コース」の生徒が、奈良大学で行われた第18回全国高校生歴史フォーラムで発表し、上位2編に当たる知事賞を受賞しております。離島から全国レベルの学びができることを知らしめてくれたと思っております。

今回、令和8年度宇久高校離島留学制度を導入することで、留学生をはじめ地元子どもたちの未来への可能性はさらに広がり、宇久町の振興等へつながることを心から期待をしております。

そのためには、県や高校だけではなく、地元市町の支援、協力も必要不可欠であり、今後も市町と連携を密にして、社会総がかりで取り組んでいただきますよう強く要望します。

この件に関しまして、教育長、何かございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

【前川教育長】 ご意見ありがとうございます。
鵜瀬副委員長ご指摘のとおりだと思っております。

我々が、高校の望ましい生徒の数を本土では1学年40人としているのを、あえて離島部では10人。しまに高校がなくなるというのは、しまにとっては非常に大きな事だと思っておりますので、ぜひしまの子どもたち、また本土の子どもたち、変わりなく学べるような環境を、我々教育委員会はしっかりつくっていく使命があると考えておりますので、今後ともしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【鵜瀬副委員長】 よろしくお願ひします。終わります。

【山下委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時47分 休憩 —

— 午後 3時47分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

大変お疲れさまでございました。

— 午後 3時48分 散会 —

第 3 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月11日

自 午前 9時59分
至 午後 2時52分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	山下 博史 君
副委員長（副会長）	鵜瀬 和博 君
委 員	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	宅島 寿一 君
〃	中村 泰輔 君
〃	坂口 慎一 君
〃	清川 久義 君
〃	中村 俊介 君
〃	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	新田 惇一 君
福祉保健部次長	岩崎 次人 君
福祉保健部次長	尾崎 正英 君
福祉保健課長	安藝雄一朗 君
福祉保健課企画監 （地域福祉・計画担当）	野田 希 君
地域保健推進課長	長谷川麻衣子 君
監査指導課長	松尾 実 君

医療政策課長	猪股慎太郎 君
医療人材対策室長	坂本 敬作 君
薬務行政室長	斉宮 広知 君
国保・健康増進課長	江口 信 君
国保・健康増進課企画監 （健康づくり担当）	鶴田小百合 君
長寿社会課長	中村 直輝 君
長寿社会課企画監 （地域包括ケア担当）	山田 薫 君
障害福祉課長	里 隆介 君
障害福祉課企画監 （精神保健福祉担当）	町田 裕央 君
原爆被爆者援護課長	林田 直浩 君

こども政策局長	浦 亮治 君
こども未来課長	黒島 孝子 君
こども未来課企画監	村崎 佳代 君
こども家庭課長	川村 喜実 君

総 務 部 長	中尾 正英 君
---------	---------

教 育 長	前川 謙介 君
-------	---------

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【山下委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

分科会審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分及び委員会付託議案である第110号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連が

あることから、まず予算議案及び第110号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論、採決を行うことといたします。そして、委員会再開後、第110号議案について討論、採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【山下分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】 よろしく願いいたします。

福祉保健部関係の議案について、ご説明をさせていただきます。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分の1件であります。

歳入予算は、福祉保健部合計で8,448万8,000円の減、歳出予算は、福祉保健部合計で7,018万8,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

3ページをご覧ください。

補正予算の内容についてご説明をいたします。
（職員給与費について）

福祉保健部職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により、9,420万8,000円の減を計上しております。

（難病特別対策推進事業費について）

指定難病にかかる公費負担医療制度において、

マイナンバーカードで医療費助成を受けられるよう、医療機関が公費負担医療システムと連携するために必要なシステム改修費用への支援といたしまして、2,402万円の増を計上しております。

（債務負担行為について）

令和7年4月1日から実施が必要な長崎県看護キャリア支援センターの運営に要する経費で、複数年度にわたって指定管理者を指定するための債務負担行為として、2億5,679万円を計上いたしております。

なお、関連いたします第110号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、文教厚生委員会関係議案説明資料、福祉保健部に記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】 次に、こども政策局長より予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】 おはようございます。

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳出予算は、合計で2,345万7,000円の減となっております。各科目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

こども政策局職員の給与費について、関係既

定予算の過不足調整により、2,345万7,000円の減を計上いたしております。

（債務負担行為について）

開成学園運営費につきましては、食材購入単価契約に係る令和7年度（上期）の債務負担行為として、572万4,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、国保・健康増進課長より補足説明を求めます。

【江口国保・健康増進課長】予算議案について、補足説明資料、11月補正（福祉保健部）2ページに基づきまして、ご説明いたします。

まず、こちらには書いてございませんけれども、背景から説明いたします。これまで難病患者が医療費の助成を受けるためには、県が発行する紙の受給者証を医療機関に提示する必要がありました。国は、マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化を図るため、マイナンバーカードと県が保有する受給資格情報をひもづけることにより、医療機関がオンラインで資格情報を確認できる仕組みづくりを推進しております。この仕組みの構築により、難病患者は、医療機関でマイナンバーカードを提示することで、医療費の助成を受けることができるようになります。

そこで、今回の事業ですけれども、その仕組みづくりの一環として、医療機関がオンライン上で患者の受給資格情報を確認できるようにするために、医療機関が有するシステムと国の情報基盤とを連携させるシステム改修を行うための費用を支援するものでございます。

2の補助内容ですけれども、補助対象者は、

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定を受けた県内の病院、診療所、薬局でございます。

補助基準額は、病院が100万円、診療所・薬局が30万円、補助率は、10分の10としてございます。

なお、この補助事業の財源は、3の補助スキームにありますとおり、全額国費でございます。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、医療人材対策室長より補足説明を求めます。

【坂本医療人材対策室長】予算議案に計上しております債務負担行為と第110号議案の公の施設の指定管理者の指定につきまして、一括してご説明いたします。

資料は、委員会補足説明資料、「第110号議案 公の施設の指定管理者の指定について（長崎県看護キャリア支援センター）」という表題の資料をご覧ください。

本議案につきましては、令和7年3月31日で指定管理期間が満了となる長崎県看護キャリア支援センターにつきまして、同支援センター条例第2条の規定により、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

長崎県看護キャリア支援センターは、看護職員の離職防止や就業支援に関する研修の実施、就業相談などを通じ、県内における質の高い看護職員の安定的な確保を図るための拠点として、佐世保市平瀬町にございました旧県立佐世保看護学校校舎などの跡地に平成27年4月に開所し、今回、3期目、令和7年4月1日から5年間の指定管理となっております。

施設の概要につきましては、資料の1に記載

のとおりでございます。

業務の内容としましては、2に記載のとおり、新人職員やその指導者などを対象とする各種研修の企画・運営や、看護職員のキャリアアップや再就業などを支援するための相談業務を主として業務を実施しております。

今回の指定管理者の指定に当たりましては、3に記載のとおり、公益社団法人長崎県看護協会を候補者としており、指定管理の期間につきましては、4に記載の令和7年度から令和11年度までの5年間といたしております。

2ページをご覧ください。

候補者選定の経過等といたしましては、有識者5名からなる指定管理者選定委員会を設置し、事業計画書、それから申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答などを基に審査を行ったところ、指定管理者としての実績があり、設置目的に沿った安定的な管理運営が見込まれるなどの理由で、審査基準を満たす評価点を獲得したことから、公益社団法人長崎県看護協会を候補者として選定したものであります。

県負担金につきましては、9に記載のとおり、5年間合計で2億5,679万円、1年度5,135万8,000円を予定しております。

なお、実績につきましては、資料の3ページに記載のとおりでございます。

以上の内容につきまして、今後、本会議において議決をいただきましたならば、令和7年1月に指定管理者の指定の告示、同年3月末までに、指定管理者との間で5年間の基本協定の締結を行った上で、以後は、毎年4月に当該年度の業務に係る協定書を締結し、業務を推進する予定といたしております。

私からの説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

【山下分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第110号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決をいたします。

第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定をされました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明を求めます。

【新田福祉保健部長】予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分、第109号議案「訴えの提起について」、

第110号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の3件であります。

議案の内容についてご説明をいたします。

第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」につきましては、刑法等の一部を改正する法律などが公布され、懲役及び禁錮を廃止しこれらに代えて拘禁刑が創設されることが、令和7年6月1日から施行されることとなったことに伴い、関係条例の中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなどの改正を行うものであります。

福祉保健部では、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例、長崎県心身障害者扶養共済制度条例において、所要の改正を行うこととしております。

第109号議案「訴えの提起について」は、県が令和5年3月及び5月に株式会社メディトランセに対して交付した「長崎県PCR等検査無料化事業補助金」の申請において、不正な手段により行われたことが判明したことから、交付決定の取消及び返還命令を行ったものの、返還されず未収金となっているため、補助金交付額7,492万9,000円及び加算金、延滞金について同社に支払いを求めるものであります。

第110号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、先ほどの分科会において、医療人材対策室から、予算議案と併せて補足説明をいただいたものでございます。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、交通機関の乱れによる県事業参加者の宿泊取消にかかる事案1件につき、損害賠償金9,975円を支払うため、去る11月5日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（障害者スポーツの振興について）

去る10月26日から28日までの3日間、佐賀県において第23回全国障害者スポーツ大会が開催され、本県からは個人7種目、団体2種目に計66名の選手が参加いたしました。

本県選手団は、陸上知的少年男子100メートル及び200メートル並びに男女共通400メートルリレーにおいて、臼木大悟選手が3年連続で3冠に輝くなど、昨年の43個を上回る45個のメダルを獲得いたしました。

引き続き、障害者スポーツの裾野拡大と選手・指導者の育成強化に取り組んでまいります。

（被爆体験者への新たな医療費助成事業の開始について）

被爆体験者を対象とした新たな医療費助成制度については、去る9月21日に岸田前内閣総理大臣から創設が表明されて以降、国・県・長崎市で実務的な調整を進めてまいりましたが、第二種健康診断特例区域治療支援事業といたしまして本年12月1日から運用を開始したところであります。

新たな助成事業は、被爆体験者の皆様に、被爆者と同等の医療費助成を実施するもので、利便性も格段に向上することから、より多くの方々に利用していただけるよう、長崎市と連携しながら、被爆体験者の方々や医療機関への周知に努め、事業の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

その他所管事項につきましては、4ページ中段、事務事業評価の実施について、4ページ下段、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）2ページ、令和7年度主要施

策で、記載内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】次に、こども政策局長より総括説明を求めます。

【浦こども政策局長】文教厚生委員会関係議案説明資料のこども政策局の2ページをお開きください。

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分であります。

これは刑法等の一部を改正する法律等が令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることとなったことに伴い、条例の中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正を行うものであります。

こども政策局では、長崎県少年保護育成条例及び長崎県いじめ問題調査委員会条例において、所要の改正を行うこととしております。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（長崎県子育て条例行動計画の策定について）

次期長崎県子育て条例行動計画につきまして、素案について、11月14日、今年度2回目の長崎県子育て条例推進協議会を開催したほか、10月21日から11月11日までの間、パブリックコメントを実施し、ご意見をいただきました。

また、次期行動計画にも記載がある、こども

の自己肯定感やこどもの居場所等に関するこどもの意見を聴取するため、7月には学校アンケートを実施したほか、10月には県内2校の高校生と意見交換を行っております。

今後、県議会をはじめ、協議会やパブリックコメント、こどもの意見等を踏まえながら、今年度中の策定を目指して取り組んでまいります。

（長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画の策定について）

県では、令和6年4月に施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に定める県基本計画について、政策的な関連が強い現行の県DV対策基本計画を取り込んだ形で一体的な計画とするよう検討を進めてまいりました。

素案の策定にあたっては、女性の支援を行っている民間団体の声をお聞きするとともに、有識者や関係機関、民間団体で構成する会議を設置し、ご意見をいただきました。

計画素案におきましては、これまで実施してきたDV被害者へのきめ細やかな支援を行う「長崎モデル」で蓄積されたノウハウ等も取り入れながら、性的被害や予期せぬ妊娠等の女性特有の問題及びDV被害にかかる相談・自立支援、DV予防対策を総合的に推進することとしております。

今後、県議会をはじめ、関係皆様やパブリックコメントのご意見等を踏まえながら、今年度中の策定に向けて、さらに検討を深めてまいります。

（長崎県社会的養育推進計画の策定について）

国において、令和4年の児童福祉法の改正を踏まえ、現行の社会的養育推進計画を抜本的に見直し、令和7年度から11年度を計画期間とする新たな計画の策定要領が示されたことから、県では、長崎県社会的養育推進計画策定委員会

において、有識者や児童福祉施設、里親会、市町などの関係機関と協議を重ね、今般、第2期長崎県社会的養育推進計画の素案を取りまとめました。

計画素案においては、引き続き、子どもの最善の利益を念頭に、子どもの家庭養育優先原則に基づく取組を進めるとともに、特定妊婦支援や障害児入所施設における支援を新たに追加し、体制の整備を進めていくこととしております。

今後、県議会をはじめ、関係機関やパブリックコメントのご意見等を踏まえながら、本年度中の策定を目指して取り組んでまいります。

（こども場所の推進について）

こども政策局においては、「こどもが主役、みんなで育てよう」をテーマに、こどもの居場所を充実するために必要な施策の構築等に取り組んでおります。

これまで、こどもや子育て家庭、居場所を提供するNPO等や企業に対するニーズ調査等を行ってまいりました。その中では、居場所が身近にあると答えたこどもは半分程度に留まるなど居場所の数がまだ不十分であること、居場所では遊びや体験、勉強など好きなことを自由にして過ごしたいという意向が聞かれました。

また、NPO等や企業からは、活動に関する相談や活動を支援したい企業の窓口となるような中間支援機能を求めるような意見が聞かれております。

本県においては、これまでもココロねっこ運動など社会全体で子育てを応援する機運の醸成に努めておりますが、今後は、これまで取り組んできた市町や企業、団体等との連携を活かし、こどもが安全・安心に過ごせる「こども場所」づくりの機運を高めるためのネットワーク形成を目指すとともに、こども場所の設置・運営に

係る助言・相談対応や、活動主体同士の交流の促進、活動の立ち上げ支援等の具体的な取組について、庁内各部や市町と連携し、検討を進めてまいります。

（権利の放棄について）

平成29年度に補助金の返還命令を行ったことで発生した「長崎県私立学校教育振興費補助金」の返還金に係る債権については、令和2年度に債権管理室に引継ぎ、令和4年度から令和5年度にかけて債権回収に向けた強制競売を3度実施しましたが、いずれも不落となり強制競売手続きの取消しが決定しております。

債権回収が不能であることから、債権を放棄するため、第106号議案として本議会に提出し、総務委員会でご審議をいただいております。

その他の所管事項につきましては、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、事務事業評価の実施について、また文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）になりますが、令和7年度の主要施策についてでありまして、内容は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】次に、地域保健推進課長より補足説明を求めます。

【長谷川地域保健推進課長】第109号議案について、補足してご説明をいたします。

補足説明資料、「第109号議案 訴えの提起について」をご覧ください。

本議案は、令和4年度長崎県PCR等検査無料化事業補助金の支払請求等について、株式会社メディトランセに対し、訴えの提起をしようと

するものであります。

経過についてですが、県が令和5年3月及び5月に株式会社メディトランセに対して交付した「長崎県PCR等検査無料化事業補助金」について、同社の取引業者が名義を使用して不正に事業者登録を行い、これに基づいて申請された補助金を、同社は事業主体ではないにもかかわらず不正に受給していたことが判明したため、令和6年3月に交付取消及び返還請求を行いました。

しかしながら、同社は債務を認めず、県から督促や催告を行ってきましたが、未収となっていることから、補助金交付額7,492万9,000円及び加算金、延滞金の支払いを求めて訴えを提起するものであります。

以上で第109号議案についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】 以上で説明が終わりました。

第110号議案の質疑につきましては、分科会におきまして終了しておりますので、第96号議案のうち関係部分及び第109号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第110号議案も含めまして討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、

採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第109号議案及び第110号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、令和6年9月から令和6年10月分の実績をご説明いたします。

福祉保健部政策等決議資料の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し、内示を行った補助金について、直接補助金は資料2ページから18ページに記載のとおりで、計127件でございます。なお、間接補助金はございません。

次に、19ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件につきまして、資料19ページに記載のとおりで、計1件であります。

次に、20ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県身体障害者福祉協会連合会等からの計3件であり、それに対する県の対応は、資料20ページから42ページに記載のとおりであります。

す。

次に、43ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、長崎県感染症診査協議会など計10件となっており、その内容については、資料44ページから53ページに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしましたこども政策局関係資料について、ご説明いたします。

2ページをお開きください。

補助金内示一覧表ですが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、内示を行った補助金について記載をしております。本年9月から10月分の実績ですが、間接補助金が3件ございます。なお、直接補助金はございません。

続きまして、3ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。長崎市からの要望書、長崎県離島振興協議会及び長崎県過疎地域協議会の連名での要望書の2件となっており、それに対する県の対応状況は、3ページから11ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

附属機関等会議結果について、本年9月から10月までの実績は1件あり、その内容については、13ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【山下委員長】次に、地域保健推進課長より補足説明を求めます。

【長谷川地域保健推進課長】新型インフルエン

ザ等対策行動計画素案の概要について、補足してご説明をいたします。

補足説明資料、新型インフルエンザ等対策行動計画素案の概要をご覧ください。

本計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、都道府県が策定する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図るための計画です。

今回の改定においては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、本年7月に政府行動計画が改定されたことから、その内容を踏まえ、対策項目や記載の内容の充実を図るものです。

計画の期間の定めはなく、概ね6年ごとに改定することとされております。

計画の改定に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者の意見を聴くことが法律で求められており、資料記載の2つの会議体において意見を聴取しております。

改定のポイントにつきまして、別添ポンチ絵を用いてご説明をいたします。

補足説明資料の概要版をご覧ください。

まず、ポイントの1つ目は、平時の準備の充実として、平時から実効性のある訓練を定期的実施することや、平時において医療機関等と協定を締結し、感染症が発生した際の医療体制等の立ち上げを迅速に行う体制を確保することとしております。

2つ目は、対策項目の拡充であり、政府行動計画に合わせ、現行計画の6項目から13項目に拡充し、記載内容の充実を図っております。

13の対策項目の概要につきましては、次のページの記載のとおりです。

3つ目は、幅広い感染症への対応と柔軟かつ機動的な対策の切替えて、新型インフルや新型

コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、複数の波が来ることを想定して対策を整備するとともに、医療提供体制の整備やワクチン、治療薬の普及など、状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて柔軟かつ機動的に対策を切り替えることとしています。

その他、計画の体系や策定スケジュール等につきましては、最初の補足説明資料に記載のとおりとなっております。

以上、新型インフルエンザ等対策行動計画素案についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】次期長崎県子育て条例行動計画素案について、補足してご説明いたします。

今回の委員会におきましては、9月の文教厚生委員会でのご意見を踏まえまして、計画素案のうち、学事振興課、教育庁関係部分につきましては、それぞれ個別にご審議をいただいております。本日は、こども政策局及び他部局関係部分のご審議をお願いしたいと考えております。

なお、本日の審議を経まして、2月定例会に議案として提出させていただきますが、その際には、こども政策局にて一括して計画全体をご説明し、ご審議をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

説明資料は、SideBooksのこども、委員会補足説明議案外の資料になります。

まず初めに、こども議案外の1つ目、1の1、計画概要をご覧ください。

5番目に計画のポイントと記載してございま

すが、本計画、これまでご説明させていただいたとおり、県子育て条例の理念を基本としながら、こども基本法、こども大綱及び県ビジョンの要素を反映し、県のこども計画、貧困対策推進計画等を包含して策定することといたしました。

計画策定の流れについては2ページに記載のとおりでございますが、本委員会及び年明けに予定しております第3回子育て条例推進協議会でも審議をいただいた上で、2月議会に議案として提出させていただきたいと考えております。

次に、議案外の資料2つ目、1の2、計画のポイント、該当項目一覧をご覧ください。

1枚目から2枚目につきましては、計画の理念や計画の章立て及び新たな取組について記載しております。

3枚目以降につきましては、計画素案のうち、第7編、計画内容の部分につきまして、章及び節ごとに担当課を一覧で示したものになります。先日、個別にご審議をいただきました学事振興課及び教育庁を含めまして、計51課室が関係課となっております。

続きまして、こども議案外の3つ目、1の3、計画素案についてご説明いたします。

最初の表紙中ほどにお示ししましたとおり、9月文教厚生委員会時点からの変更点を記載しております。

2枚目をお開きください。

今回新たに追加しておりますのは、第4編、こども・子育ての現状、それから第6編、基本施策及び施策の方向性、4枚目の第8編、数値目標、用語解説でございます。第5編の政策体系、第7編の計画内容につきましては、前回委員会でもご審議いただきましたが、その際のご意見等を反映し、変更した部分に下線を表示しております。

す。また、第7編の各章末尾には、その章に係る数値目標を追記しております。

時間の都合もございますので、今回は、追加を行った部分と主な変更点について、ご説明いたします。

まず、追加部分になりますが、この資料の10枚目、5ページの第4編、こども・子育ての現状につきまして、国の各種統計や県独自のアンケート調査結果を踏まえながら、少子化や子育てに係る全国及び県内の状況等をまとめたものでございます。

続きまして、前回の委員会で説明しておりました第5編の施策体系及び第7編、計画内容に係る変更箇所のうち、主なものをご説明いたします。

これはこども議案外の4つ目、1の4の主な変更点、数値目標案の一覧をご覧ください。

こちらの資料の1ページ目、1番につきましては、第5編、政策体系になりますが、計画の理念、基本的な考え方の部分につきまして、前回委員会の際にいただいたご意見を踏まえて、「こどもが自己肯定感を持ち」としていた部分を「高める」というような表現に変更しております。

2番、3番につきましては、生殖補助医療の実施機関が少ないことによる通院時の移動負担の現状と対策について、追記いたしました。

ちょっと飛びますけれども、8番、9番につきまして、こどもの居場所の取組の一つでございます、こども食堂について、前回の案では第3章に包含して記載しておりましたけれども、ひとり親家庭等の子どもへの支援の観点から、貧困対策として新たに項目を立てたものでございます。

次に、次期計画の数値目標案についてご説明いたします。

資料の4ページから12ページをご覧ください。

資料の左から2番目の区分の欄に、継続、新規、見直しといった形でお示しをしておりますけれども、52項目の目標のうち、目標値を引き上げるなどして継続する項目が41、指標の見直しを行う項目が5つ、新規項目が6つとなっております。

まず、4ページ、次期計画の番号1番、今の自分が好きだと思ふ子どもの割合でございます。こちらは、こどもまんなか社会の実現に向けて、今回、計画内容に1章設けておりますけれども、子どもの自己肯定感ををはかるために、子ども自身の評価を用いた指標として設定しようとするものでございます。

次に、5ページ目の9番、こどもの居場所の設置数でございます。こちらは第3章、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに関する指標となっております。昨年度策定しました「新しい長崎県づくり」のビジョンにおきまして、民間団体や市町等と連携しながら、安全・安心でチャレンジできるこども場所の充実を図ることとしておりますが、その成果、進捗を図るために設定するものです。

続いて、6ページの20番、自分の周りに遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思ふ子どもの割合でございます。こちらは、子どもの生きる力を育むための様々な遊びや学び、体験等の機会や場の充実を図るためにの指標となります。

また、上にあります現行の番号27番から29番の指標については、この指標に統合することといたしております。

また、現在は本県独自の基準値がなく、国の数値を参考に目標値を設定しておりますが、今後、県内の児童生徒を対象にアンケートを実施し、実態把握等に努めまして、その後に、見直

しを図っていただければと考えております。

続いて、11ページの49番、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う人の割合でございます。こちらは第7章、県民総ぐるみの子育て支援に係る指標になりますが、現行計画では、ココロねっこ運動登録団体数を目標値としておりますけれども、現在、この項目については順調に推移しております、令和5年度末時点で既に目標値を達成済みであることに鑑みて、国のこども大綱に係る指標を参考に、見直しを行うものです。なお、目標値につきましては、今後、アンケート結果を基に設定することとしたいと考えております。

続いて、同じく50番、家族が自分と向き合う時間を十分に取ってくれていると思うこどもの割合でございます。こちらは、大人がこどもと向き合う、こども時間の確保・拡大に係る取組の成果をはかるため新設するものです。こちらでも県内児童生徒へのアンケート結果により、進捗を把握してまいります。

最後に、こども議案外の5つ目の資料、1の5、パブリックコメント、こどもの意見聴取結果の資料をご覧ください。

こちらは先般実施いたしましたパブリックコメントや児童生徒へのアンケート調査、それから意見交換会でいただいた意見をまとめた資料でございます。

こちらの資料1ページ、2ページについては、10月から11月にかけて実施しましたパブリックコメントにおける意見の一覧でございます。こどもまんなか社会、こども場所、こども時間、こどもの安全対策など、幅広くご意見をいただきました。いただいたご意見については、適宜、計画素案へ反映するなど、適切に対応するとともに、今後、県のホームページ上でパブリック

コメント結果について公表することとしております。

3ページから16ページについては、今年7月に実施しましたこどもへのアンケート結果になります。

4ページに概要を記載しておりますが、調査対象は、県内の小学5年生から高校3年生であり、こどもの自己肯定感やこどもの居場所、こども時間等に関し、1万9,341人から回答を得ております。

また、17ページには、仮称でございますが、こどもまんなかミーティングと銘打って、県内の公立高校にて実施した意見交換会で生徒からいただいた意見をまとめて記載しております。

以上、次期子育て条例行動計画に係る説明でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【山下委員長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【川村こども家庭課長】こども家庭課から提出しております計画素案2件につきまして、SideBooksにアップしておりますこども家庭課補足説明資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、補足説明資料の困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画の策定について、A4縦版をご覧ください。

この計画は、本年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、本県において策定が義務づけられているものであります。

本県においては、政策的に関連性が強いDV対策基本計画を取り込んだ形で計画を策定し、これまでのDV予防対策、被害者支援の取組をベー

スとしまして、関係機関や民間団体等のネットワークを広げ、女性特有の問題及びDV被害に係る相談、自立支援等を総合的に推進していくこととしております。

計画の期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間で、次期総合計画の終期と合わせることであります。

策定スケジュールは、資料に記載のとおりでございます。令和7年3月の公表に向けまして、策定を進めてまいります。

計画素案の概要につきましては、説明資料の困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画素案の概要、A4横版をご覧ください。

資料の中ほどに記載しております施策の展開につきましては、これまでのDV対策基本計画をベースとしておりますが、丸新と表示しております項目につきましては、今回の計画策定に当たって新たに追加した項目でございます。アウトリーチによる早期把握を通じた適切な支援や居場所の提供の促進、自立後のフォローアップの推進、民間団体の掘り起こしとネットワーク形成に取り組んでいくこととしております。

続きまして、補足説明資料の第2期長崎県社会的養育推進計画の策定について、A4縦版をご覧ください。

本計画につきましては、令和4年の児童福祉法改正により、国において現行計画を見直し、令和7年度から11年度までの5年間で計画期間とする新たな計画の策定要領が策定されたことを踏まえまして策定するものであります。

計画の素案概要につきましては、第2期長崎県社会的養育推進計画におけるポイント、A4横版をご覧ください。

資料の上ほどの囲みの中に、新計画のポイントを記載しております。

本計画の主要な指標であります里親委託率につきましては、現計画における目標値43.2%を踏襲することとしておりまして、その他の数値目標につきましては、改正児童福祉法の趣旨、それと社会情勢の変化等を踏まえて見直すこととしております。

また、国が示した策定要領を踏まえまして、特定妊婦の支援や障害児入所施設の小規模化の支援など、資料の赤字、赤枠部分の項目を新たに追加することとしております。

今後、県議会をはじめ、関係機関やパブリックコメントのご意見を踏まえながら、今年度中の策定を目指して取り組んでまいります。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、43、46、48、54、55、57、58番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堀江委員】 陳情のナンバー58、「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うよう国に意見書を提出することを求める陳情書」についてですが、陳情提出者であります長崎県民主医療機関連合会よりお話を伺いました。

同連合会が県内医療機関に呼びかけた同趣旨の団体署名には一言欄というのが設けられて、次のような声が寄せられたといいます。「コロナクラスター対応で入院制限をせざるを得ず、収入は大幅に減少しています。このままでは賞与カットしないと経営体力がもちません。診療

報酬の再改定と補助金を強く求めます」、「発熱外来を丁寧に断らずにやっていると、コストはかかるのに一般外来と同じ診療報酬で、かつ一般外来に対応する時間が少なくなり、かなりの減収となります。かといって、発熱患者さんを断れないので、廃院を検討しています」、また「電気代、ガス代、薬剤ほかの材料費、人件費、全て値上がりのため、経営難となっています。コロナ対応でも労力、経営難です。インフレに対応した値上げは最低限です」ということで、経営困難、財政支援の改善を求めますという声が多数寄せられたというふうに伺いました。

そこで、医療政策課にお尋ねいたします。陳情書では、本来、診療報酬は地域の医療ニーズに応え、適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし、2024年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました、というふうに陳情には述べておられるんですけれども、2024年度診療報酬改定に対する見解をお示してください。

【猪股医療政策課長】診療報酬改定ですけれども、今、委員の方からお話があったように、医療機関からは、改定はあったけれども、厳しい状況が続いているというお声をいただいております。

そこで、これは全国共通の課題であるため、私どもとしては、全国知事会を通じて、こういった医療機関の経営悪化について、悪化に歯止めをかけるように、診療報酬の在り方を含めて適切に対処いただきたいということで、毎年度、要望を行っているところでございますので、医療機関のお声等を聴きながら、今後も引き続き、要望をしていきたいと思っております。

【堀江委員】私が次に質問しようと思うことま

で答弁いただきましたが、2024年度診療報酬改定については、陳情提出者と同じような認識であると、厳しい声が届いているという認識だと理解いたしました。

その上で、この診療報酬再改定、それから補助金等の財政支援については、どのように対応しているのかということなんですけれども、もう既に答弁いただいて、全国地域の問題なので、これまでも要望したけれども、今後も対処していきたいということで、今後、これは国に対して要望するという理解でいいですか。それとも、もう要望したんでしたっけ。

【猪股医療政策課長】本年につきましては、8月に厚生労働省の方に全国知事会を通じて要望しております。

【山下委員長】ほかに、陳情書について質問はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

陳情番号54番、一般社団法人長崎県保育協会さんからの陳情について、お尋ねいたします。

1点目は、長崎県学ぶ保育士等応援事業でございますが、まずこの補助事業の概要について、お尋ねいたします。

【村崎こども未来課企画監】学ぶ保育士等応援事業補助金の概要についてのお尋ねでございます。この事業は、幼児教育・保育の質向上と保育士の離職防止を目的としまして、交付の要件となっております園内研修を実施した保育施設等に対して、研修に参加した保育士、幼稚園教諭、保育教諭1人当たり2万円を支給するという事業でございます。

【川崎委員】概要をご説明いただきました。

保育士あるいは幼稚園教諭が対象ということでありましたが、この要望書は、保育施設に従事する全ての人材へ補助対象を拡充してほしい、

こういった要望でございますが、これに対する県の見解を求めます。

【村崎こども未来課企画監】 まず、この事業を創設した背景の方からお話をさせていただきます。昨今の幼児教育・保育の現場での子どもをめぐる事故ですとか、不適切な対応事案などが報道機関の方で取り上げられることが多くなっております。子どもの安全確保を含む保育の質の向上といったものが強く求められるようになってきているという状況がまずございます。

さらに、今年度から、保育士配置に関しましては4、5歳児の配置基準が30対1から25対1へ改善というものが実現しておりますが、国が示しておりますこども未来戦略においては、今後、1歳児の配置改善も予定をされているところであります。このほか、委員からも一般質問でご質問がありましたが、こども誰でも通園制度が令和8年度から本格実施することも決定しております。保育士の確保といったものが今後一層課題となることが想定されております。こういったことから、保育の質の向上と保育士の離職防止を目的として、この事業の実施に至ったという経過がございます。

もちろん、要望書にございますとおり、保育の現場においては、調理員さん、栄養士さん、保育補助員さん、施設長さんも含めて、多くの職種の方が子どもたちの育ちを支えていただいていることは承知しているところですが、対象者を他の職種まで拡大することは多額の費用がかかりますことから、現時点では難しいと考えております。

今年度スタートしたばかりの事業でもございますので、国の処遇改善策の充実等も予定されており、それらを見据えながら、本事業の効果をまずは確認させていただきたいと考えており

ます。

【川崎委員】 スタートしたばかりでありますので状況を見ながらということでありましたが、全体で皆さん、お子様を守り育てていただいておりますので、ぜひそこは次のステップとしてご検討いただきたいと思います。

次に、障害児、特別な支援を必要とする子どもの受入れに関する補助金についてのご要望であります。平成15年度以降の一般財源化で地域格差が生じているということですが、この実態について、お尋ねをいたします。

【黒島こども未来課長】 保育所への障害児受入れに関する補助金に関しての補助制度に関するご質問でございますが、この補助制度、平成14年度までは国庫補助で実施をされておりましたけれども、障害児保育補助制度が創設されてから相当の年数が経過して、保育所における障害児の受入れが広く実施されるようになったことから、平成15年度から、地方交付税及び地方特例交付金により、各市町の事業として対応されることとなりました。

その後、国による交付税措置が拡充されて、対象範囲が広がったり、額が増額されるなどした際に、各市町でそれぞれ対応が異なることになっておりまして、額をきちんと改定した市町、あるいは諸事情から据え置いた市町、対象範囲を拡大した市町とそうでなかった市町など、様々に今、差が生じているところでございます。

【川崎委員】 それぞれの市町のお考えによって、だんだん、だんだん差が生じているということでありましたが、経営者の皆さんから見ると、この市ではこう、この町ではこうみたいなのところについては、よくわかられるのだろうと思いますが、そういった意味でいけば、子どもさん

たちに対する医療費助成のことについても、格差が出ないように、いろいろと国に求めたりされていることあるかと思いますが、まずこの格差が生じないように、しっかりと指導なのか、是正を求めるような協議を持つとか、そういったところに取り組むべきではないかと思えますけれども、県の役割について、確認をさせていただきたいと思えます。

【黒島こども未来課長】障害児の保育所受入れに関して、今、市町ごとに格差が生じている現状というのをお話ししました。これまで交付税措置の額が改定されているところでございますが、その変更の際には、担当部局や財政部局には、通常、何らかの方法で周知がなされます。市町によっては、その内容に従って改定をされてきたところでございますが、諸事情から据え置かれた市町もあったというところです。どうしてもこれが市町の独自事業というか、市町事業となっておりまして、交付税に沿って改定をさせるというような強制力がございません。改正するかしないかというのが市町の地域の実情に応じた政策的な判断によるといったところでございます。県も国と同様に、指示をする、あるいは改定をさせるような権限を持つという立場にないのが実情でございます。

しかしながら、県としましては、各施設あるいは市町ごとに受入れに格差がある、あるいは受入れに支障が生じるような状況は好ましくないと考えておりますので、現在、会議等の場を捉えまして、定期的に各市町それぞれの補助額ですとか、補助内容を共有するなどして、正直、低額にとどまっている市町に対しては、改善を意識していただくなどの働きかけを行っているところでございます。

【山下委員長】ほかに、陳情について質問はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保等に関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【堀江委員】まず、部長説明の4ページなんですけど、「被爆体験者への新たな医療費助成事業の開始について」ということで、ご説明がありましたように、被爆者と同等の医療費助成が今月から始まりました。そこで、現在の申請数はどれくらいか、把握しておられますか。

【林田原爆被爆者援護課長】被爆体験者の皆様が新たな医療費助成を受けるために必要となります第二種健康診断特例区域医療受給者証という審査が必要になりますが、この件数につきましては、昨日12月10日時点で、県において171件受付をいたしております。内訳としましては、県内の在住者が153件、県外、これは長崎県が所管しております中国・四国・九州地方にお住まいの方になりますけれども、が18件ということになります。

本年3月末時点の対象者に対する申請の割合というところでいきますと、県内在住者に関しましては13.0%、県外在住者に関しては5.2%、合計で11.2%という割合になっております。

これに関しましては、現在、電話での問合せ等も多数いただいておりますので、今後増えて

くるものというふうに考えております。

【堀江委員】そこで、部長説明の中にも、円滑な事業の実施のために、より多くの人に利用いただけるように周知をしたいということなんですけれども、今、県外の方はどうなっているのかという思いがあって、この周知の方法はどうするのかということで質問をしたいと思っているのですが、今、電話での問合せもあっているということなんです、特に県外の居住者のことも含めて、この周知の方法について今後どうするのかというのがあれば、教えてください。

【林田原爆被爆者援護課長】新たな制度の対象者としましては、第二種健康診断受診者証をお持ちの方ということになりますが、県内の在住者につきましては、制度の概要とか、申請の手続等を入れましたリーフレットを作成しております。これと新しい受給者証の申請書類なども同封をいたしまして、個別に案内文書を送付しております。これは先月11月15日付けで発送しております。

県外在住の方につきましては、第二種健康診断受診者証の交付が各都道府県または広島市が行うということになっておりまして、本県では住所等を把握しておりませんので、これは国からの要請に応じて、各都道府県と広島市から個別にご案内をいただくということになっております。

また、県外在住の方でも、これまでの精神受給者証をお持ちの方につきましては、本県でも住所等を把握しておりますので、重ねて文書でご案内をしているという状況でございます。

また、医療機関に対しましては説明会を行っておりまして、医療従事者を対象に、11月中に長崎市と佐世保市で説明会を開催いたしました。このうち長崎市におきましては、オンラインで

の配信も活用しまして、広くご視聴いただいているというところでございます。また、今月にも、長崎市と諫早市で実施をする予定といたしております。

【堀江委員】いずれにいたしましても、対象で、申請をしたいと思う方については周知をしていただきますように、今もされていると思いますけれども、改めて要望したいというふうに思います。

次に、次期長崎県子育て条例行動計画の策定について、これは計画の0ページなんですけれども、計画の内容があって、数値目標があって、用語解説があるんですけれども、今の計画では、参考資料として、長崎県子育て条例がつけられています。今から16年前に、長崎県議会で賛成多数で可決をされた長崎県子育て条例。この行動計画素案というのは、長崎県子育て条例の行動計画なので、条例そのものは添付した方がいいのではないかと私は思うのですが、次期行動計画で、子育て条例を現在は添付している、次の計画では添付しない、この違いをまず教えてください。

【黒島こども未来課長】次期子育て条例行動計画につきまして、今現在、冊子として編さんしております条例の行動計画には、子育て条例を参考資料として添付しております。今回、委員会資料としてお出ししましたものにつきましては、現在も計画の言わば本体部分としてつけました数値目標と用語解説までとさせていただいております、委員会資料として、子育て条例を配付していなかったというところです。ちなみに、前回、現行計画を議案としてご提出した時には、併せて子育て条例の改定もございましたものですから、議案として、子育て条例も併せて一緒にご覧いただけるような形で資料と

してございましたけれども、今回、条例の改定がなかったものですから、すみません、委員会資料としては添付をしていないというところですよ。

【堀江委員】 そうしますと、委員会資料だから今回出していないということなのですが、次期の行動計画には、子育て条例はつけるのですか、つけないのですか。

【黒島こども未来課長】 現在のご審議いただいております素案、最終的に議決いただきまして、公表といたしますか、配布するために冊子を作成する際には、参考資料として、今回同様、子育て条例も添付したいと考えております。

【堀江委員】 では、行動計画ができて、配布する際にはつけるということですね。

それで、今後の質問のこともあるので、長崎県子育て条例を委員会の資料として提出していただきたいんですけども、可能ですか。

【黒島こども未来課長】 配付させていただきます。

【山下委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時 4分 休憩 —

— 午前11時 4分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開します。

【堀江委員】 そこで、この子育て条例との兼ね合いで質問します。説明がありました行動計画のポイント、計画の基本理念についてということで、今回、新たに赤字の部分、赤くされている子ども、若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、子育て当事者の視点を尊重してということで、大きく4つ、今回こういうふうに反映しますということなんですが、ここの部分というのは、この子育て条例で言うところのどこに該当するのですか。

【黒島こども未来課長】 ご覧いただいております資料の赤字部分、主に、上の点線の囲みに入っております、こども大綱のこどもまんなか社会の理念等を受けて、今回修正をかけようとしている部分でございます。この次期計画案につきましては、もともとは子育て条例の行動計画ではございますけれども、併せて、例えばこれまでも「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策県行動計画を兼ねるなど、複数の法律に基づく県計画を兼ねております。

「こども基本法」の制定を受けまして、同法に基づく県のこども計画を兼ねる部分でございますので、この法律の中で、県こども計画はこども大綱を勘案して定めるとされていることを踏まえまして、こども大綱が目指します、こどもまんなか社会の具体的内容を今回盛り込んだという部分でございます。

ただ、この「こども基本法」、日本国憲法といわゆる子どもの権利条約を受けて制定されたという経緯がございます。子どもの権利条約に関しては、県の子育て条例が制定された時点で、既に国として批准されていた条約ではございますが、具体的な国内法がございませんでした。そういったこともありまして、条例の中に具体的な条約名等を引いてはおりませんでしたけれども、もともと条例の前文、「子どもが自らを大切に思い、夢と希望を持って健やかに成長できる環境」でありますとか、あるいは基本的な考え方の中に、第1項第3号としまして、子どもは、あらゆる身体的また精神的な暴力やその他不当な扱いを受けることなく、最善の利益が優先して考慮されます、など子どもの権利条約ないしそれを受けて改正されました「児童福祉法」など、条約が国内法に落とし込まれるごとに、必要な都度、入れ込んできた経過がございます

が、理念としてはもともと踏まえていたというところがございますので、現行条例に基づく行動計画の中に入れ込ませていただいております。

【堀江委員】 答弁が難しい。私が言っているのは、赤くなっている、新たにしましたと、これは子育て条例のどこに当たるのと聞いたんですけども、平たく言えば、この前文のところであったり、それからいわゆる基本的な考えに該当しますということなのよね。それだけでいいんですよ。その上で私が質問するのが、今の答弁なのよね。事前に打合せするというのはいいいのかどうか、非常に思いますね、私は。

私は16年前、長崎県の子育て条例に反対したんです。それは何でか。基本的に、長崎県の子育て条例は子どもに対してどういうふうに言うかということ、子どもは保護・育成の対象という考え方が読み取れると。本来であれば、子どもは一人の権利の主体であり、大人のパートナーだと。これはユニセフの子ども権利条約で述べられているのではないかとということで、私は当時、大人の取組を定めた子育て条例よりも、子どもの権利条約を具現化した子ども条例をするべきだというふうに討論して、子育て条例については反対をしたんです。

条例は変わらない。条例は変わらないんだけど、基本的な考え方は、この16年間、変わってきていますよね。まして、今、既に課長が答弁されたように、こども大綱、これは国の法律、「こども基本法」でしたかね。「こども基本法」というのは、私がその16年前に言っていた子どもの権利条約にのっとってつくられた国の法律なんですよ。それに基づいて、こども大綱というのがつくられて、今回は、こうしたこども大綱も含めて、長崎県子育て条例の行動計画をつくりますということですよ。

だから、私が子どもの権利条約は踏まえていないんじゃないのと16年前言った。でも、内容としては、それを踏まえた考え方に今、変わっていますよね。というふうに私は読んで率直に思ったんです。

特に、子どもの権利条約が日本で批准されて今年がちょうど30年ということもあるので、そういうふうになった時に、これは解釈だけ変えるのかという疑問も一方であるんです。だから、解釈が変わってきたということは、今の課長の答弁でも自ら答弁されていますよね。けれども、長崎県の子育て条例は、そのまま何も変わらないというか、そこら辺はどういうふうにとったらいいのかなと。いわゆる子育て条例の基本的な考え方というところの部分の今回新たにここが変わりますよというところをどういうふうに捉えたらいいのかというふうに私は思うんですけども、そこについてはどうですか。

【黒島こども未来課長】 委員がご指摘のとおり、子育て条例を制定しました平成20年当時に、どうしてもこれは子育て、子どもを守り育てというような視点に偏っているのではないかと、子どもに視点を置いた子ども条例の方が必要ではないかというご議論をいただいたかと存じます。

県としましては、子育て条例につきまして、先ほど少し答弁の中で触れましたとおり、この条例の前文でありますとか、現在の基本的な考え方の中に、子どもの権利条約がございますような、子どもの最善の利益を見ていくでありますとか、子ども自身の自立する力、あるいは子ども自身が自らを大切に思い、夢と希望を持って健やかに成長できるであるとか、一定の子どもの視点も取り入れた子どもの権利条約の理念は十分に盛り込まれたものとして整理をしてまいりました。

今回、「こども基本法」が制定され、こども大綱の中で、その基本的な考え方が示される中で、この条例自体を改正する必要があるのではないかというのは、内部での検討はしてきたところです。実際に、これまでも子育て条例は一度、令和2年に改正をさせていただいております。その際には、「児童福祉法」の改正の理念等を盛り込むために、用語の改正、先ほど少し触れましたけれども、児童の適切な養育等を保障される権利など、具体的な文言を盛り込んだというところです。

そういった法の具体的な改正を踏まえて、条例を改正する必要があるれば、これまでも改正をしまいいりましたし、今後も改正をしたいと考えておりますが、現時点では、先ほど言いました基本的な考え方、こども大綱がうたっている内容の理念部分は今も読めるのではないかといいところで、今回、条例改正は提案をしていないところでございます。

ただ、子どものこういった権利条約の考え方、国においても、普及を図るとされております。子どもが権利の主体であるというような意識が普及して広まっていく時に、現行の条例の規定ぶりが少し現状に合わなくなってきたというようなお声もいただくような状況になれば、また条例の改正等も検討してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 平たく言えば、子どもの権利条約の認識そのものも、今回、内容としては、基本的な考えとしては含むというふうになってきたけれども、条例改正というところまでは今のところ考えていないという答弁だったと思うのですが、もうちょっと簡潔な答弁でいいと思う。聞いていて難しいと私は率直に思います。

要するに、私が何が言いたいかというと、子

どもに対する認識も、保護、育成はもちろん大事ですよ。けれども、一人の大人としてきちんと認める。だから、「こうするんだ」じゃなくて、「どうしたいの」と聞くという、子どもの意見を尊重するというのが、そういう認識が大人に求められるし、社会に求められているという子どもの権利条約をどう共通の認識にしていくかというところが問われているんだと思うんです。

今回は、そのことを含めて、基本的な考えとしては、こういうふうに変わりますということで、それはそれでいいと思うんですけれども、そうなったら、子育て条例というのはどうなのかなというのが私は思うところなんです。

例えば、私が当時反対した理由として、子育てに対して国、長崎県の責任を明確にしていな。例えば第3条に、子どもを育てる最も重要な責任は保護者にあると述べているけれども、確かに子ども育てる第一義的責任は保護者にあるけれども、保護者がその責任を果たせるよう援助するのは国の責任であり、長崎県の義務ではないかと、そこまで書かないといけないんじゃないかというのが私は当時指摘した内容なんです。当時は、特に子どもの医療費の問題でも、長崎市が現物給付を実施すれば県の補助金を削るという、長崎県がそういうことをやっていた時期なんです。だからこそ余計に、そういうことはきちんとしないで、例えば、経済的な問題も長崎県はきちんと責任を取らないのに、子育ての責任は保護者だと言うだけでいいのかというのを当時指摘したんですけれども、そういうことも含めて、子育て条例そのものがこれだけ内容が変わるのであれば、変更するということもあり得るのではないかといいように思ったので、この質疑をしたところです。実際のところ

ろは、今はそこまで考えていないということでしたけれども、逆に言えば、そういう視点も持っているということだったので、検討していただきたいというふうに思います。

もう一つ、小児保護医療等の充実の中の51ページにある、18歳までの全ての子どもを対象に、市町と連携した本県独自の医療費助成を行っていますというふうに書いてあるのですが、これは2年前、附帯決議が出されましたよね。要するに、長崎県子育て条例行動計画の変更の中で、医療費助成について、高校生の世代までの在り方については、市町とも十分に協議しながら検討を行うことと、検討してよ、というのを文教厚生委員会として附帯決議で出しました。実際の行動計画の中では、本県独自の医療費助成を行っています、で止まっているじゃないですか。検討しますという文言は入れないのですか。附帯決議に対するどういう検討をして、こういう文言になったのか、説明してください。

【川村こども家庭課長】子どもの医療費助成につきましては、委員から今、お話ありましたとおり、昨年度、現在の計画の見直しを行った際に、小中学生の拡大について触れられていなかったということから、高校生までの在り方について、市町とも十分に協議しながら検討を行うことという附帯決議がございました。

この附帯決議を受けまして、新たな計画では、18歳までの全ての子どもを対象に、市町と連携した医療を行っていくと、現状を記載しております。具体的施策としまして、事業主体である市町と十分に協議しながら必要な支援を行うことを記載しております。ここにしましては、現在、市町と協議の上、制度の在り方を検討しているところであります。

【堀江委員】 結局、市町と連携した本県独自の

医療費助成を行っています、となれば今のことをそのまま認めることになるでしょう。附帯決議は、検討してくださいと。いわゆる長崎方式と言われる、就学前高校生は県が補助するけれども、小学校、中学校世代は独自で、市町単独で行ってくださいと、ここを検討してくださいというのが附帯決議だったんですよ。でも、この文言だと、医療費助成を行っています、現状をそのまま認めて、検討すら余地がないということになっているじゃないですか。今、課長は、検討していますと言ったけれども、この行動計画の中に、それは見えないでしょう。そこをしてくださいというのが附帯決議じゃなかったかと思うのですが、最後、答弁を求めます。

【川村こども家庭課長】医療費助成制度としましては、現物給付、それとあと制度は異なりますけれども、18歳までの子どもを対象に支援を行っているということで、これは現状を書かせていただいております。

その前のページ、49ページに、経済的支援ということで記載をさせていただいておりますけれども、ここの50ページの具体的施策、こちらの丸の方には書いておりますけれども、ここで18歳までの全ての子どもを対象とする市町と連携した本県独自の子ども医療費につきましては、事業主体である市町と十分に協議しながら必要な支援を行いますということで書かせていただいておりますので、ここがあって、現状を書いて、具体的施策という展開で書かせていただいております。

【堀江委員】 ここの今、課長が読まれた部分、検討するということは、ぜひ検討していただきたいと思います。

【山下委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、引き続き、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

— 午前 11時20分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

議案外について、質問はありませんか。

【中山委員】 次期子育て条例行動計画についてお尋ねいたしますが、これは基本的な考え方というのが、個性や多様性が尊重され、子どもが自己肯定感を高め、自分らしく、一人ひとり思うよう、幸福な生活ができる社会をつくるのか、様々な遊び、学び、体験等の機会を提供し、子どもの生きる力を育む、できれば「生き抜く力」というのがいいと思いますけれども、こういうことを入れたということは大変評価したいと考えております。

そこで、今日たまたま、長崎新聞でしたけれども、経済協力開発機構（OECD）が、大人が社会生活を送る上で必要な能力をはかると、国際成人力調査をやっているわけですが、その中で、日本の大人は、31か国、学力でトップ水準という形になっております。ただ、生活満足度は最下位という形になっていまして、非常に極端になっています。

ところが、これをよく読めば、学力については、注意せないかんのは、日本は3分野ともレベル1以下の階層の割合が最も少なかったと。要するに、一番下が少なかったから、平均点としては世界トップレベルですよと、こういうふうに読めるわけです。ここにも1つ問題があるのかというふうに考えているわけですが、

そういう中で、次期の子育て条例行動計画をつくるに当たって、本県の子どもの特徴、それとか課題はどのように捉えているのかということをもっとお聞きしたいと思います。

【黒島こども未来課長】 現在の長崎県、本県の子どもの現状ということでございますけれども、今回、計画の素案の一部としまして、本県のこども・子育ての現状というパートを新しく提出させていただいております。その中の、素案の資料で言えば14ページになりますけれども、⑤ということで、こども・若者の状況ということで入れております。

こちらに、従来から書いてきたことでございますけれども、児童虐待ですとか、不登校、自殺者数の増加等、子どもを取り巻く環境の厳しさということを書いた上で、我が国のこども・若者の自己肯定感、幸福度が諸外国に比べて低いというようなことが内閣府の調査等で示されているところです。そこを踏まえて、ウェルビーイングの向上を目指すというようなことがこども大綱の中にもうたわれておりますが、本県では、今年度実施しました県の子どもアンケートで、自己肯定感のほかにも、自宅や学校以外で放課後に過ごすことができる居場所があるなどの回答についてお示しをしております。

ただ、こういったところがまだ不十分ではなかろうかというようなところまでは書き込みをしておりますけれども、末尾に書いておりますとおり、自己肯定感について、令和6年度に初めて取らせていただいた調査結果は、全国よりもちょっと高くは出ているんですけれども、それ以外の子どもさんの現状については、まだ分析ですとか、検討が必要だというような認識をしております。

【中山委員】 総論として、それはここに書いて

いるので、私も読みましたので、わかっているんですけども、課長として、現在の子どもの課題をどう捉えているかということをもっと聞きたかったんですけども、その辺は今、ございませんでした。

それでは、この目指す子ども像といたしますか、例えば、前期を含めて、今度、令和7年度から令和11年度までありますけれども、目指す子ども像というのが、これを読んでも私にはなかなか見えてこないんです。目指す子ども像を少しわかりやすく教えていただければと考えているところであります。

【黒島こども未来課長】 子ども像というところの目指すところというご質問ですけども、もともとの県の子育て条例に、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備というものが、この条例の目指すところと、ひいては計画の目指すところということでお示ししております。

基本的な考え方、先ほどご覧いただいております次期計画のポイントの資料にもお示ししておりましたが、子どもの生きる力という言葉に記載しておりました。今度の次期計画の中で、もう少しそこを厚くして、自己肯定感を高めて、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができる社会をつくる、どうしても「社会をつくる」という書き方ではございますけれども、ひいては子ども自身が、ご自身一人ひとりの幸福について十分に考えて、それに向けて努力していきえる力を持っていただくというような姿が我々の目指すところかと考えております。

【中山委員】 今、課長から申し上げましたが、「めざすもの」ということで、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備するとなっているんですよ。環境を整備すると。そ

の結果、それによってどういう子どもを目指すかということについては、この中ではなかなか見えないんですよ。そこが私が見た時に、やはりきちんとしたモデル像、例えば、ロールモデルならロールモデルでも、大谷翔平さんのような形を育てようとか、そういう目指すものがなからんと、例えば、走ってみなさいよと。走れば体にいいけれども、マラソンなら42.195キロ、100メートルなら100メートルと示さんことには、人間というのは走れんとですよ。そういった意味からして、わかりやすいモデルというか、こういう人を目指すとか、その辺を今からは明確にしていく必要があるのかと思いますので、ひとつこれは要望にとどめさせていただきたいと思います。

そこで、具体的に数値目標についてお尋ねしたいと思いますけれども、自己肯定感に目標をつくった、そして検証するというシステムをつくったことについては評価します。これは大変いいことだから。ただ、これを実あるものにするために、幾つかお尋ねしたいと思いますが、この中で、令和6年度、76%、これの根拠、それと併せて、86%、2%ずつ5年間上げると10%になりますけれども、2%を目指すその根拠、なぜ2%なのか、その辺がわかりませんので、そこからまず教えてくださいませんか。

【山下委員長】 暫時休憩します。

— 午後 1時38分 休憩 —

— 午後 1時38分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開します。

【黒島こども未来課長】 ご質問について、数値目標のうち、1番目に掲げております今の自分が好きだと思うこどもの割合でございます。こちらは5年後に10%増というような目標にして

おりますけれども、こちらは一つ参考としたのが、国の方が昨年度策定しましたこども大綱、こちらの進捗について把握するための指標というものを幾つか設定しております。こちらの国の方の項目の中で、同様に、「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合という項目がございます。こちらは国の方の2022年の調査結果が、現状60%ということで、国としては、これを70%目標ということで、10%増を掲げております。長崎県の場合、令和6年度の調査結果が76%であったということで、こちらも国の伸ばす幅と同様に、10%を掲げているというところではございます。

【中山委員】あくまでもそれは国の目標に合わせて設定したということで、そうすると国が60%で、長崎県の方が76%で、この調査では、長崎の方が16ポイントほど自己肯定感が高いと、そういうふうに理解していいですか。

【黒島こども未来課長】あくまでも令和6年度アンケート結果ではございますが、76%という結果が出ております。国よりも16%高くなっております。

【中山委員】数値的には非常にいい数字なんですよね。まずまずのね。これがどういう形で76%が生まれているのかということについて、少し私は疑問を感じているんです。その辺についてお聞きしたいと思いますが、まずこのアンケートの設問の仕方。子ども自己肯定感に関するものということで、今、自分は幸せだと思いますか、今の自分が好きですか、自分の将来について明るい希望を持っていますか。これも確かに自己肯定感に幾らかはかかるとは思いますが、その中で、今の自分が好きですかというのを基準にしているようなんですよね。

そこで、私が求めたいのは、自己肯定感とい

えば、自分が世の中のために、人のために役立つのかと、そう感じているのかと、この辺がやはり一つの基本になってくるのではないかと思います。ですから、こういう項目について、今回はなかったんじゃないかと思えますけれども、今後、こういう項目について、県独自の項目も入れて、実態に近いものをはかっていくということも必要じゃないかと思えますけれども、その点いかがでございましょうか。

【黒島こども未来課長】委員ご指摘のこどもの今の自分が好きだと思う割合以外にも言えるのではないかと、有用感というものもあるのではないかとこのところではございますが、確かに子どもの自己肯定感というものについては、国のこども大綱では、ありのままの自分を受け容れて大切に感じるような力というような定義づけがされておりますけれども、それは社会で役に立つ自己有用感とも非常に強く結びついているとも言われます。ですので、子どもの先ほど申しましたような自分の考える幸せに向かってというようなところの基礎的な部分ができているかどうかというのをはかるために、ほかにも様々な指標があり得るかと思えます。こども大綱にも、これ以外にも幾つかの自分らしさというものがあるなどの項目もございますので、果たしてこれ1つの項目でよいかどうかというのはちょっと議論のあるところではあるかと思います。

一方で、計画全体の数値目標として、今、50以上の項目が並んでおります。計画の進捗をはかるものとして、どのぐらいの数が適正かというのは考えるところではありますが、代表的なものということで、1つ今設けております。ただ、この指標1つで足りるのかどうか、あるいは10%増という数値の立て方、こちらが適切かどうかというのは、引き続き検討はさせていただ

きたいと思います。

【中山委員】今の自分を好きですかと。私は、自分を好かない人はおらんと思いますよ。基本的に、人というのは生きるために自分を一番大事にするし、好きなんですよ。これは強い、弱いかの差であって、この中で、自分が嫌いという人が6%あったということだけれども、基本的に、自己肯定感、生きるためには、やはり自分を好きじゃなからんと生きていけないですよ。これは生まれ持ったその人の自然的な現象であって、逆に言えば、100%近くになるのが自然だと思うんです。ですから、これだけで肯定感をはかることについては、全国と比較することになると、それは一つの基準かもしれないけれども、後で話するけれども、世界のレベルと比較した場合どうなるかという部分が非常に関わってくるわけです。

そこで、自分が好きですかで、この内容ですよ。自分が好きですか、好きだ、これは31.9%しかおらんのですよ。ところが、どちらかといえば好きだというのが44.4%。このどちらか好きを、好きだという形に入れて七十幾らなんです。これを同じように入れることは、ちょっと私は理解できないんですよ。どちらかといえば嫌い、どちらかといえば好き、これを好きだということに入れることが、実態をわかりにくくしているんじゃないかというふうに思っているわけですが、どうなんですか。

【黒島こども未来課長】アンケートの結果の取り方として、今、76%の基礎とした数字は、委員ご指摘のとおり、選択肢のうち、どちらかといえば好きだというもので含んだ数字になっております。この取り方が果たして適切かという議論はあろうかと思うんですけれども、一つ、国のこども大綱に掲げた目標の基礎が、以前は

内閣府が実施しておりました子供・若者の意識に関する調査、こちらを参考にしておりまして、こちらでの設問の取り方、それから選択肢と集計の仕方に倣っております。全国と比較をする、あるいは国の方では、同様の項目で諸外国との比較もされておりますが、そういった比較をするためには、この同様の取り方が適切ではないかと考えております。

【中山委員】私が心配しているのは、自己肯定感が、これでいくとまずまずだというふうに取って、いろいろ施策としても、ある程度、機能していると。これを前提に政策を組んでいく場合と、逆に言うと、先ほど課長が言ったように、今、グローバル人材をつくろうということで盛んに教育委員会は言っていますよ。生きる力をつくるためには、今、日本だけで競争する時代じゃないんですよ。世界と戦わなきゃいかんわけですよ。

そうすると、先ほど私は言ったけれども、大人は学力は一応トップスリーにあるけれども、生活満足度、最下位である。そして、課長もおっしゃったように、世界のOECD21か国中、自己肯定感が一番低い。アメリカの84%に対して、日本は44%、半分以下なんですよ。イギリス、ドイツ、韓国、中国よりうんと低いんですよ。そこを比べながら、どういう形で子どもをこどもまんなか社会としてつくり上げていくのか。この出発点が現実と、私が持っている情報と、あまりにも違うので、日本だけで比べることも必要かもしれないけれども、今後は、やはり世界で人々と比べてみると。両方比べて、その中でどうしていくかということを考えていかんことには、自己満足で終わってしまうんじゃないかと思うんです。その辺はどうなんでしょうか。

【黒島こども未来課長】今回の計画素案の数値

目標の一覧に掲げております項目は、次期計画の進捗の一つの指標として設けております。その成果として上がってくる数字について、どう評価するかという点については、確かに、数値が上がったから即よかったと、我々の成果が出たと考えるのではなく、中山委員がおっしゃるように、全国と比べてどうであるか、あるいは経年的な変化がどうであるか、それから諸外国と比べて、日本全国の若者の状況がどうであって、それに対して長崎がどうであるかという全体の中での位置づけについても考慮した上で評価をしていくべきかとは考えます。将来に向けて、そこは検討してまいりたいと思います。

【中山委員】同じように教育委員会に言っているんですよ。自己肯定感がいいと、76%、随分高く、こういう数字があるんですよと。私は、一回自己肯定感についてよく調査したらどうかと言ったけれども、自分たちは自己肯定感が高いんだと、数字があるんだと、その前提で政策を組み立てるようなニュアンスを私はずっと受けているんです。ですから、出発点が違う以上は、なかなか改善できない。

そして、自分たちがやっていることが一定成果を出していると、全国よりも高いんだと、いじめの認知件数も少ないんだと、こういう前提に立って政策を打っていく場合と、いや、そうじゃないんだと、今後は世界と戦わばいかん、大人は自己肯定感が低い、子どもも低い。日本経済の停滞の一番元は、私はここにあると思っています。はっきり言うて、やる気がないと。それをどういう形で、遊びを取り入れるとかいろいろして、そして非認知能力を高めていって、そういう戦う力をつけていこうという趣旨はこれで見えてくるんだ。

そういう意味からしまして、ぜひ教育委員会

等含めてその辺をよくよく話をして、今後は、世界とも比べてみて、両にらみでやっていった方が、より精度が上がっていくんだろうと思いますので、実態をどう把握するか。把握した中でなからんば政策というのは打てないんですよ。効果ないんですよ。ぜひその辺を含めて、ひとつ教育委員会とも十分協議をして、実効ある政策をしてもらいたいということをまず申し上げておきたいと思います。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【坂口委員】私から、公益財団法人長崎県健康事業団の経営状況について、お伺いします。

健康事業団は、県民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的として、長崎県が設置した団体であります。毎年、補助金の支出であったり、子宮がん啓発事業業務委託であったり、救急医療情報センターの運営業務委託、いろんな業務委託も出している先でもあります。また、役員に、副理事長として新田福祉保健部長も入られていたり、理事には国保・健康増進課長、常務理事には県のOBの方、そして医療政策課長が評議員として入られていたり、経営に県も一定の影響を持って関与していると言えますが、近年、ここの経営状況があまりよろしくないというふうに伺っております。まずもって、近年の経営状況がどのような状況か、お伺いします。

【鶴田国保・健康増進課企画監】長崎県健康事業団の経営状況についてのお尋ねでございますが、直近で、6月に開催されました令和6年度第3回理事会において、健康事業団の方から説明があったところによりますと、令和5年度の経常利益はマイナス1億2,596万1,000円、当期税引き後の利益はマイナス1億3,032万2,000円となっており、大変厳しい経営状況と伺っており

ます。

その主な要因といたしましては、県内の人口減少、住民健診における集団健診から個別医療機関健診への移行、事業所健診における他の健診機関との競合の影響によるものと思われます。

健康事業団においては、経営改善計画を策定すべく検討を行っているということでございます。

【坂口委員】 ありがとうございます。

近年、正味財産増減計算書の当期計上増減額を見ましても、先ほど、令和5年分をお示しいただきましたけれども、令和4年度、3年度は、コロナの補助金の関係でプラスにはなっておりますけれども、令和2年がマイナス1億4,000万円、令和元年がマイナス3,000万円程度、その前がマイナス6,900万円と、近年、かなりマイナスが出ているような状況です。

そこで、先ほどご答弁ありましたように、今後、経営改善計画を策定される予定ということでもありますけれども、ここは正規の職員で100名、嘱託でも10名、合計110名職員がいらっしゃいます。近年、長崎県の課題としては、若年層、特に若い女性の流出ということが課題になっております。従業員の雇用、これをしっかりと維持、確保していただきつつ、また処遇を改善していくことも重要と考えますが、そういったことを考慮していただきながら、今後、経営改善計画を策定していただきたいと考えておりますが、県としての見解を伺います。

【鶴田国保・健康増進課企画監】 今後、健康事業団の経営改善に当たりましては、核となる健診事業を推進していくために、人材確保というのは不可欠でございますので、県といたしましても、事業団に対しまして、雇用を維持しながら改善に取り組まれるよう指導してまいりたい

と考えております。

雇用維持と同じく処遇改善も大変重要でございますので、こちらにつきましても、しっかり取り組まれるよう指導してまいりたいと思います。

【坂口委員】 冒頭申し上げましたように、事業団の経営自体に一定県として影響力をお持ちであるというふうに考えておりますので、そのあたりを考慮していただきながら、今後、よりよい経営改善計画を策定していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【山下委員長】 ほかにございませんか。

【川崎委員】 こども政策局にお尋ねいたします。次期長崎県子育て条例行動計画でございます。5歳児健診の点でございますが、まず5歳児健診、この目的について、県の認識をお伺いいたします。

【川村こども家庭課長】 5歳児健診ですけれども、目的といたしましては、発達障害児の子どもの特性を早期に把握いたしまして、就学までの間に子どもとその家族に適切な支援をつなげていくことを目的としております。

【川崎委員】 大変重要な健診であるということですが、これは実は、義務化されていない健診です。その中で、今、資料としてここに書いています2つの自治体が実施をされていないということですが、まず、なぜ実施をされていないのか、お尋ねをいたします。

【川村こども家庭課長】 記載しておりますとおり、今、19市町において何らか実施をされておりました、行っていないところは、長崎市と長与町の2市町になっております。

長崎市につきましては、まず人口規模が多いことが、対象も多くて、健診を実施するに当たりまして、健診に従事する医師とか、心理士、

あと作業療法士等の外部の専門家の確保がなかなか難しいということが理由の一つということで伺っております。

それと、長与町につきましては、これまで5歳児健診に代わるものとして、保育所、幼稚園を巡回いたしまして、気になる子どもについては、個別に丁寧な支援を行ってきているということで伺っております。巡回支援等の充実を現在優先させてきているということが主な理由になっているというふうに伺っております。

【川崎委員】 理由は今、確認させていただきました。

それで、この数値目標につきましては、この未実施の自治体2つ、長崎、長与を含めて、令和11年には全部の市町達成するという目標でございますが、どのように県の役割を果たしているのか、お尋ねいたします。あまりにも時間がかかり過ぎるような感じがいたします。大事な健診でありますので、速やかに体制を整えていただきたいと思いますが見解を伺います。

【川村こども家庭課長】 まず、資料の方に載せております令和11年度の目標ですけれども、これは子育て条例行動計画の終期に合わせて目標を設定しているところであります。

発達障害等を早期に把握をいたしまして、適切な支援につなげるため、5歳児健診を行っていくということは重要であると認識しておりますので、可能な限り前倒しで対応できるように、我々としても、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】 とにかく少しでも前倒しでという思いではありますが、国が今年の3月29日に、こども家庭庁と文部科学省と厚生労働省連名で、「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」とい

う事務連絡を発出されております。ここで先ほど説明いただいた5歳児健診の重要性について冒頭述べておられて、そして市町の役割ということで、まさに医療体制の整備ということでありますけれども、発達障害などの早期発見、早期支援につなげるのが主な目的としていることから、医師等による医学的な見立てが重要であり、適切な医師等の専門職の確保が求められるというくだりがありまして、一方で、地域によっては、担当する医師の確保が困難である場合が想定をされる、よって都道府県や地域の医療機関と連携をすることということで、市町に呼びかけられているわけでありまして、まさに都道府県の役割をしっかりと連携を果たしてほしいと。

じゃ、都道府県はどういったことが求められるかということ、まさに市町超えて医師の調整といいますか、そういったところまでがこの事務連絡の中には盛り込まれている状況であります。そういったところをできているところ、できていないところ、バランスを取っていきながら調整を図っていくと、まさにそれが県の役割なんだろうというふうに思いますが、いま一度、この早期、令和11年と言わず、もっと早くやるべきことかと思いますので、いま一度、ご決意を伺いたいと思います。

【川村こども家庭課長】 委員おっしゃられましたとおり、市町、地域によりまして、やはり医療の資源等にもそれぞれ差がございますので、なかなか医療のそういったスタッフとかを確保できない状況等もあるということで伺っております。そういった確保が今後しっかりできるように、現状等を把握しまして、適切に県としても対応できることについては取り組んでいきたいというふうに考えております。

【川崎委員】次に、ドクターヘリのことについて、お尋ねをいたします。

まず、平成18年（2006年）に導入をされたドクターヘリでございます。その中で、佐賀県との連携がありました。この連携状況について、まずお尋ねをいたします。

【猪股医療政策課長】ドクターヘリの佐賀県との相互応援についてですけれども、平成30年4月に佐賀県と協定を結んで、ドクターヘリの相互応援を行っております。

運航実績ですけれども、令和5年度でいきますと、長崎県から佐賀県の応援が15回、そして佐賀県からは63回応援をいただいております。この応援回数に差がありますのは、やっぱり長崎は離島があつて、ドクターヘリの移動に時間がかかって、相互応援できる回数が制限があったりすると。一方、佐賀県は、地形的に救急車の搬送に対応しやすいということから、応援回数に差が生じているところでございます。

【川崎委員】佐賀県にも大変お世話になっているという状況でございます。また一方では、必要な時には応援を組んでいきながら、相互に、域を越えて命を守っていくという取組に引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

そういった佐賀に応援をもらっているというところも含めまして、決算委員会並びに先般の一般質問で、ドクターヘリ、ぜひ2機目導入をということを求めさせていただきました。令和5年は、906回の出動要請に対して、116回が別件出動で要請に応じられなかったと、8件に1件が応じられない割合というところがありましたので、2機目の導入を求めたというところでございまして、来年度から取り組んでいただけないというご答弁をいただいたことは、非常にうれし

く思っているところでございます。

そこで、この2機目には、新規に導入ということではなく、当該のお医者さんを離島に運んでいく、いわゆる空飛ぶタクシーのRIMCASを活用するというになっております。

そこで、このRIMCAS、運営状況でございますが、まずこの応援に当たっては、どちらに所属されるお医者さんが派遣をされているのか、またどういう運航ルートで離島まで行かれるのかをお尋ねいたします。

【坂本医療人材対策室長】県病院企業団が運営主体となり、本県の離島医療を支援する医師のヘリコプターによる離島への搬送などを実施しているRIMCASについてのお尋ねでございます。令和5年度実績でございますけれども、医師の派遣状況につきましては、本土から離島病院へ、延べ517人の医師を搬送しており、内訳としては、長崎大学病院の医師が316人と、最も多くなっております。

また、搭乗のルートでございますけれども、使用するヘリコプターは、通常、長崎空港に配置しており、搭乗場所につきましては、長崎空港または長崎市神ノ島のヘリ発着所となっております。ですので、長崎大学病院の医師を搬送する場合には、大村から飛び立ったヘリが、一度、神ノ島のヘリ発着所に降りまして、そこで医師が搭乗し、上五島とか、離島の方に向かうというルートで運航をしております。

【川崎委員】今、長崎大学の先生延べ316名の方にご協力いただいているということで、非常にありがたいところでございます。本当に医師不足が叫ばれる中、苛酷な現場というか、お仕事の中において、少しでも負担を軽減し、そして診察時間を確保するために、このRIMCASがあると承知をしております。

そこで、将来構想ではありますけれども、長崎県は、新技術実装連携“絆”特区、この認定を得て、まさに今、ドローンを活用した、いわゆる有人地帯の、見えなくても操作ができる、飛ばす、そのようなレベル4の取組をやっている、社会課題に向かっているというふうに取り組んでおられますが、まず将来構想として、お医者さんを運ぶ、まさに空飛ぶ車、こういったところもそろそろ検討しているのかなというふうに思っています。というのが、神ノ島まで行かれるということでありました。長崎大学から神ノ島、バスということはないと思うのですが、タクシーで行かれたとしても、40分程度かかるのでしょうか。それが垂直離着陸できる空飛ぶ車であれば、大学病院の屋上からでも飛び立つことができるということがあります。

10年も20年も先のような話かもわかりませんが、メーカーさんは、2026年、もうあと2年後ぐらいには型式証明を取って、まさに商用運航に向けて取り組もうとする、もう目の前に来ているというふうな時期でありまして、ぜひそういったところもこの特区の中に少し拡張した形で、人を乗せてドローンが飛ぶ、空飛ぶ車が飛ぶ、そういったところももう検討している時期に入っているんだろうというふうに思っています。物がなくて、なかなかご所見をと言っても難しいと思いますが、ぜひ県の認識を伺いたいと存じます。

【坂本医療人材対策室長】医療資源の限られる離島におきましては、ICTなど新たな技術を活用して、持続可能な医療提供体制の維持、構築を図ることは重要と認識しております。今、ご意見ございましたような空飛ぶ車など新技術につきましても、航続距離ですとか、費用面、そういった今の時点ではまだ不明なところもござ

いますが、先ほど申したような観点から、関心を持って注視してまいりたいと考えております。

【川崎委員】もう2年後には、普通に飛んでいるということも、日本が今からルールもつくるんでしょうけれども、本当にそう遠くない期間だというふうに思いますので、そこはしっかりと調査をしていただければと思います。

ドクターヘリの2機目の導入ということについて、来年度、具体的な計画をつくっていただけるんだろうと思うのですが、まずRIMCASが毎日運航していないからそれを可能にしているというふうに認識をいたしております。したがって、具体的な日々活用の日程計画、これはどのようなになっているか、お尋ねをいたします。

【猪股医療政策課長】ドクターヘリの2機目につきましては、RIMCASが稼働していない日をドクターヘリで活用したいと思っております。具体的には、土曜日、日曜日、そして金曜日が第2金曜以外、あと水曜日が月2回、患者搬送されていますので、それ以外の日をドクターヘリとして活用したいと思っております。平均して週3日程度の活用を考えております。

【川崎委員】週3日程度でありますので、年であれば4割から5割近くは稼働いただけるということでありましたので、昨年度、906回中116回が別件出動ということですので、随分とカバーをしていただけるものと期待いたしておりますので、これは速やかに実施をしていただきたいというふうに思っております。

そこで、RIMCASは空飛ぶタクシーなので、あまりいろんな物を積んでいるとは思っていないのですが、これをドクターヘリに仕立てていくというためには、一定の医療機材を積み込むことになろうかと思っております。どのような医療機

材を積み込んでいくのか、また簡単に乗せ下ろしができるようなものなのか、お尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】 RIMCASをドクターヘリとして利用する際には、医療機器を中に搭載しまして、その医療機器としましては、人工呼吸器、除細動器、超音波診断装置、吸引器といった10種類の医療機器を搭載することとしております。重さ的には、全てを合わせると結構な重さになるんですけれども、そこはドクターヘリとして活用する際にスタッフ、整備士とか、操縦士、あと基地病院である長崎医療センターのスタッフがみんなで積み込み作業を行うというふうに伺っております。

【川崎委員】 随分と具体的なところまでも確認をされているということでありますので、先ほども申し上げました、本当に一日も早く導入していただきたい、整備をしていただきたい、就航していただきたいという思いでございますが、その点について最後、お伺いをいたします。

【猪股医療政策課長】 ドクターヘリの2機目の導入につきましては、来年度中を予定しております、これは今後、国とか県の予算編成とか、あとRIMCASの更新もありまして、また業者が替わる可能性もありますので、不確定要素がありますので、具体的にはいつかというのは示すことはできませんけれども、早急に対応できるように、できることは準備を進めていきたいと思っております。

【山下委員長】 ほかにありませんか。

【宅島委員】 1つです。マイナ保険証のことで、お聞きしたいんですけれども、12月で紙の保険証が新規発行がもうなくなったということで報道がっておりますけれども、県内におけるマイナ保険証を持っている県民の皆様の

総数、それはおわかりになりますか。

【江口国保・健康増進課長】 マイナ保険証を保持されている方の数については把握しておりません。ちなみに、利用率については全国的に統計が出ておりまして、各県でどういう状況かというのは出ております。その数字を申し上げますと、今年の10月現在でございますけれども、15.67%が全国でございます。それに対して、長崎県では17.01%ということで、全国の平均よりも若干多い利用率の状況を把握しております。

【宅島委員】 今の利用率は、ありがとうございました。

しかし、前提となる、何十万人の方がきちっとマイナンバーカードにひもづけて保険証もセットにしてあるのかというのは、やっぱり行政として把握をできていないと、今後のいろんな想定されるトラブルに対応の仕方とか、そういったことがわからないんじゃないかと思うんですけれども、部長が詳しいと思うんですけれども、マイナ保険証にまだ抵抗があられる方も多数いらっしゃるんです。そこで、マイナ保険証のメリットというものはどういったものがあるのかというのを、県民の皆様方も詳しく知りたいという方の話を聞きましたので、ぜひ教えていただければと思います。

【新田福祉保健部長】 まず、ただいま宅島委員よりご紹介いただきましたマイナ保険証の登録状況、こちらは今、私の手元には長崎県の数字は持っていないんですけれども、全国の数字はありまして、マイナ保険証の登録者数になりますけれども、10月末時点におきまして7,747万人ということであります。そもそもマイナンバーカードを保有している人が、全国で10月末時点で9,449万人おります。これは全人口の75.7%

ということでして、そのうちカードを保有している人の82%、こちらはマイナ保険証に登録をしていると、こういう状況であります。なので、全国の傾向を踏まえると、長崎県はそんなようなところを踏まえつつ、マイナ保険証の登録というの、比較的皆さん方、進められているのかなと拝察いたすところであります。

そちらを踏まえまして、マイナ保険証ですけれども、国といたしましても、マイナ保険証を推奨しておりまして、もちろんメリットがあるというところでこちらを勧めさせていただいているところであります。マイナ保険証のメリットはたくさんありますけれども、例えば、マイナ保険証をかざすことによって、高額療養費も自動的に窓口負担がないような形でできたり、あとはマイナ保険証にひもづけられて医療情報とか薬剤情報、こういったようなものを医療機関も把握することができたり、そういったようなこともありますので、重複とかそういったようなところ、やはり薬剤、おじいちゃん、おばあちゃん方はたくさん、あらゆる病院から持っていたりとかしますので、そういうものも今後は医療機関の方で把握しながら、全体的にその人に応じて調整することが可能になるとか、あとは今、取組が進められておりますが、マイナンバーカードを救急隊がこちらを把握して、救急隊がマイナンバーカードの情報を確認することによって、迅速に救急車で搬送された人に関して医療を適切に行うことができるような仕組みも今、検証されていたり、私が今申し上げたことは全部網羅できていませんけれども、そんな形でマイナ保険証はメリットはやはりあるというふうに我々としては認識しているところでありまして、確かに新しいものに対して、導入していくことに対して抵抗感とかそういったよ

うなものがある方もいらっしゃると思いますけれども、より効率的に、より質の高い医療を受けたり、提供したりする上で、マイナ保険証の導入ということは非常に大事であると思いますので、長崎県といたしましても、県下の皆様方にマイナ保険証をなるべく使っていただくように、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

【江口国保・健康増進課長】 すみません、先ほど、マイナ保険証の登録者数、長崎県の状況をわかりませんと申し上げました。これについて、長崎県が保険者となっております国民健康保険については数がわかりますので、そちらを申し上げさせていただきます。国民健康保険におけるマイナ保険証を持っていいらっしゃる方は、今年の9月末現在で18万5,377人ございまして、国民健康保険の被保険者に占めるマイナ保険証を持っていいらっしゃる方の割合は64.3%でございます。県全体としましては、協会けんぽでありますとか、共済組合、そういったほかの被保険者もございまして、そちらの分の把握ができておりません。

【宅島委員】 ありがとうございます。課長のところは国保・健康増進課なので、そうなんでしょう。

だから、県として、けんぽ組合の方もおれば、共済もおられるということで、やっぱり全体をきちんと把握をすることは大事だと思うので、例えば、福祉保健部の中で、どこが一番適当なのかと検討していただきながら、県民の皆様方がどこまできちっと普及をして、これから先、例えば、そのうちわからない人たちが出てくると思うんですよ。全くこの12月2日、紙の保険証が発行されなくなったということも知らない人もたくさんいらっしゃると思うんです。やっぱ

りその周知徹底、そういったところもぜひ県のホームページとか、また福祉保健部が、例えばテレビコマーシャルとかそういったものを流す時にも、わかりやすいコマーシャルを出していただければというふうに思います。

いずれにしても、もうマイナ保険証に切り替わっていくわけですから、しっかり県民の皆様方が取り残されないように、周知徹底をお願いしたいと思います。

もう一点、午前中の議論でもあったんですけれども、子育て条例の件です。国においても、こども家庭庁が設置をされて、令和5年4月に施行されている「こども基本法」というのがあって、その「こども基本法」が多分、最新の子どもに関する法律だと思うんです。基本となるのは、「子ども・子育て支援法」とか、「子ども・若者育成支援推進法」とかあるんですけれども、堀江委員が午前中、言われていましたけれども、平成20年の条例の施行開始から、もう16年ぐらいたっていると。子どもたちが置かれている環境は、16年といえば、かなり変わってきていると思います。ですので、最新の法律とか、国が推し進めようとしている政策等々を見ながら、せっかく行動計画をつくり直すのであれば、条例の条文自体も、現在子どもたちが置かれている環境とか、課題、保護者の課題もあると思います、そういったものもきちっと網羅して、ぜひいいものにつくり上げていただきたいというふうに思うんですけれども、局長のご意見を聞かせていただければと思います。

【浦こども政策局長】ただいまご質問がありました子育て条例の件につきましては、午前中の議論でもご指摘があったとおり、社会状況の変化、あるいは家庭状況の変化に伴いまして、子どもを取り巻く環境は大きく変化している、ま

た最近では、ネットに関する問題なども出てきておりますので、そういった環境の変化を踏まえながら、現在の子育て条例について、足らざる分があるか、あるいはさらなる改善を要するような部分があるか、そういった視点を持って、関係者の意見を聞かせていただきながら議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

【宅島委員】 ありがとうございます。

本当にせっかく条例の見直し時期というか、行動計画をつくられるわけありますから、ぜひ今、局長が発言あったとおり、いいものに仕上げて、推進していただきたいと思います。

【山下委員長】 ほかにありませんか。

【中村(俊)委員】 お疲れさまです。

私からは、端的に1点だけ、細かい話で恐縮なのですが、「家庭の日」の普及について、お伺いをしたいと思います。

「家庭の日」を設ける目的に対して、いろいろな要因から、現状としては、そのとおりに「家庭の日」を利用あるいは活用できていないケースが散見をされます。例えば、これは所管外的な要素ですけれども、小中学校の部活動が地域移行して、クラブチーム化をするということになると、これまででありますと、学校の方から保護者に対して、「家庭の日」をしっかりと時間を設けてほしいというような打診が来ておりましたけれども、クラブチーム化することによって、そのいわゆる規制とまでは言わないですけれども、そういうお願いができなくなると。そうなった時に、対外試合をやりたいとか、練習試合に行く、そういった感じで指導者あるいは保護者の方々の選択肢として、そういったことでその日を使うという方々もいらっしゃるというふうに実際私も見たり、聞いたりしているところなんですけれども、同様に、例えばこ

の中に、「家庭の日」、そしてもう一つ、こども時間というものもありますけれども、そういった弊害が出てくるのではないかというふうに危惧をしているのですが、この点について、ご意見があればお聞かせ願います。

【黒島こども未来課長】委員からのご指摘をいただきました「家庭の日」でございます。こちらは子育て条例の方で、毎月第3日曜日ということであつておまして、家族で一定子どもと向き合つて過ごす時間を確保していただくための啓発の一環として、今まで進めてまいりました。実際に小中学校部活等で、第3日曜日には、例えば試合設定は避けられるとか、そういった運用を市町ごとにしている現状でございます。

部活の地域移行に関して、所管外ではございますけれども、もともと「家庭の日」そのものについて、周知、普及について、あまり認知度が足りていないというような現状もございました。これは一つの「こども時間」と我々は新たな言葉をビジョンで設けさせていただきましたが、子どもとしっかりと向き合つていただくための取組の一つではあらうと思います。

子ども自身の育ちのために、まずは家族であつたり、あるいは地域の方からしっかりと見ていただけるというのがその地域にとって非常に重要ですので、それがどのような形で取り組んでいただけるか、それは家庭ごと、地域ごとではございますが、「家庭の日」を一律第3日曜日と定めることで、実際、会館の利用が混み合つていて、かえつて支障になるというようなお声をいただいたこともございます。そのあたり、実情に応じながら、しかし、例えば別の形ででも向き合う時間が取れておればよしとか、認識の上で取組をしていただけるように、我々とし

ては、理念を引き続き普及して、それぞれに合った取組を呼びかけてまいりたいと考えます。

【中村(俊)委員】 ありがとうございます。

今、課長がおっしゃつたとおりで、どちらかといえば努力義務的なものになるのかなという気もしておりますけれども、強制力があるものではないんでしょうけれども、昨今の子どもたちの健全な育成であるとか、心のケア、子どもたちも、かなりいろんな面でストレスにさらされている状況でありますので、こういった時間は非常に大切な取組であるというふうに私も認識をしておりますので、今後も、しっかりとした周知、あるいは一定期間過ぎた後に、しっかりと検証を行つていただきまして、価値のある施策としていただければというお願いといたします。

【山下委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】 私からは、1点お尋ねをいたします。

県議会議員をしていると、様々な方からご意見をいただきます。当然、私もその真偽を確認することはいたしますし、ただ、いただいたご意見、ご要望を基に、県政を推進することであるとか、県民の皆様の安全・安心な暮らしを届けていくこと、こういったことを私としては大事にしております。

今回いただいたご意見というのが、県の管轄の福祉事務所において、生活保護を受けておられた糖尿病の患者の方だったんですけれども、糖尿病の患者の方はインシュリン注射を打たないといけない、インシュリンを体に入れるということだと思ふんですけれども、そういったことをされているわけですが、そのインシュリンが冷蔵庫に保管をされることなく2年間経過されて、結果的に、その方がお亡くなりになった

という事象があったということで報告を受けました。今回お尋ねしたいのは、県が生活保護を受給されている方に対して、ちゃんと対応されているのかと、そういう組織になっているのかということでお尋ねをしたいと思っております。

まず、確認なんですけれども、そういった生活保護を受けておられる方、中には、知的な障害を持たれたり、あとは情報になかなか触れるのが苦手というか、いろんな理由で生活保護受給に至っているというふうに一般的にいうか、そういう可能性が十分にあると思っておりますけれども、県としては、しっかりそういった方に対応をして、可能な限りではあるとは思いますが、その方の生活も把握をしながら対応しているというふうに認識はしておりますけれども、その取組の考え方について、お尋ねをいたします。

【安藝福祉保健課長】 生活保護に関しまして、個別の事案について詳細にご説明することは控えさせていただきますけれども、一般的な県の取組といたしまして、生活保護の方から、様々ご相談がございます。その場合には、例えば、先ほど委員がおっしゃったような冷蔵庫の購入の話とかがあれば、きちんと制度についてご説明をした上で、申請書等をお渡しするような対応を取っております。もし、申請がしばらく出てこなければ、定期的に訪問をしておりますので、また改めての訪問の際に、説明をして、また申請するように促したりとか、そういう対応はしているところでございます。

おっしゃたような、例えば認知症が認められる高齢者の方とか、知的障害の方など、自力での申請が難しいと思われるような方については、福祉事務所の方へ手続きの相談とか、支援に当たることができる親族、扶養義務者の方とか、

相談支援事業所などへの協議等を行っているところでございます。これらの対応については、ケースワーカーがきちんとケース記録の方に残しまして、所内で決裁を取っております。その中で、もし対応に不備があれば、査察指導員や課長、所長の方から対応についての指導があるという体制を組んでいるところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

大きな考え方をお伺いしたんですけれども、なかなか個別具体は当然お答えいただくことができないというのはわかった上でお尋ねをしていますが、今回の事象、これが事実かどうかというのは、私なりには確認したところはありませんけれども、とにかく例えば糖尿病の患者の方がもし冷蔵庫を必要とする場合、これは本来であれば、冷蔵庫がないとインシュリンの作用が低下しますので絶対要るのですが、しっかりとケアをする体制が整っているということでのご答弁だったと思います。

ただ、この方はお亡くなりになったということでお伺いはしているんですけれども、お1人の職員の方が何人ものケースというか、事象を抱えておられて、いろんなところで本当に大変なことが現場はあっているんだろうなと思うんです。そこで、先ほども、上司の方からしっかり指導があるというお話があったんですけれども、難解な事案、これを具体的にどういう形で例えば福祉事務所で共有をされているのか。これは個別具体とかではなくて、そういう場合はどのようになさっているのか、あとそれがなかなか解決しない時、それをちゃんと定期的にフォローできているのかということをお尋ねいたします。

【安藝福祉保健課長】 難解な事案等の共有におきましては、先ほども申し上げたとおり、ケー

ス記録を回覧、決裁する中で、必要に応じて上司、班長ですね、査察指導員や課長等から指導を行っておりますし、必要に応じて、課長、所長などの幹部職員を交えたケース検討会議というものを所内で開催しまして、その被保護者に対しての処遇の方針等を福祉事務所組織として決定をしている体制を組んでいるところでございます。

【中村(泰)委員】 その会議体は先ほどもおっしゃっていただいたんですけれども、要は、なかなか進まない時、難解な事案をどれだけ抱えているのかというのがなかなか数として出すのは難しいんでしょうけれども、それを、あの事案、どうなって、どうなってと、それが解決したのかどうかというのをちゃんとフォローできているのかというお尋ねなんです、そこについてはいかがでしょうか。

【安藝福祉保健課長】 先ほども申し上げたとおり、きちんと記録として回しておりますので、そこについては適宜、確認はなされているものかと思っておりますけれども、委員のご質問ご趣旨として、もっとできることがあるんじゃないかというふうなところの視点も大事だろうというふうに受け止めておりますので、そういう視点は大事にするように、また今回のご質問を踏まえて、現場とも共有してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

それ以上できるかどうかというのは、なかなか今のご答弁から、それが十分か不十分かというのがちょっとわからなかったんですけれども、ただ、いろんなご事情がある中で、1人で解決するというのがそんなに簡単なことじゃないというふうに思っている、そこは課長も先ほどおっしゃっていただきましたけれども、とにかく

く所内で共有をいただいて、やはり報告をすることが正しいことでありますから、本当に大変だったって言ってくれというような職場の雰囲気、それで助け合う、それでも人が足りない時には本庁に対して話ができるような、そういった職場であらなければいけないと思うんです。

今回のこの事案というか、報告が、本来、糖尿病の患者の方が冷蔵庫がない中で2年間過ごしたという事実が本当にそうであれば、これは何でそんなことがあったのかなということでのお尋ねだったんです。ですから、とにかく今の県の体制であれば、そういったことは私は起こらないんだろとは思っているので、そこは基本的にはそんなことはないということで私は認識しておりますが、今の体制がちゃんと機能していれば、糖尿病患者の方が冷蔵庫なしで2年間過ごしたということはある得ないというふうに私は思うんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

【安藝福祉保健課長】 すみません、冒頭申し上げたとおり、個別の事案についてはお答えできかねますけれども、基本的に、何かあった場合に相談しやすい風土づくりということは、福祉事務所に限らず大事だと思っておりますので、そこについては福祉保健部全体で取り組んでまいりたいと考えております。

【山下委員長】 ほかに1巡目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 では、2巡目にいきたいと思えます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ほかに質問がないようですので、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時39分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時40分 休憩 —

— 午後 2時42分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時43分 休憩 —

— 午後 2時43分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時43分 休憩 —

— 午後 2時47分 再開 —

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会はこれが最後となりますので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年2月に委員長を仰せつかりまして今日まで、委員会審査、決算審査、現地調査などを実施することができました。

この間、鶴瀬副委員長をはじめ、委員の皆様にはご助言、ご協力を賜り、また理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきまして、委員長としての重責を果たすことができましたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されてから1年半以上が経過し、社会経済活動がコロナ禍以前に戻ってきたところでありますが、本県は、人口減少や少子高齢化が全国より早く進み、エネルギー、食料品価格等の物価高騰も続いており、厳しい状況が続く中、理事者の皆様には、「新しい長崎県づくり」のビジョン等に基づき、各種施策の推進に取り組んでいただいているところであります。

このような中、本委員会においては、県立大学の地域貢献活動、高校生の1人1台端末の更新、運動部活動の地域移行、認知症対策、看護学校への支援、少子化対策など、熱心で活発な論議を重ねてまいりました。

今後、本委員会におきましては、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に努めていただくとともに、県民の皆様が健やかで安心して暮らしていただけるようご尽力願いたいと存じます。

最後になりますが、県勢の今後ますますのご発展並びに委員の皆様及び理事者の皆様の一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者側を代表して、福祉保健部長か

らご挨拶を受けることといたします。

【新田福祉保健部長】理事者を代表いたしまして、閉会のご挨拶を申し上げます。

山下委員長、鵜瀬副委員長をはじめ、文教厚生委員の皆様方におかれましては、委員ご就任以降、文教厚生全般にわたりまして終始熱心にご審議をいただき、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

総務部関係では、県立大学の卒業予定者に係る県内就職促進への取組、私立学校における教育の振興や保護者負担の軽減に対する支援の取組などについて、熱心にご議論をいただきました。今後とも、県立大学の教育、研究の充実や私立学校の振興に向け、教育環境の改善を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、教育委員会関係では、遠隔教育センターの開設準備をはじめとした教育DXの推進、不登校児童生徒に対する支援、教員の働き方・働きがい改革の推進など、教育行政に係る施策につきまして、熱心にご議論をいただきました。今後とも、未来を担う子どもたちの育成のため、教育に携わる多様な方々と連携しながら、教育県長崎の実現に向け、力を注いでまいります。

また、こども政策局関係では、次期長崎県子育て条例行動計画の策定や結婚支援、子育て支援を中心とする少子化対策、発達障害児やその保護者などへの早期支援に係る取組、安心して不妊治療を受けられる環境づくりの推進などにつきまして、熱心にご議論をいただきました。今後とも、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じられる社会の実現に向けて、結婚、妊娠・出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援に努め

てまいります。

最後ではございますが、福祉保健部関係では、医療・福祉人材の確保に向けた取組や健康長寿日本一に向けた取組、被爆体験者の救済など、福祉保健行政の各種施策につきまして、熱心にご議論いただきました。今後とも、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、共に支え合い、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域をつくるため、県民一人ひとりを支える医療・介護・福祉施策の充実を図ってまいります。

委員の皆様方より賜りました貴重なご意見、ご提言を踏まえながら、今後とも、本県教育、子育て、福祉保健の発展のため全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後ではございますが、委員の皆様がご健勝にて本県発展のために今後なお一層ご活躍されますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

【山下委員長】ご丁寧なご挨拶をいただきました。どうもありがとうございました。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

— 午後 2時52分 閉会 —

1 2 月 1 9 日
(追加上程議案審查)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月19日

自 午前10時 8分
至 午前10時50分
於 委員会室2

教育政策課長 犬塚 尚志 君
教育環境整備課長 山崎 賢一 君

2、出席委員の氏名

分科会長 山下 博史 君
副会長 鷗瀬 和博 君
委員 中山 功 君
〃 堀江ひとみ 君
〃 山田 朋子 君
〃 川崎 祥司 君
〃 宅島 寿一 君
〃 中村 泰輔 君
〃 坂口 慎一 君
〃 清川 久義 君
〃 中村 俊介 君
〃 畑島 晃貴 君

福祉保健部長 新田 惇一 君
福祉保健部次長 岩崎 次人 君
福祉保健部次長 尾崎 正英 君
福祉保健課長 安藝雄一朗 君
医療政策課長 猪股慎太郎 君
長寿社会課長 中村 直輝 君
障害福祉課長 里 隆介 君

こども政策局長 浦 亮治 君
こども未来課長 黒島 孝子 君
こども未来課企画監 村崎 佳代 君
こども家庭課長 川村 喜実 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長 中尾 正英 君
総務部次長 猿渡 圭子 君
学事振興課長 櫻間 秀道 君

教育長 前川 謙介 君
教育次長 狩野 博臣 君
教育次長 坂口 育裕 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）
第117号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）（関係分）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 8分 開会 —

【山下分科会長】皆さん、おはようございます。
ただいまから予算決算委員会文教厚生分科会
を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、
予算決算委員会に付託されておりますので、予
算議案の関係部分を文教厚生分科会において審
査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第
117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算

（第5号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法につきましては、今回、総務部長が総務分科会にも出席する必要がありますことから、配付いたしております審査順序のとおり、まず総務部関係の審査を行い、終了後、ほかの部局の合同により審査することにいたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案について、審査順序のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、第117号議案をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもので

あります。

歳出予算は、合計で998万4,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている私立小・中学校、高等学校及び専修学校・各種学校に対して、電気・ガス料金にかかる高騰分の一部を支援する経費として、私立学校助成費998万4,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】 次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】 お手元にお配りしております資料に基づきまして、事業の概要を補足してご説明させていただきます。

この事業ですけれども、令和4年度、5年度に引き続きまして、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、こちらを活用しまして、物価高騰の影響を受けております私立小・中学校、高等学校及び専修学校・各種学校の負担軽減のために、エネルギー価格の高騰分の一部を支援するというものでございます。

事業対象となりますのは、私立の小学校6施設、中学校12施設、高等学校23施設、専修学校が21施設、各種学校5施設の合計67施設が対象となっております。

支援の内容につきましては、電気代及びガス代を、施設規模ごとに11の区分を設けまして単価を設定し、その単価をそれぞれの施設に交付することとしております。

この区分につきましては、学校の場合、1クラ

スが40人というクラスになります。それが3学年ございますので、1クラスしかない学校であれば、120人というところが定員となっております。ですので、この120人というのを区分としまして、120人未満、それから次の区分が120人以上240人未満という形で、1,200人以上1,320人未満というところが最大の区分となっていて、全部で11区分を設けて、それぞれに単価を設けて支援を行うこととしております。

また、単価の根拠でございますけれども、各施設の年間影響額の概ね4分の1に相当する額を支援することとしております。こちら4分の1でございますけれども、国が今年度行っております電気・ガス代の支援対策、そういった状況を踏まえまして、今回、経済対策補正におきますエネルギー等の物価高騰対策として実施をされます医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する県の支援は、4分の1で全庁的に統一をされているところでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】単価の根拠なんですけれども、県の支援は4分の1で統一をするということなのですが、そうしますと最も支援をたくさん受けるんじゃないくて、最も少なく受けるところになると3万円程度の支援というふうになるんですけれども、エネルギー価格の高騰分に対しての支援からすると、ちょっと少ないというか、もっと負担すべきではないかというふうな思いもあるのですが、これは県の支援は4分の1で統一、学事としては、通常は予算要望は、これぐらい

という話があって、最後は、これというふうに判断されると思うんですけれども、学事も最初から、県の支援は4分の1とか、そういう要望だったのでしょうか。そこら辺の実情はどうですか。

【櫻間学事振興課長】学事の予算要求段階におきましては、国の方の支援内容というところが十分に学事振興課の方で認識ができておりませんで、もともとは昨年と同様に2分の1での要望をしたところではございますけれども、ただ、こちら、考え方としましては、先ほど補足説明で申し上げましたけれども、国の方におきましては、今年度につきましては、価格高騰対策としまして、小売事業者に対して価格引下げの支援を行っている。これが今回の補正も含めまして、昨年の8月から10月分に対して、その支援がなされているんですけれども、今度の1月から3月にも支援が行われるというところで、合わせますと年間で半分、6か月につきましては別の対策が取られているというところで、昨年度までは2分の1の県としての支援を学校に対して行っておりましたけれども、その半分というところで、妥当な支援額にはなっているのかなというふうに認識をしております。

【堀江委員】昨年は2分の1の補助だったんだけれども、今回は国の単価の根拠というののもあって、それが4分の1ということなので、今回は昨年に比べたら、エネルギー価格の高騰分になれば、やはりどうしても少額になるという形になるわけですね。

どうなんでしょう。ないよりはいいと思うんですけれども、施設からすると、高騰分はやっぱり昨年同様の分がいいのではないかという気持ちもあるんですけれども、ここら辺はどういうふうに思うのかというのは、これは答弁でき

ますか。

【中尾総務部長】 まず、この価格高騰対策というのは、どうしても厳しい財政状況にあります本県独自に行うというのはなかなか厳しい状況の中で、国の補正予算が今回成立するということもありまして、何らかの支援の方策を考えてきたというところでございます。

昨年度の支援につきましては、他の並びとも取りまして2分の1の支援ではございました。我々としても、国の支援を受けて、どのぐらいの支援をできるかということを考えた時に、国の方で、6か月、半年分を2分の1ということで支援をしているということでございます。すなわち、8月から10月、それから1月から3月を2分の1にしていると。4分の1というのは、数字の見方としては、そう見えるかもしれませんが、通年で支援するという私どもの考え方からしますと、言わば、1月1月単位では薄巻きにはなっているんですけれども、国と同等の支援はしているということは受け止めていただけるのかなということで、今回このような支援にさせていただいたというところでございます。

全体の予算、恐らく、本県に交付されるであろう交付金の総額を見た時、できるだけ多くの方に支援させていただくという中で、このような形で全庁的に統一させていただいたものでございます。

【山下分科会長】 ほかに、質疑はございませんか。

【中村(俊)委員】 これは確認になりますけれども、この支援を受けるに当たって、各学校の手続きというのは、こういった形になりますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 今回の補正の趣旨からしまして、できるだけ早くそれぞれの団体に支援

を行う必要がございます。そのため、各学校の申請手続きというのをできるだけ負担を軽くして、県における審査につきましても、できるだけ迅速に行える形ということで考えておりまして、そのため、この区分での方式というのを取るようにしております。ですので、各学校にとりましては、自分の学校の生徒の数がどの区分に入るのかというのだけを確認すれば、比較的簡単に申請ができるような形になっているかと思っています。

【中村(俊)委員】 私も、まさにあまりご負担にならないような形がいいかなと思ったものですから、あまり煩雑なものでないということが確認できましたので、ありがとうございました。

【山下分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【川崎委員】 1点、今、負担がかからないようにということは非常に大事な視点だと思いますし、迅速にというお言葉がありましたが、いつまでにご支援されるのか、スケジュール感をお知らせいただきたいと思います。

【櫻間学事振興課長】 この支援につきましては、令和4年度、5年度と行っております。令和4年度につきましては、実績に基づく申請手続きを取る形を取ったんですけれども、その際には、5か月程度の時間を要しました。昨年度は、この同じやり方で実施をしたところなんですけれども、それでも4か月ぐらひはかかってしまっているところでございます。ただ、この方式については、今回、昨年度と同様の方式ということになりますので、4か月ということにはかからないような形でできるかと思っておりますけれども、時間的には、年度内の支出というところが目標になってこようかとは思っています。

【山下分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第117号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第117号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時21分 休憩 —

— 午前10時21分 再開 —

【山下分科会長】分科会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩し、再開を10時35分といたします。

— 午前10時22分 休憩 —

— 午前10時34分 再開 —

【山下分科会長】分科会を再開いたします。

これより、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

まず、教育長より予算議案の説明を求めます。

【前川教育長】おはようございます。

説明資料の2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金1億1,473万6,000円の増、歳出予算は、特別支援学校費5億4,370万4,000円の増となっております。

この結果、令和6年度の教育委員会所管の予算総額は、1,254億9,737万8,000円となります。

歳入予算及び歳出予算の内容につきましては、記載のとおりであります。後ほど、教育環境整備課長が補足説明をさせていただきます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回計上しております予算については、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、特別支援学校施設整備費5億4,370万4,000円について、新たに繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】次に、福祉保健部長より予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、福祉保健部合計で12億8,227万5,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

2ページ下段をご覧ください。

補正予算の内容についてご説明いたします。
（医療機関、介護施設等における物価高騰への支援について）

エネルギー等の物価高騰の影響による負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な施設を運営する事業者に対し、電気代等の物価高騰分の支援を実施するために、福祉保健部合計で12億8,227万5,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】次に、こども政策局長より予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】おはようございます。

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

説明資料のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予

算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で1,257万5,000円の増となっており、各科目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。
（児童福祉施設等における物価高騰への支援について）

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な児童福祉施設等に対し、電気代等の支援を実施してまいります。

そのため、1、私立幼稚園、認可外保育施設への支援に要する経費として86万9,000円の増、2、児童養護施設等への支援に要する経費として1,170万6,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【山崎教育環境整備課長】第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、教育環境整備課関係について、補足してご説明させていただきます。

掲載しております補足説明資料をご覧ください。

本課で計上しております特別支援学校施設整備費につきましては、国の総合経済対策補正予算に基づき、公立学校施設整備に係る国庫補助

事業が対象となったことを受け、特別支援学校の空調設備の改修や施設等の老朽化対策など、令和7年度に計画をしていた特別支援学校6校の施設整備について、計画を前倒しして実施しようとするものでございます。

各事業の概要でございますが、表の工事番号1番から4番までは、いずれも老朽化した空調設備の改修工事でございます。次に、5番と6番も老朽化によるもので、5番は、島原特別支援学校南串山分教室の運動場の改良、また6番の虹の原特別支援学校は、管理棟の屋上や外壁等の改修を実施しようとするものでございます。7番は、令和9年4月に虹の原特別支援学校対馬分校として、対馬市立厳原中学校内に小中学部を設置することに伴い、厳原中学校の校舎の一部を特別支援学校として使用できるように改修しようとするものでございます。最後に、8番は、バリアフリー化推進のため、希望が丘高等特別支援学校内に、車椅子用の多目的トイレを新たに整備しようとするもので、各工事の事業費等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、これらの事業につきましては、経済対策の趣旨に鑑み、議決をいただいた後は早期執行に努めてまいります。年度内に適正な事業期間が確保できないことから、繰越明許費の設定についても、併せてお諮りをさせていただきます。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【猪股医療政策課長】第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、医療政策課分につきましては、補足説明資料に基づ

いて説明させていただきます。

SideBooksのファイル名、福祉分科会補足説明追加議案の2ページをご覧ください。

補正の内容ですが、国の重点支援地方交付金を活用しまして、医療機関等に対し、エネルギー価格及び食材料費の高騰分の支援を行うものでございまして、補正額5億6,754万4,000円を計上しております。

対象及び支援内容は記載のとおりでありまして、公定価格により価格への転嫁が難しい病院、診療所など、約4,200の施設を支援対象としております。

なお、単価の根拠につきましては、国の電気、ガスの支援状況も踏まえまして、物価高騰による年間影響額の4分の1に相当する額で設定しております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】同じく第117号議案、令和6年度長崎県一般会計補正予算のうち、長寿社会課及び障害福祉課分について、先ほどの補足説明資料3ページでご説明をさせていただきます。

医療分野と同じく物価高騰の影響を受けている介護サービス施設、障害福祉サービス施設等の負担軽減を図るため、エネルギー価格や食材料費の高騰分への支援を行うものでございます。

対象施設については、2の（1）に記載のとおり、介護保険の対象施設として、介護サービスを行う施設、あるいは県や市町からの補助金で運営を行う高齢者施設、それから障害者総合支援法等に基づき障害福祉サービスを提供する施

設であり、公定価格により価格への転嫁が難しいというような施設を対象にさせていただいております。

支払い内容につきましては、(2)に記載しております光熱費及び食材料費の高騰分を支援対象としており、対象施設及び補正額につきましては、介護サービス施設で約3,200施設、5億3,603万8,000円、障害福祉サービス施設等で約1,400施設、1億7,869万3,000円となっております。

(3)の単価の根拠につきましては、先ほどの医療分と同様、実際の支援額について、影響額の4分の1で統一をさせていただいております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】 同しく第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、こども未来課分について、お配りしておりますこども未来課関係の補足説明資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。

資料2ページをご覧ください。

先ほど説明がありました医療分野や介護・障害福祉サービス分野と同しく、物価高騰の影響を受けている認可外保育施設、私学助成幼稚園の負担軽減を図るため、エネルギー価格の高騰分への一部支援を行うものでございます。

対象施設につきましては、これまでの支援と同様、県の所管である認可外保育施設、私学助成幼稚園を支援の対象としております。

事業内容につきましては、記載のとおり、認可外保育施設は電気代の高騰分を、私学助成幼稚園は電気代とガソリン代の高騰分を支援対象

としており、対象施設及び補正額につきましては、認可外保育施設で46施設、27万7,000円、私学助成幼稚園で7施設、59万2,000円となっております。

なお、単価の根拠につきましては、ほか施設と同様に、年間影響額の概ね4分の1に相当する額としております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【川村こども家庭課長】 同しく第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、こども家庭課所管の補正予算について、お配りしております補足説明資料に基づいて、ご説明いたします。

児童措置費について、国の総合経済対策への対応といたしまして、重点支援地方交付金を活用し、エネルギー価格や食材料費高騰の影響を受けている児童養護施設等に対しまして、高騰分の一部を支援するための経費といたしまして、1,170万6,000円を計上しております。

具体的には、2、事業内容の(1)に記載しております児童養護施設をはじめとする対象施設に対しまして、施設種別ごとの年間の影響額概ね4分の1に相当いたします額、(2)に記載しております金額を定額で支給したいと考えております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】長寿社会課長の補足説明について、質問いたします。この介護サービスそれから障害福祉サービスの食材、エネルギー価格の高騰分への支援というのは、去年の11月議会も同じようにやっているのですが、今回の対象施設、ここに①、②、③と書いてあるんですけれども、例えば、介護に係っては3,200施設、それから障害福祉サービスについては1,400施設なんですけれども、去年の11月の段階では、介護については2,000施設、それから障害福祉サービスの施設については740施設だったんですけれども、去年も同じように食材の支援をしたのに、施設の数がこう違うというのは理由があるのですか。

【中村長寿社会課長】 去年の11月補正におきましては、食材費でしたので、食材を提供しない訪問系、これが対象から除かれておったところでございます。昨年6月の補正は、今回と同じような形で、施設数は同じレベルで行っているところでございます。

【堀江委員】 その上で、食材料の単価なんですけれども、今回は入所系、定員に対して9,000円、それから通所系は定員に対して3,000円なんですけれども、去年の11月、これは食材ですよ。単価については、入所系が6,500円で、通所系が2,200円。単価が上がるということは、それはそれでいいと思うんですけれども、考え方として、6,500円が9,000円になり、2,200円が3,000円になったというのは、物価高騰ということなのでしょう。

【中村長寿社会課長】 今回、高騰率は、物価指数を令和3年3月と令和6年3月を比較しまして、食材料費が上がっている状況でございまして、今回新たに算定し直した形での単価といたしましては、上昇しているというところでございます。

【山下分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第117号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第117号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前10時50分 休憩 —

— 午前10時50分 再開 —

【山下分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

— 午前10時50分 閉会 —

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年12月11日

文教厚生委員会委員長 山下 博史

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 96 号 議 案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（関係分）	原 案 可 決
第 109 号 議 案	訴えの提起について	原 案 可 決
第 110 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決

計 3 件 （原案可決 3 件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 7 号 請 願	「持続可能な学校の実現をめざす」意見書の採択を求める請願	不 採 択
第 8 号 請 願	本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書	不 採 択

計 2 件 （不採択 2 件）

委 員 長 山下 博史

副 委 員 長 鵜瀬 和博

署 名 委 員 中村 泰輔

署 名 委 員 畑島 晃貴

書 記 土橋 彰子

書 記 太田 勝也

速 記 (有)長崎速記センター